

法 学 紀 要

第六十七卷

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

目 次

【法学研究所】

論 説

- 株式の共同相続が生じた場合において要求される行為規範
 —— 会社法106条に関する裁判例を素材として —— …………… 松嶋 隆弘 …… 9
- ブロックチェーンにおける物権の準拠法
 —— ヨーロッパの学説と営業秘密保護の観点から —— …………… セレナ・フランコ …… 33

資 料

- 熊本県における被災地調査と研究者・研究機関との意見交換
 —— 『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指した
 Cyber-Physical System の開発』の研究の一環として —— …… 松嶋 隆弘
 大久保拓也
 鬼頭 俊泰
 金澤 大祐
 中島 弘雅 …… 69

【政経研究所】

論 説

- ユーロリージョンの意義と限界
 —— EGTC 登場以前の欧州越境協力の制度的展開 —— …………… 柑本 英雄 …… 79
- デンマークの社会住宅地区における協働型ガバナンス…………… 福森憲一郎 …… 113
- 事業報告…………… 141

研 究 論 文

【法学研究所】

株式の共同相続が生じた場合において 要求される行為規範

—— 会社法106条に関する裁判例を素材として ——

松 嶋 隆 弘

一. はじめに

本稿は、株式の共同相続が生じた場合において、株式の準共有間、準共有者と株式会社との間（以下、「関係当事者間」という。）に要求される行為規範につき、会社法106条に関する裁判例を素材として検討しようとするものである。会社法106条については、かねてから企業（事業）承継という観点からの大部の研究が積み重ねられてきたところ¹、近時、いくつかの大著も公刊され²、もはや検討しつくされた感もある。

本稿では、会社法上の解釈論を展開するというのではなく、会社法106条に関する近時の重要裁判例のいくつかを取り上げ、それらを事実関係に立ち入って検討し、関係当事者間の行為規範を解明するという別の角度から光を当てることを試みたい³。

二. 会社法106条の趣旨と株式の共同相続

検討に先立ち会社法106条の内容と趣旨につき一瞥した上、同条がもっぱら株式の共同相続に関し適用される規定となっていることを確認しておきたい。

会社法106条は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができな

い。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定する⁴。本条は、本文と但書とでその沿革を異にする。

会社法106条本文の趣旨は、会社の事務処理の便宜を図ろうとするところにあるとされている⁵。もともと本条の前身である旧商法203条2項の制定時において想定されていたのは、発起人が共同して引受担保責任を負担するような場合であり、株式の共同相続の場面ではなかった。そもそも本条制定時における相続は家督相続であり、家督相続の下においては家督と家業たる事業はともに承継されるのが通常であり、株式の共同相続という事態が生じなかったのである。

だが第二次世界大戦後、相続法制が家督相続から均分相続へ移行するとともに、個人事業の「法人成り」が許容された結果、株式の共同相続における処理が問題とされ、本条の主たる適用場面となった一方、会社法の下において資本充実規制廃止の一環として、発起人の担保責任が廃止された。このことにより、かかる場合における本条の適用はなくなった。これにより本条は、当初の立法趣旨とは逆に、もっぱら株式の共同相続を念頭においた規定とならざるをえなくなった^{6,7}。

他方、会社法106条但書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」旨規定する。同条本文が、旧商法203条2項を引き継ぐものであり、その趣旨が明確であるのに対し、同条但書の方は、平成17年会社法制定にあたって付加されたもので、その趣旨は、制定関係資料に照らしてもハッキリしない。その上、最判平成11年12月14日集民195号715頁が、株式が数人の共有に属する場合において、株主の権利を行使すべき者の指定及び会社に対する通知を欠くときは、共有者全員が議決権を共同して行使する場合を除き、会社の側から議決権の行使を認めることはできない旨判示しているところから、同条但書が、前掲最判平成11年12月14日を変更するものかについても、議論が錯綜し、見解の一致をみない。ただ、本文がもっぱら株式の共同相続につき適用されるものである以上、但書も同様であることは明らかである。

以上の結果、会社法106条の本文と但書は、それぞれその沿革を異にするものの、いずれも、もっぱら株式の共同相続の場面に適用される規定であるという点で共通することとなる。

三. 権利行使者の定め方に関する裁判例

1. 権利行使者の定め方に関する裁判例

(1). はじめに

株式につき共同相続が生じた場合、当該株式につき準共有が生ずることになる⁸。この場合「株式が二以上の者の共有に属するとき」に該当するため、会社法106条本文が適用されるどころ、同条によると権利行使者一名を定め、会社へ通知することが必要とされている。しかし同条は、肝心の権利行使者の定め方について規定を欠いており、権利行使者をいかに定めるかは、解釈によって決さなければならない。

考え方としては、共同相続人の全員一致を要するという見解（全員一致説）⁹と、共同相続人の法定相続分における単純多数決で足りるという見解（多数決説又は過半数説）とが主張されている。

権利行使者の定め方に関する2つの裁判例を見てみたい。1つはこの論点に関するリーディングケースとされている最判平成9年1月28日集民181号83頁であり、もう1つは、大阪高判平成20年11月28日金判1345号38頁である。

(2). 最判平成9年1月28日集民181号83頁¹⁰

(i). 事案の概要

前掲最判平成9年1月28日は、Y₁社（資本金500万円の有限会社）における、BをY₁社の代表取締役として選任する旨の社員総会決議につき、不存在確認請求が提起されたという事件である（但し、会社法106条本文に定める手続は履践されていない。）。前掲最判平成9年1月28日における核心的争点は、社員総会決議時における社員が誰かである。Y₁社サイドは、Bが同社の全持分を所有しているという前提で前記決議をしているため、Bが唯一の社員であると主張している一方、X₁らは、BでなくX₁らが同社の社員であると主張している。この

ように双方の主張が真っ向から対立しているのは、Y₁社の創業者である故Aが、生前にBに対し同社の全持分を遺贈しているところ、故Aの相続人であるX₁ら（故Aの妻と娘2人）が、前記遺贈につき無効であると主張しているためである。本件遺贈について、X₁らは、別訴で、遺言無効の訴えを提起しており、前掲最判平成9年1月28日の当時、管轄の地方裁判所に係属中であった。

上記のような紛争の背景事実についても述べておこう。Aは、妻との間に、2人の娘があったが、妻とは、結婚後10年を過ぎた頃から不仲となり、別居することになった。そして、Aは、別居と相前後して、Bと同棲をはじめ、AB間には、息子が誕生し、Aは息子を認知した¹¹。ABは、事実上の夫婦として、息子とともに同居してきた。その後、Aは、入院したが回復に至らず、死亡した。前記遺贈は、Aの死亡直前になされたものである。

(ii). 判旨

前掲最判平成9年1月28日は、先ず、「有限会社の持分を相続により準共有するに至った共同相続人が、準共有社員としての地位に基づいて社員総会の決議不存在確認の訴えを提起するには、……社員の権利を行使すべき者（以下「権利行使者」という）としての指定を受け、その旨を会社に通知することを要するのであり、この権利行使者の指定及び通知を欠くときは、特段の事情がない限り、右の訴えについて原告適格を有しないものというべきである……。」と一般論を述べた上、次いで、権利行使者の定め方についての本論に入り、「持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」と判示する。

(3). 大阪高判平成20年11月28日金判1345号38頁¹²

(i). 事案の概要

前掲大阪高判平成20年11月28日は、Y₂社（Y₂株式会社：全株式譲渡制限会社、取締役会設置会社、監査役設置会社）において、発行済株式の全部について各株主の全員が出席し（代理人を含む）、会社（Y₂社）側、株主（X₂ら）側の各議案の決議（本件決議）が付議され、前者が可決、後者が否決された場合において、X₂らが主位的に前者の否決と後者の可決の各確認を、予備的に前者の取消し・不存在を求めて提訴したという事案である。

前掲大阪高判平成20年11月28日において、X₂らの提案に係る議案が否決されたのは、議長であるC₂が、X₂らの代理人（弁護士）による本件株式の議決権行使について、準共有者間で協議がされていない等の理由で認めなかったためである。

ここで株主構成と持株数についてみておくと、次の表のとおりである。

C ₁ 5700株（D ₁ 株式準共有分8分の1）	X ₂ 1250株（D ₁ 株式準共有分8分の3 + D ₂ 株式共有2分の1）
C ₂ 7100株（D ₁ 株式準共有分8分の1）	
Eら 2000株	X ₃ 1750株（D ₁ 株式準共有分8分の3 + D ₂ 株式共有2分の1）
計 14800株	小計 5500株（3000株+ D ₂ 株式2500株） D ₁ 株式（9700株）が帰属すれば合計15200株

ここで前記に至った背景につき説明をしておく。Y₂社の創業者であるD₁は、妻D₂との間に子が3名いるほか（X₂, X₃, C₁）、C₂（C₁の夫）との間に養子縁組をしている¹³。D₁はC₂を後継者に指名したため、XらはY₂社の経営には直接携わっていない。

その後、D₁、D₂が相次いで死亡した。まずD₁が死亡した際には、D₁の法定相続人（妻D₂と子であるX₂, X₃, C₁およびC₂）が、D₁の権利義務を相続したものの、遺産分割が未了である。このため、D₁の保有株式9700株（本件株式）は、前記法定相続人5名の準共有状態にある（本件準共有持分：その内訳は、D₂

が法定相続分の2分の1、 X_2 、 X_3 、 C_1 および C_2 が法定相続分の各8分の1ずつ)。次に D_2 の相続だが、 D_2 は全ての財産を X_2 及び X_3 (X_2 ら)にそれぞれ等分の割合で相続させる旨の遺言を残していたため¹⁴、遺言に従って処理された。すなわち、 D_2 が有していた本件準共有持分および D_2 保有株式(2500株)は X_2 らが相続し、 D_1 の死亡に伴う遺産分割が未了であるため、本件株式は X_2 、 X_3 、 C_1 および C_2 の準共有に、また D_2 保有株式は、 X_2 らの準共有に属することになった。結果として、前記表のと通りの株式保有状況に至った。その後、 D_2 の遺言の検認手続きをきっかけに X_2 らと C_1 らとの間の確執が生じ、紆余曲折を経て、本件決議に至ったのである。

前掲大阪高判平成20年11月28日における争点は、本件準共有株式が X_2 らに帰属するかである。本件準共有株式を除くと、 X_2 らの保有株式は5500株であり、14800株を有する C_1 らに対し圧倒的に劣る。ただ仮に本件準共有株式が X_2 らに帰属するとした場合、 X_2 らの保有株式は15200株となり、僅差ではあるが C_1 らの持株数を上回ることになる。

本件準共有株式の帰趨を決するのは、権利行使者の定め方いかんである。前掲大阪高判平成20年11月28日の事案において、 X_2 らは、 C_1 らに対し「協議申入れ書」を送り、 X_2 を本件株式の権利行使者に指定することを受諾するか否か「のみ」を所定期日までにファクシミリで回答することを求めた上、所定期限までに受諾の回答がなかったから協議不調として処理する旨を通知し、何ら協議することなく、 Y_2 社に対し権利行使者として X_2 を指定する旨を通知した。

(ii). 判旨

前掲大阪高判平成20年11月28日は、前掲最判平成9年1月28日を引用した後で、下記のとおり判示した。

「共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用

あるいは悪用するものであってはならないというべきである。

そうとすれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。」

「これらの事実を総合すると、 X_2 らは、 $\dots D_1$ と D_2 の死亡を契機として本件株式が準共有の状態となり、これが遺産分割が終了するまでの暫定的な事態にもかかわらず、この間に限り、 $\dots X_2$ らにおいてわずか400株の差で過半数を占めることとなることを奇貨とし、 Y_2 会社の経営を混乱に陥れることを意図し、本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用的に権利行使者を指定したと認めるのが相当である。」

2. 裁判例から読み取れること

(1) 前掲最判平成9年1月28日から読み取れること：多数決説の暫定性

前掲最判平成9年1月28日は、一般に、最高裁として多数決説を取ることを明言したリーディングケースとして理解されている。そのこと自体には異論がない。ただ、前掲最判平成9年1月28日に関しては、もう一点注意しておきたいことがある。それは、前掲最判平成9年1月28日における多数決説を是とする判断は、当該事案の解決全体においてみると、暫定的であるということである。

前掲最判平成9年1月28日の事案では、遺贈の効力を争う遺言無効の訴えが別に訴訟係属しており、 Y_1 社の持分の帰趨は、最終的には、この遺言無効の訴えに関する判決により決される。特定遺贈の効力は、一般に物権的であると解されており、特定遺贈である本件遺贈が有効なら、 X_1 らは、 Y_1 社持分につ

き全くの無権利者となる。他方、当該事案における争点は、Y₁社の社員総会決議の効力である。前掲最判平成9年1月28日は、遺言無効の訴えに関し、判断が下されていないという状況で、仮に、X₁らが持分権者であったとしても、持分価格の多数決で権利行使者を定めるべきであったと判示して、権利行使者を定めず提起した訴えを不適法却下した第一審（東京地判平成4年2月18日金判1019号28頁）、原審（東京高判平成5年7月5日金判1019号25頁）の判断を是認し、X₁らの上告を棄却したものである。つまり、多数決説を採る判示は、傍論にすぎない。前掲最判平成9年1月28日が、最高裁の正式な判例集である最高裁民事判例集（民集）に登載されていないのも、このような事情によるのである¹⁵。

(2) 前掲大阪高判平成20年11月28日から読み取れること：真摯な協議の必要性

次いで、前掲大阪高判平成20年11月28日についてみてみよう。前掲大阪高判平成20年11月28日の事案において、X₂らは、Cらに対し「協議申入れ書」を送ったが、何ら協議をすることなく書面によって、本件株式の権利行使者としてX₂を指定する旨を通知がなされている。このことを両陣営の持株数と対比して考えてみよう。前記の表に関して一言したとおり、「真水部分」でみる限り、14800株を有するCらに比し、X₂らは持株数において圧倒的に劣っており（5500株）、本来であれば勝ち目はない。しかしながら、仮に、準共有株式を自陣営に組み入れることができれば、15200株となり、僅差ではあるがCらの持株数を上回る。もちろんかかる僅差での優勢は、「ホンの一時的」なものにすぎない。ただ、その肝心の「一時」に株主総会が開催され、取締役が選任されるのであり、それがいずれの陣営の者であるかが問われている。問答無用式で何ら協議がなされていないのは、X₂らからすれば、あらかじめ織り込み済みのストーリーということであろう。すなわち、X₂からすれば、かかるホンの一瞬の時期における優勢を利用して、Cらの追い落としを図るべく、準共有株式を自陣営に組み入れたいのであり、かかる意図からすれば、話し合い等もってのほかということであろう。つまり本件は、Cらの追い落としを図ったX₂らによる「クーデタ」であることがわかる。

前掲大阪高判平成20年11月28日は、かかるクーデタ目的のために「多数決による権利行使者指定」を利用することを許されないとするものであると理解することが可能であり（「本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、」の判示からも強い非難を読み取ることができる。）、おそらくその結論に異論はあるまい。

このことから、次の2点を読み取ることができるように思われる。

第1に、ここでも、前掲最判平成9年1月28日と同様、多数決説の判断の暫定性が示されていることである。前掲大阪高判平成20年11月28日においては、多数決による権利行使者を定めたことが、共同相続人が権利行使の手続の過程で権利を濫用したものと理解されており、暫定性がより一層際立っているように思われる。

そもそも遺言がないことにより生じた相続準共有につき、権利行使者の指定を要求するのは、あくまでも遺産分割協議等により財産の帰属関係が確定するまでの「暫定的取扱い」に過ぎず、多数決説、全員一致説のいずれも、その暫定的期間中に、一種保存行為的に権利行使を認めるか、逆に一時的な状態に過ぎないのだから権利行使を暫定的にストップさせておくか、の価値判断の違いはあれ、拠って立つ基盤たる「暫定性」については異論がない。

そして、かかる暫定性を大きく超え、権利行使者を活用することにより、支配関係の決定的変動までも認めることは、この制度の予定していないところであり、かかる活用は権利の濫用として否定されるべきである。前掲大阪高判平成20年11月28日はこのことを明らかにしたものとして理解されるべきである¹⁶。

第2に、第1で述べた「暫定性」を踏まえ、前掲大阪高判平成20年11月28日は、「共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要」と理解していることである。かかる判示の下、「協議申入れ書」を送るのみで、何ら協議をすることなく、権利行使者を指定する旨を通知したという対応につき、「共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用的に権利行使者を指定した」と認定し

ている。かかる対応が、権利濫用とされている。

以上のとおり前掲大阪高判平成20年11月28日は、権利行使者を定めるにあたり、共同相続人である準共有者間において、真摯な協議をすることを行為規範として要求している。

四. 権利行使者を定めることを要しない特段の事情に関する裁判例

1. 権利行使者を定めることを要しない特段の事情に関する裁判例

(1). はじめに

前記のとおり、会社法106条本文は権利行使者を定めることを求めているが、判例は、権利行使者を定めることを要しない特段の事情がありうることを認めている。最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁及び最判平成3年2月19日判時1389号140頁である。次にこれらについてみていくことにしたい。

(2). 最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁¹⁷

(i). 事案の概要

前掲最判平成2年12月4日は、Y₃株式会社（Y₃社）の全株式が準共有とされている状況の下、準共有者の一人であるX₄が、Y₃社の株主総会決議（本件決議）に関し、本件決議がされた事実は存在しないとして、株主総会不存在確認の訴え（会社法830条1項）を提起した事案である。これに対しY₃社は、本案前の抗弁として、X₄が本件株式を共同相続したとしても、共同相続人間において本件株式の遺産分割が未了であり、本件株式につき権利行使者を定めてその旨通知する手続がなされていないとして（会社法106条本文）、X₄の訴えの利益ないし原告適格を争っていた。

Y₃社においては、発行済株式全部（本件株式）を保有するオーナー株主F₁が遺言を残さずに死亡し、妻F₂及び7名の子（その中にX₄も含まれる。）が本件株式を共同相続し、次いでF₂も遺言を残さずに死亡し、前記7名の子が同様に本件株式を共同相続した。

そしてY₃社の商業登記簿によると、本件決議は、F₂死亡の翌日に開催されたことになっており、しかもその内容は、前記7名の子のうちX₄以外の者を

役員に選任するということであった。

(ii). 判旨

前掲最判平成2年12月4日で問われたのは、権利行使者の定めもなく、かつ会社の同意もない状態において、株式の準共有者が株主権を行使することが可能か否かということであったところ、下記のとおり判示が下されている。

すなわち前掲最判平成2年12月4日は、共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合につき、「特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である」としつつも、「株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうち1人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示する。

そして前掲最判平成2年12月4日は上記に続き、次のとおり理由を述べる。

「けだし、商法203条2項（現会社法106条本文）は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、発行済株式の全部を準共有する共同相続人により権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として株主総会の開催及びその総会における決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、右規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。」

(3). 最判平成3年2月19日判時1389号140頁

(i). 事案の概要

前掲最判平成3年2月19日は、Y₄株式会社（Y₄社）がI株式会社（I社）を吸

収合併した場合において、Y₄社の株式の準共有者であるX₅が、Y₄社及びI社の各合併承認株主総会決議が不存在であるとして、Y₄社を被告として合併無効の訴えを提起したという事案である。これに対し、Y₄社は、本案前の答弁として、準共有株式につき権利行使者の定めと会社に対する通知がなされておらず、X₅は単なる準共有者にすぎないから、訴えを提起する当事者適格を有しないと主張した。

ここで準共有が生じた背景について一言する。前掲最判平成3年2月19日の事案において、もともとG₁がY₄社の株式4000株、I社株式5040株を保有していたところ（合併前のI社の発行済株式の総数は8000株であり、I社株式5040株はその過半数を占めている。）、G₁が死亡し、その遺産は法定相続人が共同相続することになった。遺産分割未了のため、G₁が保有していたY₄社、I社の各株式は、法定相続人の準共有に属することとなった（準共有割合は、法定相続分に従う。G₂（G₁の妻）が5/10、H₁（子：2/10）、H₂（子：2/10）、X₅（子：1/10）である¹⁸）。Y₄社及びI社の各合併承認株主総会決議がなされた当時、すでにかかる準共有状態が生じていた。

(ii). 判旨

前掲最判平成3年2月19日は、「合併当事会社の株式を準共有する共同相続人間において権利行使者の指定及び会社に対する通知を欠く場合であっても、共同相続人の準共有に係る株式が双方又は一方の会社の発行済株式総数の過半数を占めているのに合併契約書の承認決議がされたことを前提として合併の登記がされている本件のようなときは、前述の特段の事情が存在し、共同相続人は、右決議の不存在を原因とする合併無効の訴えにつき原告適格を有するものというべきである」と判示し、会社の発行済株式総数の過半数の場合においても、「特段の事情」を認めた。そして前掲最判平成3年2月19日は上記に続き、次のとおり理由を述べる。

「けだし、商法203条2項（現会社法106条本文）は、会社と株主との関係において会社の事務処理の便宜を考慮した規定であるところ、本件に見られるような場合には、会社は、本来、右訴訟において、株式を準共有する共同相続人に

より権利行使者の指定及び会社に対する通知が履践されたことを前提として、合併契約書を承認するための……株主総会の開催及びその総会における……決議の成立を主張・立証すべき立場にあり、それにもかかわらず、他方、右手続の欠缺を主張して、訴えを提起した当該共同相続人の原告適格を争うということは、右株主総会の瑕疵を自認し、また、本案における自己の立場を否定するものにほかならず、同法203条2項の規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分けるものとして、訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されないからである。」

2. 裁判例から読み取れること

(1). 前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日から読み取れること

前掲最判平成2年12月4日においては、「特段の事情」を認めるに際し、Y₃社につき「訴訟上の防御権を濫用し著しく信義則に反して許されない」と断じている部分が目につく。裁判所が訴訟上の防御権の濫用・信義則違反と断じるのは、会社が、自身の株主総会決議につき、自分自身を原因とする「瑕疵」を理由として、その不存在を主張するという、Y₃社の訴訟態度に対してである。しかも前掲最判平成2年12月4日の事案では、Y₃社が自身の実体上の瑕疵（権利行使者の指定がなされていないままで議決権行使がなされたこと）を主張することで、X₄の訴訟要件（原告適格）の欠缺を主張することにもなる。かかる「規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分ける」態度は、悪質性が高いといえる。この点こそが前掲最判平成2年12月4日が「特段の事情」を認めたポイントである。

前掲最判平成3年2月19日が「特段の事情」を認める理由も、ほぼ前掲最判平成2年12月4日におけるのとほぼ同文である。前掲最判平成3年2月19日における合併前のI社の発行済株式の総数は8000株であり、故G₁所有のI社株式5040株はその過半数を占めている。そしてY₄社及びI社の各合併承認株主総会決議がなされた当時、すでに故G₁所有株式の準共有状態は生じていた。このため、準共有株式に関しての議決権行使がなければ、そもそも合併承認決議がなされなかったはずである。結果としてY₄社は、Y₄社が自身の実体上の

瑕疵（権利行使者の指定がなされていないままで議決権行使がなされたこと）を主張することで、X₅の訴訟要件（原告適格）の欠缺を主張することになり、前掲最判平成2年12月4日と全く同じ状況となる。

結局、ここでいう「特段の事情」とは、攻撃防御権の濫用、すなわち訴訟上の信義則の発現とみることができる¹⁹。

(2). 前掲最判平成2年12月4日，前掲最判平成3年2月19日，前掲最判平成9年1月28日の相互関係

ここで前掲最判平成2年12月4日，前掲最判平成3年2月19日，前掲最判平成9年1月28日の相互関係につき検討しておこう。

単に数字自体をみる限り，①. 前掲最判平成3年2月19日が，「特段の事情」が生じる場合を，準共有者が発行済株式全株を保有していた最判平成2年12月4日の場合から，過半数を経有していた場合へと拡張したようにみえるし，また②. それにもかかわらず最判平成9年1月28日が，準共有者が発行済株式の9/10保有の場合に，「特段の事情」の問題としていないことと整合的ではないように見受けられる。

ただ，以上に検討したところからわかるとおり，「特段の事情」とは，攻撃防御権の濫用，すなわち訴訟上の信義則の発現として，権利行使者の指定がなされていないという主張が封じられたということの意味し，そこでは株式数の多寡は問題とされていない²⁰。このようにみると，①. のような理解をすること自体妥当でないこととなる。そして①. の理解が斥けられたとすると，②. の問題意識自体も，その前提が欠けるということになる。結果として，①. ②. のいずれも問題とする必要はない。結果として，前掲最判平成2年12月4日，前掲最判平成3年2月19日，前掲最判平成9年1月28日の各判断の間に特段の矛盾・抵触は存在しないこととなる。

(3). 株式会社に対して要求される行為規範

以上の小括として，前掲最判平成2年12月4日，前掲最判平成3年2月19日から求められる当事者の行為規範について一言しておこう。両最判は，いずれも準共有者と対峙する株式会社に対し，立場を使い分けるような主張，自身の

落ち度をもって相手方の訴訟要件欠缺を主張するような主張をしないように強く要求していると整理することができる。かかる裁定取引的な主張を裁判所が強く嫌うところであることは、実務上知られており、ここでもかかる経験知が妥当するとまとめることができる。

五. 会社法106条但書における会社の同意に関する裁判例

1. 会社法106条但書における会社の同意に関する裁判例

(1). はじめに

会社法106条但書は、「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」旨規定しており、一見するかぎり、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされた本件議決権行使であっても、同条但書の会社の同意により適法なものとしうるがごとく読まれうる。

ところが最高裁は、同条但書についてそのようには理解しない。そしてここでも、関係当事者間の真摯な協議が行為規範として要求されている。このことに関し、リーディングケースである最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁を素材として検討してみたい。

(2). 最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁²¹

(i). 事案の概要

前掲最判平成27年2月19日は、Y₅有限会社（Y₅社）の臨時株主総会決議（本件決議）において、株式の準共有者が権利行使者の指定・会社への通知を欠いたまま、準共有株式の全部につき議決権行使をし、Y₅社がそれに同意したため決議が成立した場合に関し、もうひとりの準共有者（X₆）が決議の方法等につき法令違反があると主張して、本件決議の取消しを求め提訴したという事案である。

Y₅社（資本金300万円、発行済株式の総数3000株）の株式は、従前、Jが2000株、Kが1000株をそれぞれ保有していたところ、Jが死亡し、J保有にかかる2000株は、Jの法定相続人（いずれもJの妹）であるX₆とLが各1/2の割合で共同相続した。Jの遺産の分割は未了であり、上記2000株（本件準共有株式）は、X₆

とLとの準共有に属することとなる。

かような折、本件総会が開催されることとなったところ、X₆は、本件総会に先立ち、その招集通知を受けたが、Y₅社に対し、本件総会には都合により出席できない旨及び本件総会を開催しても無効である旨を通知し、本件総会には出席せず、Lは、本件総会において、本件準共有株式の全部について議決権の行使（本件議決権行使）をした。本件準共有株式につき、会社法106条本文の規定に基づく権利を行使する者の指定及びY₅社に対するその者の氏名又は名称の通知はされていなかったが、Y₅社は、本件総会において、本件議決権行使に同意した。そして、Kも、その保有にかかる1000株につき、本件総会において、議決権の行使をした。その結果、本件総会において、決議が成立した。

争点とされているのは、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされた本件議決権行使が、同条但書のY₅社の同意により適法なものとなるか否かである。

(ii). 判旨

前掲最判平成27年2月19日の第1審（横浜地裁川崎支判平成24年6月22日金判1464号37頁）は、同意があったことを重視し「Lは、J株式会社について議決権を行使することができる」と解される。そして、Lによる議決権行使の内容が原告の意向と異なるとしても、議決権の行使自体に瑕疵はないから、決議取消事由には該当しない」と判示し、Y₅社サイドに軍配を上げた。

他方、原審（東京高判平成24年（2012年）11月28日判タ1389号256頁）及び最高裁（前掲最判平成27年2月19日）とはこれとは逆の立場を取る。ここでは、最高裁の判示を紹介する。

「会社法106条本文は、……共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法264条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである

同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」

2. 裁判例から読み取れること

(1). 前掲最判平成27年2月19日における対立状況

前掲最判平成27年2月19日の事案において、会社法106条本文における権利行使者は定められておらず、従って会社（Y₅社）に対する通知もされていない。それにもかかわらず、Y₅社から、会社法106条但書に定基づき、Lによる本件準共有株式に基づく議決権行使が許容されている。してみると、対立状況は、X₆対L・Kということになる。もしも本件準共有株式につき、法定相続分どおりに分けたとしたら、1000対2000で、L及びKが勝つことになるし、本件準共有株式を議決権行使の対象から除いたとしても、0対1000で、やはりL及びKのサイドが勝つことになる。ただ、本件準共有株式の準共有の割合は、1（X₆）対1（L）であり、X₆とLは、お互いに「両すくみ」の状況にある。前掲最判平成27年2月19日は、かような状況の下、Lによる議決権行使を会社（Y₅社）が許容することで、0対3000で、L及びKがX₆に勝とうとする試みがなされた事案であるといつてよい。同条但書が、「この限りでない」とした意味が、権利行使者の定め・通知がない場合に、会社が特定の者を株主として扱ってよいということであれば、Y₅社（=L及びK）の試みは成功する。

ところが、前掲最判平成27年2月19日は前記のとおり判示し、Y₅社（=L及

びK)の試みは失敗した。すなわち、前掲最判平成27年2月19日によると、会社法106条但書が打ち消すのは、あくまでも同条本文の定めだけであり、かかる定めが打ち消されたことにより、権利行使が直ちに適法とされるわけではないことになる。権利行使が適法とされるか否かは、民法の原則に戻り、共有に関する規定に従って判断される。そして、本件議決権行使は、各共有者の持分の価格の過半数で決される共有の管理であるところ、「過」半数を持たしていない本件議決権行使は、違法であり、結果として、決議は瑕疵を帯びる。

(2). 要求される行為規範

前掲最判平成27年2月19日における対立構図は、形式的にはX₆対Y₅社であるが、前記のとおり、Y₅社はL・Kの支配の下にあると考えてよく、実質的な対立構図は、X₆対L・Kとなる。X₆もLも株式の準共有者なので、ここでも準共有者間の対立がみられる。そして、LはKと組んで、会社の同意があったことを口実に決議を「強行」したわけだが、前記のとおり、数において上回っていながらも、勝負に敗れてしまった。前掲最判平成27年2月19日のように実質的には相続紛争である事例においては、やはり多数による強行はリスクが多い。

そして「強行」を避けるとすれば、準共有者間で事後処理につき真摯に協議するしかないことになる。つまり会社法106条但書の場面でも、同条本文の権利行使者の定めに関し前掲大阪高判平成20年11月28日が求めたとおり、準共有者間の真摯な協議が必要になる。

六. 株式の準共有間、準共有者と株式会社との間に要求される行為規範

1. 会社法106条本文の法律関係において要求される行為規範

ここで、これまで検討したことをまとめて、株式の共同相続に関する裁判例の立場を株式の準共有間、準共有者と株式会社との間に要求される行為規範という観点からまとめてみよう。点である個々の判決から線である判例法を導出する試みである。前掲最判平成9年1月28日は、会社法106条本文における権

利行使者を定めるに当たり、多数決説を採用し、「持分の価格に従いその過半数をもってこれを決する」と判示したが、だからといって多数決をもって多数派の意思決定を押し通すことはできない。このことを明らかにしたのが前掲大阪高判平成20年11月28日である。前掲大阪高判平成20年11月28日によれば、株式の準共有状態は「一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはなら」ず、「最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要で」あり、「この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用」することは許されない。権利行使者を定めるにあたって、関係者間での真摯な協議がなされることを裁判例は要求していると理解できる。

協議に際しての真摯な態度は、Xサイドだけではなく、会社（Y）サイドにも要求される。このことを明らかにしているのが前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日である。両者は、ほぼ同じことを述べているので、便宜上、ここでは前者をもって代替して説明したい。前掲最判平成2年12月4日においては、権利行使者を定めない状態での権利行使が、「特段の事情」として認められているが、かかる判断に際しては、Y₃社が自分自身を原因とする「瑕疵」を理由として、その不存在を主張したこと、すなわち「規定の趣旨を同一訴訟手続内で恣意的に使い分け」る不誠実な態度が重視されている。結果として、前掲最判平成2年12月4日で全株式が準共有になった場合に、権利行使者を定めずに権利行使ができることになる。

他方、前掲最判平成9年1月28日においては、Y₁社サイドにかかる態度がないので、「特段の事情」は認められず、原則に戻り、権利行使者を定めることが必要とされる。

2. 会社法106条但書の法律関係において要求される行為規範

同様な「協議の真摯性」は、会社法106条但書の場合にも要求される。このことを明らかにしたのが前掲最判平成27年2月19日である。前掲最判平成27年2月19日の事案において、L及びKは、決議を「強行」したことにより、数において上回っていながらも、勝負に敗れてしまったが、その前提には、協議の真摯性を要求する態度が控えており、問答無用的な態度を否定する点では前掲大阪高判平成20年11月28日と、準共有者のみならず会社サイドにも真摯性を要求する点では前掲最判平成2年12月4日、前掲最判平成3年2月19日と、それぞれ似たような価値判断に立っていると理解することができる。

3. まとめ

以上に述べたとおり裁判例は、株式の共同相続が生じた場合に、会社に対する権利行使者を定めるに当たり、準共有者間に対してのみならず、会社に対しても、協議を真摯に行うことを要求するという極めて手続法的・プロセス重視的態度を取っている。かかる態度は、会社法106条の明文規定からは読み取ることができない。ただ、つとに最判昭和63年5月20日集民154号71頁は、共有者の一部の者から共有物の占有使用を承認された第三者に対するその余の共有者からの明渡請求の可否が争点とされた事案において、傍論ながら、「共同相続に基づく共有者は、他の共有者との協議を経ないで当然に共有物を単独で占有する権原を有するものではない」と述べており、共同相続に基づく共有者間において、相互間の協議を要求する姿勢をすでに示していた。つまり、本稿で取り上げた各裁判例からうかがわれる行為規範は、前掲最判昭和63年5月20日の延長線上のものと位置付けることができよう。

結果として、準共有者間、準共有者・会社間においては、お互いに真摯に交渉をし、交渉の際に恣意的な態度をとらないことが、相互に求められているとあってよく、これが裁判例から抽出される行為規範であるといつてよい。

七. 結びに代えて

本稿では、会社法106条に関する裁判例を素材として、株式の共同相続が生

じた場合における株式の準共有間，準共有者と株式会社との間に要求される行為規範につき検討し，準共有者間，準共有者・会社間においては，お互いに真摯に交渉をし，交渉の際に恣意的な態度をとらないことが，行為規範として相互に求められていることを述べた。これは，裁判所が取る手続法的・プロセス重視的態度の現れであるといつてよい。

では，かかる態度をもう一度実体法に取り込んで，関係当事者間における実体法上の誠実交渉義務のようなものまで高めることができるであろうか。本稿では，そこまで詰めることはできなかった。今後の課題と受け止め，引き続き検討していきたい。

以上

- 1 大野正道『企業承継法の研究』（平成6年，信山社）
- 2 仲卓真『準共有株式についての権利の行使に関する規律—事業承継の場面を中心に』（平成31年，商事法務），浜田道代『株式が相続された場合の法律関係』（令和3年，商事法務）なお，周静儀「株式の準共有に関する比較法的考察—中国法と日本法を中心にして—」日本大学大学院法学研究科法学研究年報53号（令和5年）291頁
- 3 事案を紹介するに際しては，一般の例に従い，原告を X，被告を Y，訴外者をその他の英数字で表記する。
- 4 木下崇「共有株式に係る議決権の行使と権利行使者の指定に関する一考察」永井和之先生古稀論文集『企業法学の論理と体系』（平成28年，中央経済社）249頁，藤村知己「会社による議決権行使の選択—会社法106条ただし書きと共有株主間の対立—」前掲書831頁
- 5 例えば，田中亘『会社法（第5版）』（令和7年，東京大学出版会）129頁
- 6 以上につき，松嶋隆弘「会社法における株主の地位と企業承継」『21世紀の家族と法：小野幸二教授古稀記念論集』（平成19年，法学書院）532頁以下
- 7 家督相続制度の残滓とされる祭祀財産承継に際し，祭祀財産の承継と事業承継とが連続性を有しているとの指摘がある。岡島芳伸「祭祀財産の承継について」日本法学71巻1号（平成17年）159頁
- 8 本文に述べたほか，ごく少数説として，株式は準共有にならず，相続人間において当然分割されるとする見解（当然分割説）も主張されている。出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号（平成元年）67頁
- 9 大野正道『企業承継法の理論 I』（平成23年，第一法規）102頁，江頭憲治郎『株式会社法（第9版）』（令和6年，有斐閣）125頁

- 10 本判決の評釈として、大野正道・判批・判タ937号72頁，大野正道・判批・判タ975号33頁，寶金敏明・判批・判タ978号170頁，柴田和史・判批・会社判例百選〔第六版〕190頁，荒谷裕子・判批・ジュリ1135号101頁，青竹正一・判批・ジュリ1164号147頁，川村力・判批・別冊ジュリ254号24頁，近藤光男・判批・判例評論466号60頁，前田雅弘・私法判例リマークス17号104頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理62巻5号94頁。
- 11 それだけでなく A は，自身の姓と B 及びその息子の姓が異なることを避けるため，B と A の親族との間で，B を養子とする旨の養子縁組をさせた。
- 12 本判決の評釈として，大久保拓也・判批・金判1345号2頁，王芳・判批・ジュリ1396号167頁，河内隆史・判批・判時2057号189頁，宮島司・判批・法学研究（慶応大）84巻10号89頁，板村丞二＝西尾幸夫・判批・龍谷法学43巻3号1347頁，松嶋隆弘・判批・税務事例47巻1号53頁
- 13 養子縁組は， $D_1 \cdot D_2$ との間でなされている。
- 14 この遺言の効力は争われていない。
- 15 前掲最判平成9年1月28日に関しては，事業承継という観点から，次の3点を指摘しておきたい。
- (1) 前掲最判平成9年1月28日の当時，非嫡出子の法定相続分は嫡出子の $1/2$ であったため（平成25年改正前民法900条4号但書），法定相続分は， X_1 が合計 $9/10$ ，Bの子が $1/10$ であった。現在の民法の規定だと，嫡出子も非嫡出子も法定相続分は同じであるため，法定相続分は， X_1 らが合計 $5/6$ ，Bの子が $1/6$ となる。①. に掲げる「特段の事情」は，現在，より一層生じる余地がなくなっている。
- (2) 前掲最判平成9年1月28日では，遺贈の効力が遺言無効として争われているが， X_1 らとしては，本件遺贈に対し遺留分減殺請求権を行使することも可能であった。遺留分減殺請求権の効果は物権的であるので，行使の結果，本件株式につき，やはり準共有が生じた。ただ，平成30年相続法改正により，遺留分侵害額請求権の効果は，単に債権的なものであるとされた。この場合， X らは，Bに対し，遺留分を侵害する額に応じた金銭債権を有するにすぎないこととなる（民法1046条）。
- (3) あくまでも推測であるが，Aが本件遺贈をした背景には，Bとの事実上の家族関係を尊重することの他に，AB間の子が男で，正妻 X_1 との間の子がいずれも女であったということもあるのかもしれない。「男系」の跡取りに拘泥する考えは，もはや時代遅れではあるのだが，前掲最判平成9年1月28日の当時においては，必ずしもそうではなかったのかもしれない。
- 16 東京高判平成24年11月28日判タ1389号256頁は，持分が同じ準共有者2人のうち，1人が協議なしに行った議決権行使を会社が認めたことを違法としており，前掲大阪高判平成20年11月28日の前提となる価値判断と親和的である。
- 17 本判決の評釈として，青木英夫・判批・金判883号40頁，大野正道・判批・別冊ジュリ116号28頁，大野正道・判批・別冊ジュリ149号24頁，荒谷裕子・判批・別冊ジュリ254号22頁，山下郁夫・判批・4166頁，尾崎安央・判批・判タ臨時増刊975号29頁，吉本健一・判批・判例評論397号55頁，大杉謙一・判批・法協109巻5号187頁，大野

正道・判批・法教131号106頁，岡野谷知広・判批・法学研究65巻3号107頁，篠原勝美・判批・法曹時報44巻8号219頁，畑肇・判批・私法判例リマークス4号102頁，尾崎安央・判批・法律のひろば45巻11号61頁，岩城謙二・判批・法令ニュース27巻3号30頁，中島弘雅・判批・民商法雑誌106巻3号93頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理64巻15号110頁

- 18 X_5 の法定相続分が， H_1 ， H_2 の半分であるところからすると， X_5 は非嫡出子であったようである。
- 19 「特段の事情」に関しては，さらに，松嶋隆弘「株式併合と株主代表訴訟の原告適格の帰趨」月刊税理68巻14号239頁を参照。
- 20 原告適格をも含む広義の訴えの利益は，訴訟要件であるが，そこでは「当該事案につき，本案判決をすることの必要性・実効性」が「仮に本案判決を下すとしたら」という観点から考慮される。いわば，本案についての判断が，本案に先行して「粗々」にレビューされるのである。かような特質から，その判断の中には多分に実体判断的なものが含まれる。前掲最判平成2年12月4日では，特にそのことがあらわれているとあってよいであろう。本注に述べた点につき，松嶋隆弘「株主総会の瑕疵の連鎖をめぐる実体法と手続法の交錯——訴えの利益の判断構造を中心として」中島弘雅古稀『民事手続法と民商法の現代的潮流—祝賀論文集』（令和6年，弘文堂）141頁
- 21 本判決の評釈として，原弘明・判批・近畿大学法学63巻2号33頁，福島洋尚・判批・金判1470号2頁，藤原俊雄・判批・金判1480号14頁，門口正人・判批・金法2092号68頁，前嶋京子・判批・甲南法学56巻3～4号295頁，弥永真生・判批・ジュリ1480号2頁，金子敬明・判批・ジュリ1492号71頁，松元暢子・判批・ジュリ1492号91頁，富上智子・判批・ジュリ1495号92頁，福島洋尚・判批・別冊ジュリ229号28頁，福島洋尚・判批・別冊ジュリ254号26頁，青竹正一・判批・商事法務2073号18頁，金子敬明・判批・千葉大学法学論集30巻4号1頁，岩淵重広・判批・同志社法学67巻7号2953頁，松井智予・判批・判例評論690号164頁，脇田将典・判批・法協133巻8号1293頁，鳥山恭一・判批・法セミ60巻8号119頁，富上智子・判批・法曹時報69巻5号185頁，中村信男・判批・法律のひろば68巻9号53頁，岡田陽介・判批・法律論叢（明治大）89巻1号229頁，松嶋隆弘・判批・月刊税理62巻3号218頁

ブロックチェーンにおける物権の準拠法

—— ヨーロッパの学説と営業秘密保護の観点から ——

セレナ・フランコ

はじめに

近年、ブロックチェーンという技術が注目されている¹。ブロックチェーンとは、インターネット上のネットワーク全体で記録が共有される分散型データベースであり、暗号技術によりその記録の正当性を保証する仕組みを備えた技術を指す。ブロックチェーンにおける記録は合意形成メカニズムを経て保存され、その変更、改竄や削除などが極めて困難であり、かつ、ネットワークの参加者全員に共有されるため自動的に修復され得るものである。したがって、ブロックチェーンはネットワークの継続性と信頼性が高いと一般に説明されている²。なお、このような技術はビットコインという仮想通貨が支払方法として用いられる取引の基盤となっている³。なぜなら、ブロックチェーンでは、国家などの中央集権的な発行元を介さずに、インターネット上で国境を越えて流通できる支払手段を確保できるからである⁴。

ブロックチェーンには暗号化された多様な資産（以下は総じて「暗号資産」という）を保管することができ、そのなかには仮想通貨、各種届出や登記などのみならず、知的財産も挙げられている⁵。なかでも、ブロックチェーンは各企業が自社のビジネス上の優位性を維持するために保有する営業秘密の侵害を防止する手段としても利用できる。営業秘密をブロックチェーン上に保有することで、当該秘密はブロックチェーン参加者間で共有され、侵害されにくい状態

に置かれる。しかし、そのように保管された営業秘密は、ブロックチェーンに記録された時点で参加者に共有されるため、その移転が行われた場合には当該秘密の帰属が問題となり得る。その場合、当事者はいくつかの課題に直面する。すなわち、第1に、ブロックチェーンはインターネット上で稼働しており、その結果、そこで行われる取引は国境を越えて発展することが多く、渉外的要素を有する。第2に、ブロックチェーンは単なる技術にすぎないが、取引の対象がそれに保管された場合、情報が共有されるという特性が当事者の法的関係に直結し、影響を及ぼし得る。したがって、ブロックチェーンで保管されている営業秘密の帰属に関して紛争が生じた場合には、国際私法に基づきその問題の準拠法を決定する必要性が生じることが少なくない。しかし、暗号資産は、その帰属に関する準拠法を確認するにあたり、その帰属を物権的に処理すべきか、もしくは債権的に処理すべきかがまず問題となる。これに関し、営業秘密をブロックチェーン上で管理・移転する場面では、同秘密を排他的に保持することがその価値であること、同秘密の移転によりその価値も移転すること、さらに、その不正な侵害により第三者との関係でも帰属が問題となり得ることから、物権的処理が妥当である局面が存在すると認められ得る。したがって、本稿は、ブロックチェーンにおいて営業秘密の物権的側面が現れる限定的場面に射程を絞って検討を進める。

法の適用に関する通則法（以下は「通則法」という）は所有権などの物権について13条において所在地を連結点としている。しかし、インターネット上で取引が完結するブロックチェーン上の暗号資産はバーチャルな次元に存在するため、その所在地をどのように特定するかが問題とされ、日本において複数の見解が提示されている。そこで、本稿では、日本の議論に資することを目的として、ブロックチェーンにおける暗号資産の物権問題の準拠法についてヨーロッパの研究者が示す見解を紹介する。次に、営業秘密に着目しつつ、それらの見解が日本の議論とどのような差異を示すかを検討し、どのように日本の議論に貢献し得るかを明らかにする。

第1章 問題の所在

(1) ブロックチェーン技術とは

ブロックチェーンという技術は分散型台帳（distributed ledger, 以下は「DL」という）という更なる技術をもとにしている⁶。DLはネットワークに接続された一連の機器（通常はパーソナルコンピュータやスマートフォン）において記録を保持し、これらの機器（これらを総じて「ノード」という）の間で合意形成メカニズムを用いてその記録を同期させている⁷。

DLの最もよく知られた実現方法がブロックチェーンである⁸。ブロックチェーンは、国際標準化機構によれば、「DLであり、承認済みブロックが、暗号リンクを用いて、追記のみ可能な順序付けられた連鎖構造として組織されているもの」と定義されている⁹。この定義からすれば、ブロックチェーンにおける特徴が3点挙げられるとされている¹⁰。第1に、ブロックチェーンにおいては、各記録がブロックという単位で格納され、ブロックが連結される構造を採用している。各ブロックは、ブロックヘッダーと記録部分の二要素から構成され、ブロックヘッダーは、ブロックの作成された時間を示すタイムスタンプ¹¹や前ブロックのヘッダーのハッシュ値などを含んでおり、そのハッシュ値は前のブロックのデータを簡略化し、ハッシュ関数で処理されたものである¹²。このような構造では、前のブロックの内容が改竄されれば、そのハッシュ値は変化し、ブロック間の連結が不整合となるため、ブロックチェーン内の記録を偽造するのは困難となる。その結果、ブロックチェーンは高度の改竄耐性を備えており¹³、その記録は時系列で追加されるため、一旦ブロックチェーンに組み込まれた記録の変更が事実上不可能である¹⁴。第2に、ブロックチェーンはピア・ツー・ピア（peer-to-peer, P2P）型ネットワークである。従来型の記録管理システムにおいては、取引データは特定の管理主体により集中管理され、当該主体が記録の追加・削除・変更を行う権限を有している。他方、ブロックチェーンにおいては、記録はネットワークに参加する複数のノード間で共有され、新たな記録はあらかじめ定められた合意形成メカニズムに基づき追加され

る。かかる構造は、記録を広範なノード間で共有することにより、特定ノードの障害やハッキングなどによる破損が発生したとしても、ネットワーク全体に及ぶ影響を最小限にとどめ得る点で、障害耐性および改竄耐性の向上に資する¹⁵。もっとも、このような仕組みによる透明性は、あくまでブロックチェーン上に記録された情報に限定される。たとえば、ブロックチェーン技術を必要とするビットコインにおいては、ブロックチェーン上の記録に当該ビットコインアドレスと関連付けられた現実世界の人物や団体に関する情報は含まれない。このため、実際には誰がビットコインに利害関係を有するのかという点については透明性が確保されず、この特性は「仮名性 (pseudonymity)」または「匿名性 (anonymity)」と呼ばれる¹⁶。第3に、ブロックチェーンにおいては、ネットワークを改竄や不正利用から防御する手段として暗号技術が導入されており¹⁷、「公開鍵・秘密鍵暗号 (public-private key cryptography)」という方式は一般的な暗号化の技術である¹⁸。この方式では、秘密鍵と公開鍵から成る一对の鍵が生成される。秘密鍵は、無作為に生成される英数字から構成されるが、公開鍵は、秘密鍵と同様に英数字から構成されるものの、秘密鍵の保有者により自由に公開される。具体的な使い方は、暗号資産の保持者は、受信者にその暗号資産を移転させる場合、自らのみが保有する秘密鍵を用いて、対象となる暗号資産から電子署名を作成し、その署名と暗号資産を受信者に送付する。受信者は、秘密鍵に対応する公開鍵により電子署名を検証し、その過程で得られたハッシュ値と、受け取った暗号資産から計算したハッシュ値を照合する。両者が一致すれば、そのデータが送信後に改竄されていないことが確認される¹⁹。公開鍵・秘密鍵暗号と電子署名を併用することで、送信者は通信内容の完全性と秘密性を確保しつつ、暗号資産を送信することが可能となる²⁰。なお、ブロックチェーンには、許可型ブロックチェーン (permissioned blockchain) と非許可型ブロックチェーン (permissionless blockchain) の二種類がある。許可型ブロックチェーンでは、ネットワークへのアクセスを管理する権限を有する者 (所有者、管理者や検証者など) からの許可がなければ、ノードとして当該ブロックチェーンに参加することはできない。他方、非許可型ブロックチェーンは、誰

でも参加可能であり、ノードとしてネットワークに参加するための許可や認証を必要としない²¹。

次に、このようなブロックチェーンにおける暗号資産について渉外的要素を含む紛争が生じた場合には、ブロックチェーンという技術はどのように国際私法と関係してくるかを見とするとする。

(2) ブロックチェーンと国際私法の関係

国際私法は、実質法上周知されている法概念を問題としているため、ブロックチェーン上の暗号資産を移動させる法律行為や不法行為に関わり得るが、ブロックチェーン自体は技術にすぎず、国際私法との関係が明確ではないとされている²²。これに関しては、ブロックチェーンは上述の特性を用いてその利用者に動作規則を課し、その動作規則が法との類似性があることから、法システムと見做す見解²³も示されている²⁴。しかし、まず、ブロックチェーンはその中のノードが領域とは関係なく繋がっているため、それにおける暗号資産の移転が渉外性を有することが多く、国際私法との関わりを否定できない²⁵。次に、ブロックチェーンは自己の動作規則を設定しており、国家法のような他律的な法制度を必ずしも必要としないとも考えられるが、その利用者の観点からブロックチェーンの動作規制だけでは完全に解決できない問題もある²⁶。例えば、ブロックチェーンに置かれている暗号資産の移転が当事者間の合意なしに行われたか、もしくは意思表示の瑕疵の下で行われたというような問題はブロックチェーンの中だけでは解決できない。また、相続や破産手続に関わる問題も挙げられる²⁷。国家の観点からみても、金融規制や消費者保護などをはじめ、専ら国家法秩序に関わる事項がブロックチェーン技術により侵害されないようにする必要があると説明されている。それゆえ、国際私法とブロックチェーンは関係し得ることがわかる²⁸。

次に、国際私法の仕組みをどのようにこの新しい技術に応用できるか問題となる。なぜなら、準拠法選択規則は国際的な要素を有する法律関係を特定の国家法システムに連結しようとするものである一方、ブロックチェーン技術は国

境とは関係なくノードを繋げている技術であり、特定の国家法秩序に結びつけにくいものである。それに加えて、ブロックチェーン自体は分散化されており、ある国家領域内に具体的に位置づけられたものではない。これに関しては、国際私法は、知的財産という無体性の財産に適用される準拠法の決定に対応しており、知的財産とそれらを認める国家法との関係を明らかにするために、知的財産の具体的な連結点を擬制的なものに置き換えた。しかし、ブロックチェーンにおける暗号資産は、知的財産とは異なりそれに権利を付与する国家法は存在しておらず、国家領域との関連性はないとされている²⁹。そこで、どの準拠法によりブロックチェーンにおける諸問題を解決できるかが問題となる。なかでも、筆者はブロックチェーンにおいて暗号資産の一つとして保存され得る営業秘密に主眼を置いた上で検討を進める。

(3) ブロックチェーンにおける営業秘密とその帰属に関する性質決定

筆者は今まで国際私法上の営業秘密侵害を中心に検討³⁰を進めたが、ブロックチェーンは営業秘密にはどのように関連してくるか、そして本稿においてどのような側面でそのような営業秘密の準拠法を検討するかを説明する。

本来ならば、技術の発展は発明により支えられ、その発明は特許制度などにより保護されてきたが、近年では各企業の営業秘密も技術の発展に大きく貢献している。営業秘密とは、技術的情報や技術秘訣など、特許の登録手続きを経ていないもしくは特許として登録できないノウハウを指しており³¹、国際私法では不正競争の枠組みでその不当な開示・窃取・使用に適用される準拠法が考察されている³²。営業秘密はデジタル化の進展と被雇用者の流動化に伴い、その侵害される可能性が高まってきており³³、それを保護する手段としてブロックチェーン技術を活用することを提案する声が上がってきている³⁴。ブロックチェーンは、営業秘密の変更履歴を逐一記録し、その内部に保管されている情報を入手・複製・変更されることなく配布することを可能とする。そのため、ブロックチェーンの透明性は営業秘密の保持者にとっての有利性に繋がり得る³⁵。また、ブロックチェーン技術により、営業秘密は暗号化され、第三者が内容を

読み取ることはできない。その結果、営業秘密の本質的な要件である秘密性が確保される。また、当該営業秘密が侵害された場合でも、データを取得した者の特定が可能となり、侵害者の主体を迅速に突き止めることができる³⁶。もっとも、このような仕組みでは営業秘密の帰属が不透明な場合がある。なぜなら、ブロックチェーン自体は当該営業秘密の「占有」を証明するにとどまり、所有権そのものの証明はできないと指摘されている³⁷からである。そこで、渉外的要素を含む紛争にあたり、ブロックチェーンにおける暗号資産の帰属はどのような準拠法に基づき特定すべきかを定める必要がある。

しかし、営業秘密を含む暗号資産は、財産権の一種ではあるものの無体物に該当する。また、同資産は、同様の無体物である知的財産などとは異なり、その成立・効力が特定の立法により規律されていない。したがって、暗号資産の帰属に関する準拠法は、債権的処理が適当であるか、もしくは物権的処理が妥当であるかがまず問題となろう。これに関し、営業秘密は、それを排他的に保持すること自体が保持者に市場における優位性という経済的価値を齎しており、すなわち、その排他的管理に基づきその資産としての性格を有することとなる³⁸。その結果、営業秘密の移転は当該秘密に対する排他的管理権限の変更を意味し、また、その帰属は営業秘密が不正に取得された場合などにおいては第三者との間でも問題となり得る。そのため、営業秘密の帰属は、同秘密の排他的支配、価値の移転、対抗関係の可能性という点に鑑み、物権的処理が妥当である場合が認められ得る。なお、ブロックチェーンにおける暗号資産の物権問題としては、資産の帰属性、その帰属性による排他的権利の内容、権利変動、対世効、不法行為の先決問題に加え、抵当権付きの取引、破産手続における資産の管理も挙げられている³⁹。したがって、本稿では、暗号資産全般を物権的処理の対象とはせず、ブロックチェーンで保管された営業秘密に限定した上で検討を進める。

そこで、まず、日本ではブロックチェーンにおいて営業秘密やビットコインなどの保管されている暗号資産に関わる物権の準拠法に関する見解を紹介する。

第2章 日本法下の議論

通則法は物権の準拠法について13条において規則を置いている。同条1項は、そのもととなる旧法例4条と法例10条と同じく⁴⁰、依然として動産または不動産に関する物権およびその他の登記すべき権利について目的物の現在の「所在地法」を準拠法とする。同条2項も、権利の変動についてはその変動の原因となる事実が完成した当時の目的物の「所在地法」を準拠法とする⁴¹。したがって、物権問題については所在地という連結点が解釈論の対象となるが、ブロックチェーンは保管される暗号資産は無体財産であり、その所在地を観念することが困難である。そのため、所有権などの物権問題に対しどのような連結点を用いるべきかについては様々な学説⁴²が示されている。

第1に、スマートコントラクト⁴³に関わる紛争の物権的側面については、主観的連結、管理者の所在地法もしくはブロックチェーンを機能させるソフトウェアと密接に関連する法、秘密鍵の所有者の常居所地法、法廷地法という順番の段階的連結を用いるべきであるとの見解が示されている⁴⁴。これによれば、ブロックチェーンにおける物権の準拠法については複数の見解が示されている。第1に、所在地法を定めるにあたり、当事者間の法選択合意を重視し、物権についても当事者間に合意された準拠法を適用するという見解である。このような合意は、システムの管理者が備わっている許可型ブロックチェーンにおいては十分に考えられ、法律関係の安定性に資するが、そのような法選択合意は第三者にも影響を及ぼすこととなり得る。特に、第三者が関与していない合意に拘束されるという問題を指摘できるが、第三者は当事者が選択した準拠法に基づき成立させた同様の権利を享有すべきであると解されている⁴⁵。第2に、許可型ブロックチェーンにおいては管理者の所在地法を準拠法とすべきであり⁴⁷、管理者が存在しない非許可型ブロックチェーンについては、ブロックチェーンを機能させるソフトウェアと密接に関連する法を準拠法とする見解も提案されている⁴⁸。第3に、秘密鍵がなければ暗号資産から利益を得ることができないことから、秘密鍵の所有者の常居所地法を準拠法とすることも考えられる⁵⁰。

しかし、秘密鍵の管理方法はシステム設計や取引の仕組みに左右されるため、この立場の妥当性に疑問が呈されている⁵¹⁵²。第4に、各国家の政策を促す意味でも法廷地法を適用すべきとする見解もあるが⁵³、この立場は法的安定性を欠くと批判される⁵⁴。これを踏まえ、この見解はこの4つの見解を段階連結の形態で採用することとしている。すなわち、まず、ブロックチェーンにおける管理者が存在することが多いことおよび国際私法の伝統的な考え方からの近似性を考慮し、主観的連結を第1段階に置くべきであるとされている。もっとも、スマートコントラクトなどのように法選択が機械的に成立することを考えれば、法選択を確認できない場合もある。その場合には、許可型ブロックチェーンについては管理者の所在地法、非許可型ブロックチェーンについてはブロックチェーンを機能させるソフトウェアと密接に関連する法を準拠法とすることが第2段階となり、次に秘密鍵の保有者の常居所地法が第3段階の準拠法となる。最後に、契約書中での管轄条項などにより当事者が紛争解決の場所を選択できることなどを根拠に法廷地法を適用することとなると解されている⁵⁵。

第2に、暗号資産の物権問題について、通則法13条を類推適用し、暗号資産の保持者の所在地法を準拠法とする見解⁵⁶がある。これによれば、ブロックチェーンにおける所有権に関わる問題は、物権としてのみならず、債権譲渡としても性質決定でき、通則法23条の枠組みで考えることができるが、ブロックチェーンに置かれている暗号資産は、発生時において当事者間における債権債務関係を想定できない問題点があるため、物権問題を債権譲渡として性質決定することが不可能であると解されている⁵⁷。もっとも、一定の経済的価値を有する無体情報との性質を踏まえれば、暗号資産は通則法13条を類推適用してその物権的側面を所在地法に送致すべきであると解されている⁵⁸。同条はまず、物権について当事者自治を認めていないことから、当事者合意による法選択は許されていない。もっとも、暗号資産は直ちに移動するという特性を有することから、その所有権の帰属は自動車などの常時移動する物の所在地決定に関する基準に照らして判断すべきである。この点について、最高裁判所は、自動車が運行の用に供し得る場合とそうでない場合を区別し、前者については準拠法

決定の安全性や取引の安全を確保する観点から、その利用の本拠地の法を当該自動車の所在地法と解する一方、後者については原則として物理的な所在地の法を所在地法とすべきであると判示した⁵⁹。これに基づき、暗号資産もまた取引を通じて即座に移動するとはいえ、物権的請求が行われている時点では特定のアドレスに留まっているため、そのアドレスを介して当該暗号資産を保有する者の所在地を通則法13条における所在地とみなすことができると考えられている⁶⁰。ただし、その地が法的問題と最低限の密接関連性を欠く場合には、最終的には法定地法の適用が認められるべきであると指摘されている⁶¹。

第3に、仮想通貨の物権問題をめぐって、条理の下で主観連結、管理者の所在地法、暗号資産の保持者の所在地法という順番の段階連結を提案する見解⁶²がある。この見解では、ブロックチェーンの性質上、客観的な最密接関係地を確定することが困難であることから、参加者による当事者自治が可能な場合には、明示的か黙示的かを問わず、その法選択に基づき準拠法を定めるべきであるとされる。このような主観的連結点は、許可型ブロックチェーンにおいては、参加が許可された者に限定されるものの、合理性および予測可能性の観点から支持され得る。また、非許可型ブロックチェーンにおいても、初期参加者間の合意により予め準拠法を指定し、その準拠法条項に同意することを参加条件とする仕組みを設けることにより準拠法選択に関する合意を導くことが可能であるが、そのような合意の有効性が問題視され得ると指摘されている⁶³。法選択が合意されていない場合には、参加者の観点から中心的役割を担う管理者が明確に存在するのであれば、その管理者の所在地を連結点として準拠法を定めることにより、参加者の予見可能性に適う準拠法となると解されている。もっとも、いかなる役割を担えば管理者として認め得るかの基準は明確でなく、また、ブロックチェーン自体が本来管理者を介さずに参加者相互の取引を可能とする趣旨に基づく仕組みであることから、管理者の所在地を連結点として特定することが適切ではないと指摘され得る⁶⁴。最後に、上記の二つの連結点をいずれも用いることができない場合には、最密接関係地法として、紛争の対象となる暗号資産の保持者の所在地法を基準とすべきであると解されている。なぜなら、

この最後の準拠法では、実際に暗号資産を移転する権限を有する原告にとって実効的な救済が実現されやすいからである。実際に、暗号資産の保持者・管理者の所在地法に基づき当該暗号資産の帰属が原告に認められるのであれば、被告に対し当該資産の移転を命じる判決や、当該暗号資産が被告の財産に含まれないことを確認する判決を取得・執行することが容易になると考えられている⁶⁵。

第4に、条理の下で、主観的連結を認めた上で、法選択合意がなければ、許可型ブロックチェーンについては管理者の所在地法を準拠法とする一方、非許可型ブロックチェーンについては有高の管理地法を準拠法とする見解⁶⁶がある。この見解によれば、暗号資産は無体財産であることからその物権問題については複数の立場が挙げられる⁶⁷。まず、無体財産の成立に関する「根拠法」を所在地法として位置づけられる。例えば、無体財産の関連では、著作権譲渡の成立については著作権という物権類似の支配関係の変動について保護国法を準拠法と判示する判例⁶⁸が存在する。また、権利質についても、権利質はその客体たる権利を支配し、その運命に直結しているため、これに適用すべき法律は、客体たる債権自体準拠法によるべきであるとの判例⁶⁹がある。さらに、債権譲渡に関しては通則法23条に基づき、譲渡対象となる債権に適用される法を対抗要件の準拠法と定められており、その準拠法は譲渡対象債権の成立の根拠法としてみることができる。これらに照らせば、物権問題が客体の性質に直接影響を及ぼすことを考慮し、その客体に適用される準拠法を根拠法とすることは合理的であると考えられるが、暗号資産はブロックチェーンという技術を用いてできた情報であり、知的財産権や債権などのように法定上の要件を満たしてできた無体財産に該当せず、その成立の根拠法は観念し得ないと解されている⁷⁰。さらに、暗号資産を温室効果ガスの排出枠と同様に「価値を記録する仕組み」と捉え、その準拠法として当該記録の登録地法を適用すべきであるとの立場もあり得る⁷¹。しかし、暗号資産の取引記録は国境を越えて接続された多数のノードに分散的に保存されるため、当該取引の記録を固定させ、最終的にどこの地が登録地に当たるのかを特定することは実際上困難である⁷²。

このように、上述の法政策は十分に機能しておらず、暗号資産に関する所在

地の決定については異なる視点から検討すべきであるとされている。すなわち、まず、当事者自治を認め得るか否かが問題となる。物権に関する紛争については、従来から、法例を改正するにあたり物権変動について当事者自治を提案する声があったものの、当事者自治は原則として否定され⁷³、その理由としては、第1に、当事者による法選択が第三者の利益に直接影響を及ぼし得る点、また当事者が結託して第三者の利益を害するような法選択の虞がある点が指摘されている。この問題を緩和するため、法選択の効力を法選択当事者間に限定するという方法も考えられるが、その場合には合意した当事者ごとに準拠法が異なり、物権の対世効が確保されないという難点が指摘されている。さらに、当事者自治を否定する更なる根拠として物権法定主義という法理も挙げられる。しかし、この法理は本来的に準拠実質法を適用する段階で意味を有しており、準拠法の決定過程に直接影響を及ぼすものではないと解すべきである。これを踏まえると、物権において当事者自治を認める余地は一般的に乏しいと考えられる⁷⁴。もっとも、この見解はいくつかの条件を満たせば暗号資産に対しても当事者自治を肯定し得る場合を想定している。具体的には、特定の種類の暗号資産に共通する法選択が行われる場合、あるいは当該暗号資産が記録されているDTの全体に共通の法選択が設けられる場合である。その典型例としては、分散型アプリ（decentralized application）⁷⁵のポータルサイトなどに含まれる利用規約や、暗号資産の購入契約書に法選択条項を明記する場合が挙げられる。このような方式を採用すれば、複数の準拠法が併存することによる不整合を回避でき、かつ、恣意的な法選択により第三者を害する危険も生じにくいと説明される⁷⁶。しかし、同一の分散型アプリについてポータルサイトが複数あり、それぞれ異なる法選択条項を設けている場合や、購入契約書における法選択条項が転売過程において十分に意識されない可能性は問題点として指摘されている⁷⁷。なお、法選択の可否については、許可型ブロックチェーンと非許可型ブロックチェーンを区別する必要がある。前者においては、管理者が利用契約などを作成し、その同意を参加条件とすることができるため、法選択合意を成立させる余地がある。その場合、破産債権者などの第三者も、暗号資産が当該準拠法に

基づき構築されている以上、同じ法選択に拘束される。他方、非許可型ブロックチェーンは自由に参加可能なネットワークであるため、参加者間で法選択条項に対し合意を成立させることは困難であるとされている⁷⁸。法選択がなされていない場合は、まず、許可型ブロックチェーンに関しては、分散台帳ネットワークにおける許可権限を有する者の拠点が存在する地を連結点とすべきであると考えられる。その理由は、この種のネットワークにおいては利用許可者が管理者として明確に位置づけられており、その拠点がネットワークの重心を形成するからである⁷⁹。他方、非許可型ブロックチェーンについては、利用許可権限を有する管理者を特定することが困難であるとされている⁸⁰。この場合に想定される連結点は、個別ネットワークの性質や参加者の役割を踏まえた上で、当該ネットワークの最密接関係地であるが、このような連結点は確実性や予見可能性に欠けており、さらに「最密接性」という概念自体が相対的であることが指摘されている⁸¹。例えば、ブロックチェーンの稼働を支えるソフトウェアの開発・保守が行われている拠点を最密接関係地とする見解も存在するが、当該拠点の関連性は必ずしも密接ではないと解されている⁸²。これらの立場とは異なり、この見解では、非許可型ブロックチェーンにおける暗号資産の物権問題については、当該暗号資産の有高に着目して検討する。すなわち、暗号資産の有高は、当該資産が格納されたブロックチェーンのアドレスに紐づく秘密鍵を通じて管理される。そのため、暗号資産の有高の管理地はアドレスの管理地として捉えられる。つまり、暗号資産は無体財産であり、排他的管理可能性を有するからこそ経済的な価値を持つことから、その支配の中心が所在地の擬制の根拠となる。具体的に、アドレスの管理地とは、管理の主体が自然人であればその常居所地、法人などの団体であれば当該アドレスを管理する事業所の所在地と考えられる。ただし、この管理地は秘密鍵の所在地を意味しないことが注意点であるとされている。なぜなら、秘密鍵は有体物ではなく情報にすぎず、複数媒体に保存されれば所在地が複数に分散し得るからである。さらに、アドレス管理地は秘密鍵の管理地でもないことも重要なポイントであるとされている。秘密鍵が複数者に知られている場合、それぞれの法域で管理されているこ

とになるが、アドレス管理地は実質的に排他的支配を有する者を特定することで一つに定め得る。複数の秘密鍵によって保護されている場合も、各管理者の役割を参照し、実質的な管理者を基準の一つに特定できると解される⁸³。もっとも、有高が他のアドレスに移転すれば、その管理地も移動するため、準拠法を特定する基準時を設定しなければならない。この点について最高裁は、有体物に関する所在地法主義の趣旨を、排他的支配を前提とする物権と目的物の所在地との密接な関連性に求めている⁸⁴。したがって、暗号資産のアドレス管理地は有高を排他的に支配する地であり、物権関係に密接な利害関係を有する地点と位置づけられるため、所在地として擬制できる。その結果、例えば通則法13条で考えると、物権の効力が問題となったときに、同条1項における所在地は当時のアドレス管理地となり、物権の得喪が問題となった場合には、当該物権の原因事実が完成したときにおけるアドレス管理法を準拠法とすることとなると解されている⁸⁵。さらなる問題はこの見解と通則法13条との関係である。同条は動産・不動産を対象に物理的所在地を連結点とするが、暗号資産は無体財産であるため、動産に含めるのが困難である。また、暗号資産の所在地は擬制を要するが、暗号資産の擬制では所在地という概念は拡張しやすく、かつ、アドレス管理地の理論自体が非許可型ブロックチェーンに限定されるため、暗号資産全般を説明するものではない。その結果、有体物の所在地を擬制することは、概念的混乱を招きかねない⁸⁶。さらに、暗号資産は新しい情報技術の所産であり、現行法の立法者が想定していなかったことは明らかである。したがって、アドレス管理地を連結点とするためには、通則法13条の拡張解釈に依拠するのではなく、むしろ条文の欠缺を認め、条理の下で考えるべきであると解されている⁸⁷。

このように、ブロックチェーンにおける物権的な側面の準拠法については、日本において見解が分かれることが明らかとなった。この解釈論に対する示唆を求めるためには、ブロックチェーンにおける物権問題の準拠法についてはヨーロッパ諸国の研究者はどのようにこの議論を進めているかを紹介する。

第3章 ヨーロッパにおける議論

ヨーロッパ諸国においては、20世紀半ば以降、不動産および動産に関する物権について、所在地を連結点とすることが一般原則として確立している⁸⁸。もっとも、無体財産は多様な性質をもつ権利が含まれるため、所在地法の原則との整合性に欠ける部分があると指摘されている。その結果、例えば知的財産に関する契約問題については、債権債務関係はその成立の準拠法による一方、知的財産権そのものについては保護国法が適用され、登録を要する権利については登録地法によると説明されるのが一般的な理解である⁸⁹。ブロックチェーンにおける物権の準拠法については、ヨーロッパ諸国においては多様な見解が提示されており、活発な議論が展開されている。なお、この学説の中には、特定の法制度に言及しない見解⁹⁰と、欧州連合（以下は「EU」という）の統一抵触規則に触れる見解⁹¹も見受けられるので、両立場の見解を紹介する。

(1) 特定の法制度に依拠しない学説

第1に、仮想通貨の物権については、法廷地法を準拠法とする見解⁹²がある。この立場は、仮想通貨が不正に取得された事例を念頭に置きつつ、それに関する準拠法の決定を検討する。すなわち、仮想通貨に対する権利を物権として性質決定する場合には、仮想通貨の所在地を特定する必要があるが、所在地を秘密鍵の所在地とみなした場合には、その地は偶然的かつ流動的であり、準拠法決定の基準としては妥当性を欠くと指摘されている⁹³。なぜなら、ブロックチェーン上の取引は、ノードが分散的かつランダムにブロックチェーンに関与し、中央管理サーバーも存在しないことからその地理的な取引地を特定することが困難であるからである⁹⁴。なお、ブロックチェーンがその利用者に課す動作規則は、一種の法的システムとして位置づけることができるとする見解もある。しかし、例えばブロックチェーン上で支払が行われる予定にも関わらず、支払義務を負う当事者がすでに破産手続を開始しているような場合には、その動作規則のみでは当該問題を解決することはできないと指摘されている⁹⁵。ま

た、準拠法指定を解決するには当事者が準拠法を合意できる。そのような合意は許可型ブロックチェーンにおいては可能であるが、非許可型ブロックチェーンに参加する全ての当事者から合意を獲得することが難しいとされている⁹⁶。以上を踏まえ、この見解は、ブロックチェーンにおける所有権などの物権問題については、主観的連結を第1段階として設定し、法選択を確認できなかった場合には、法廷地法を準拠法とせざるを得ないと説明している⁹⁷。

第2に、ブロックチェーン上の証券的性質を有する暗号資産に着目した上で、物権について知的財産権に関する保護国法を準拠法とする見解⁹⁸がある。この見解では、第1に、「取引が開始された地 (place of entry of the transaction)」を連結点として挙げられるが、ブロックチェーン上ではその地の特定が困難であり、交渉に用いた端末の所在地を基準とした場合には、そのような地を恣意的に操作できると批判される。第2に、「取引を開始した当事者の所在地 (site of the one who started the transaction)」も連結点の候補に挙がり得るが、これも恣意性についての批判を免れない。同様に、「取引が終了した地 (the place where the transaction ended)」も、つまり当該取引相手方の所在地を連結点とする考え方もあり得るが、なぜ物権の効力がいずれかの当事者の所在地に依拠すべきかについて合理的な説明は欠如しており、かつ、当事者もブロックチェーンにおける匿名性により容易には特定できないことが指摘されている⁹⁹。さらに、取引が対象となる暗号資産の発行地を連結点とする見解もある。しかし、ブロックチェーンでは発行所を特定できないことと、この場合には各取引対象に異なる法を適用せざるを得なくなることが懸念される。ただし、通常の発行主体がブロックチェーンを利用して取引対象を発行する場合には、発行地法を適用することは一定の合理性を有すると考えられる¹⁰⁰。また、「秘密鍵の所在地」や「秘密鍵保有者の常居所地」を基準とする見解もあるが、秘密鍵自体は匿名性があり、クラウド上で管理される場合も多いため所在地が確定しにくいとされている。加えて、秘密鍵もしくはその保有者の所在地は容易に変更可能であり、安定的な基準とはなり得ない¹⁰¹。同様に、ブロックチェーンを開発・維持するコーダーや、プラットフォームの所在地を基準とする見解も示されている

が、コーダーやプラットフォームは単にシステムの基盤を提供するにとどまり、必ずしも取引関係と密接に関係しないため、この立場は妥当性に欠けると指摘されている¹⁰²。さらに、物権を当該権利に関連する契約の準拠法に従属させる立場もある。例えば、物権の帰属が契約関係に基づくのであれば、その契約関係の準拠法が適用されるとする考え方である。しかし、この場合には第三者に対する効力が重視されないため、当事者が恣意的な法選択により第三者保護を害する可能性が否定できない。それに加え、準拠法が合意されたとしても、当該契約は消費者契約であれば、消費者保護規定が強行適用され得るため、当事者が合意した準拠法とは異なる法が適用される余地が残る¹⁰³。他方、ブロックチェーンにおける全取引に統一的な準拠法を適用すべきとする見解もある。この場合、参加者が特定の準拠法について合意することを前提とするが、許可型ブロックチェーンにおいては可能であるとしても、非許可型ブロックチェーンでは事前に参加者へ準拠法を周知する方法が明確でなく、かつ、国家によっては第三者保護や法廷地漁りからの防止の観点から、こうした法選択を認めない可能性が指摘されている¹⁰⁴。そこで、この見解は、暗号資産を無体財産と捉え、知的財産と同様に保護国法を適用すべきであるとする。すなわち、保護を求める国の法を適用するものであるが、その結果、法廷地法が準拠法として適用されることになる。この断片的なアプローチは、ブロックチェーンが基盤とする信頼関係を損なう危険を孕むと批判できるが、この見解は他のアプローチの恣意性や中央的管理者の不在といった問題を踏まえ、最終的に保護国法を準拠法とすべきであると解している¹⁰⁵。

第3に、仮想通貨の一種であるビットコインの所有権を検討する中で、物権問題について契約の準拠法を適用するとの見解¹⁰⁶がある。これによれば、ブロックチェーンは、上述のように、そのコードに組み込まれた動作規則により自律的に機能するシステムであることから、準拠法を必要としないとする見解がある¹⁰⁷。他方、ビットコインは移転に伴いその所有権が変動するため、特定の法制度を通じてその移転から生じる権利を定義する必要がある。たとえば、ビットコインの移転が意思表示の瑕疵に起因する場合や、相続・破産手続に関

連する場合などには、抵触規則に基づき準拠法を特定する必要が生じる¹⁰⁸。その結果、所有権の拠法を適用することが必要となるが、その過程ではブロックチェーン固有の問題点に直面する。なかでも、準拠法の確認に際しては性質決定の問題が生じる。すなわち、ビットコインの移転を法律行為の一種とみれば、主観的連結が用いられる場合が多いが、その場合、同一のブロックチェーン上の取引ごとに異なる法が適用され、ブロックチェーンの統一的性質と矛盾する。それに加え、ブロックチェーンの全体においては一つの準拠法を適用することが考えられるが、これにより特定の国家法がブロックチェーンを管理することとなり、当該国家の権利が濫用される懸念がある。ただし、許可型ブロックチェーンにおいては法選択が合意され得ると解されている。当事者間の合意による法選択が確認できない場合には、客観的連結として特徴的給付理論を用いる国家法が多いが、ブロックチェーンにおける参加者の仮名性に鑑みて特徴的給付を行う当事者の常居所地を特定できない¹⁰⁹。他方、仮想通貨の移転を物権と性質決定した場合は所在地法が適用されることとなるが、仮想通貨については所在地を特定できない。この点、諸国においては無体財産の担保物権につき、仲介者の営業所の所在地法を適用することがあるが、これは許可型ネットワークには妥当である¹¹⁰。さらなる立場としては、債権譲渡の規律を援用することも考えられるが、債権譲渡に関しては学説が分かれており、予測困難な結果につながり得る。加えて、ブロックチェーンにおける移転の対象は通常の債権譲渡とは異なり、知的財産権などにも及ぶことがあるため、他の抵触規則の適用が問題となる可能性がある¹¹¹。そこで、この学説は国際私法の観点からは、資産移転の物権的側面を移転のもととなる債権債務関係の準拠法に送致する。この立場の利点は、第1に、仮想通貨の各移転にあたりその移転の有効性を確認する必要がない点と、第2に、秘密鍵を奪われた者がブロックチェーン外の事情に基づき所有権を証明する必要がない点である。その根拠としては、移転はあくまでも技術により生じるため、法律によりそれを裏付ける必要はないということが挙げられている。換言すれば、仮想通貨の移転は契約そのものではなく、ブロックチェーン外で成立した契約の履行行為にすぎないため、意思表示

の瑕疵に関する問題は、その契約の準拠法に従う¹¹²。もっとも、この立場には批判もあり得る。すなわち、このような理解は仮想通貨の保持者の物権的保護を放棄する結果につながるのではないかと、という点である。ただし、本見解は、所有者に対する物権的保護を否定するのではなく、その保護を契約の準拠法に委ねるものであると解している¹¹³。

第4に、仮想通貨の所有権を重点的に検討しつつも、全ての暗号資産も視野に入れた上で当該取引と最も密接に関わっている当事者の常居所地法または主たる営業所地法を準拠法とする見解がある¹¹⁴。この立場によれば、仮想通貨は無体財産であることから、それ自体に対する所有権と、それに関連する情報（秘密鍵やブロックチェーンの複製データ）を保存する媒体に対する所有権と区別する必要がある。後者については所在地法を適用できるが、前者にも同じ基準を援用すれば、無体財産と有体財産を混同する結果となる。例えば、秘密鍵は仮想通貨そのものではなく、単にそれにアクセスするための情報にすぎないため、両者は区別されるべきである。また、当事者による請求の性質の相違にも留意すべきであり、仮想通貨から生じる知的財産権やそれに関する機密情報の使用权に関する請求と、所有権に基づく請求とは分けて考える必要がある。その理由としては、仮想通貨に関わる問題は複数存在し、知的財産権に基づく請求か所有権に基づく請求かにより異なる保護を被害者に与えられるからである¹¹⁵。これを背景に、この見解では、仮想通貨に対する所有権は、当事者が相互に主張し得る請求権に基づき成立するものである¹¹⁶。このことから、所有権の準拠法に関しては、当該取引と最も密接に関係している参加者の常居所または主たる営業所の所在地の法が、最密接関係地法として適用されるべきだとされる。参加者が複数の地に居住または事業拠点を有する場合には、その中から当該取引に最も密接に関連する地の法を適用すべきであると解されている¹¹⁷。この見解は、所在地をより柔軟かつ具体的に設定できる点に利点があるとされるが、いくつかの批判¹¹⁸も存在する。すなわち、第1に、同一のブロックチェーン上で複数の準拠法が併存する虞が指摘される。しかし、物権問題はブロックチェーンの外部的関係に属するため、ブロックチェーン自体の運用には影響を

及ぼさない。また、準拠法を一つに統一することも可能であり、例えば当事者関係に即した法を選択することもできるが、その場合、第三者にとって予測不可能性が生じ得る。第2に、当事者の常居所地を特定するには時間的・経済的コストが増大するとの懸念があるが、実際には取引は書面で記録されることが多く、この点は大きな障害とはならないとされている。第3に、当事者の常居所が変更される可能性が考慮されていないとされるが、このような事例は稀であり、最後の取引時点の常居所地法を基準とすることなどで解決可能である。第4に、当事者間で関連取引（connected transactions）を想定していないとの批判がある。しかし、最密接関係にある常居所地を適切に認定すれば、特段困難は生じない。また、取引の連鎖（chains of transactions）の準拠法については、当該物権問題を明確にした上で、それに適用する準拠法を特定していれば解決可能であるとされている¹¹⁹。

(2) EU法の統一規則を適用する学説

上述のように、学説の中にはEU法の抵触規則を適用するとの見解も存在する。これらの見解は物権問題を所在地法ではなく、暗号資産の移転を伴う契約関係の準拠法に送致することを提案し、その準拠法を定めるために、EU規則のなかに契約関係に関する抵触規則を定める「契約債務の準拠法に関する2008年6月17日の欧州議会および理事会の規則2008年・593号（以下は「ローマI規則」という）¹²⁰」という統一規則を取り上げている。ローマI規則は契約の準拠法について3条1項¹²¹において明示的にだけでなく、黙示的な形でも当事者自治を認めた上で、当事者による法選択がない場合には、4条¹²²を設けている。4条1項はまず典型契約を列挙し、それぞれの準拠法を定めており、なかでも同項b号においては役務提供を内容とする契約については当該契約の役務提供者の常居所地法を準拠法とする。次に、当該契約は1項の典型契約に該当しない契約類型または複数の典型契約に該当する場合には同条2項が適用され、同項では特徴的給付を行う当事者の契約締結時の常居所地の法が適用されることとなり、その常居所地は19条¹²³に基づき特定される。さらに、4条3項にお

いては例外条項が定められており、最後に、1項と2項に基づき準拠法を決定できない場合には、4項は、他の契約と関連などを考慮した上で、最密接関係地の法が適用されるべきであると定めている¹²⁴。

ローマI規則の適用を提案する見解は次のとおりである。第1に、ビットコインの所有権に着目し、法選択合意がない場合には4条4項を類推適用し、最密接関係地法を準拠法とする見解¹²⁵がある。これによると、仮想通貨はその物理的所在地を特定できないという性質があるため、物権問題について従来の所在地法を基準とすることが適切ではない。次に、仮想通貨を通貨として把握し、その口座が置かれている銀行の所在地を連結点とすることが考えられるが、仮想通貨自体のやり取りには債務者も債権者もなく、それによる支払は銀行を介さないため、この立場は妥当ではない。また、ビットコインを株式と同視した上で会社の設立地または株式の登録地を基準とする立場もあるが、ビットコインには発行会社も登録地も存在しないため、この立場も採用できない。さらに、知的財産権と同様に保護国法を基準とする案もあるが、知的財産権が国家により付与される期限付きの排他的権利であるのに対し、ビットコインはこうした性質を持たない¹²⁶。したがって、ビットコインを独自の無体財産と捉え、その所有権の準拠法を決定するには、新たな連結点が必要であるとされる¹²⁷。それを検討するにあたり、5つの連結点が候補として挙げられている。第1に、無体物の根拠法の適用である。しかし、ビットコインは法により創出される権利ではないため、根拠法を特定できない¹²⁸。第2に、ネットワーク参加者が明示的または黙示的に準拠法を合意する方法である。この場合、第三者に対する影響が懸念されるが、第三者も当事者と同様の権利を享受すべきであると説明されている。これに関し、国際的な強行法規の適用排除も懸念されるが、この問題は法選択条項と裁判管轄条項との関係に関わっており、各裁判所は依然として自国の強行法規を適用できるとされる。さらに、選択された準拠法は所有権のみに関わり、それを裏付ける法的関係を規律しないという限界がある。しかし、ブロックチェーンに参加するユーザーはあらゆる国家法制度から離れるためにその技術を活用しており、法選択合意を認めることが困難であると解され

ている¹²⁹。第3に、ネットワークのコーダーの居住地を連結点とする見解があるが、コーダーは管理主体でない場合が多く、匿名または仮名で活動することも多く、基準としては不適切であると解されている¹³⁰。第4に、秘密鍵の保有者の常居所地法を準拠法とする見解がある。この場合、元の所有者とハッキングによって取得した第三者との紛争には、第三者の準拠法が適用されることが懸念されているが、利点としては判決の執行地の法を準拠法とできる点である¹³¹。これを背景に、この見解は最終的に、契約成立・効力の抵触規則を類推適用し、ローマI規則4条4項を適用し、ネットワークにおける最密接関係地法を基準とすべきであるとする。その理由は、ビットコインのネットワーク関係は参加者が自発的に加入する点から準契約関係に類似すると説明されている。ただし、最密接関係地をどのように特定するかが大きな課題として残る。具体的には、国籍やコーダーの所在は必ずしも基準とはならず、客観的連結点をどのように導くかが問題とされている¹³²。

第2に、仮想通貨の移転について、当事者による法選択合意がなければ、許可型ブロックチェーンについては運営管理者の常居所地法を準拠法とし、非許可型ブロックチェーンについては最密接関係地法を準拠法とする見解がある¹³³。この見解によれば、暗号資産の移転に関する国際私法上の困難は、まずシステムの分散性およびその参加者の仮名性に起因する。さらに、暗号資産の移転は債権問題にとどまらず、所有権に関する物権問題も含む場合があり、そのような場合には、それぞれに異なる準拠法を適用すべきである。しかし、暗号資産の移転は有体物ではなく無体物に関わるため、債権問題と物権問題が交錯し、両者を峻別することは容易ではないと解されている¹³⁴¹³⁵。この見解はまず、仮想通貨の移転の性質決定に関し、通貨とみなし発行地法を準拠法とするアプローチを検討するが、通貨は国家により発行されるものであり、私的に流通する仮想通貨とは性質が異なる¹³⁶。次に、仮想通貨の移転を物権として把握し、所在地法を適用する見解があるが、その所在地を特定することは困難であり、また仮想通貨については所在地の擬制は十分に発展していない¹³⁷。さらに、ローマI規則14条¹³⁸に基づき債権譲渡として捉える立場もあるが、仮想通貨の

移転は当事者間で法的に強制可能な債権を対象とせず、譲渡される債権も債務者も存在しないため、この基準は妥当しない。さらに、以上三つのアプローチに共通する問題は、同一のブロックチェーン上に複数の準拠法が併存する結果を招く点である¹³⁹。そこで、この見解は電子的資金移動（electronic funds transfer, 以下は「EFT」という）¹⁴⁰に関する議論を参照し、検討を進める。その議論では、取引全体を統一的に捉える「一元的処理（unitary approach）」と、取引中の行為をそれぞれ対象とする「区分的処理（segmented approach）」が存在する¹⁴¹。一元的処理では、ブロックチェーンシステムの全体に一つの準拠法が適用される。電子的資金移動の制度においては、システムは一国内に設置された銀行または事業者により運営され、参加銀行は運営主体との契約を締結することによりシステムに参加する。その当事者に関わる電子的資金移動の契約関係は、運営主体と参加者との関係と、参加者相互間との関係とに分類される。このシステムの準拠法はこの契約関係を規律しており、システムのルールにおいて合意されることが多い¹⁴²。このような合意はEU法においてはローマI規則3条に基づき認められる。次に、当事者間の合意がなければ、役務提供者（ローマI規則4条1項b号）または特徴的給付（ローマ規則4条2項）を行う者の常居所地（ローマ規則19条）として運営側の常居所地が連結点となる。ブロックチェーンの仕組みは、参加者と運営者との関係が契約によって規律される点で電子的資金移動と同様であることから、許可型ブロックチェーンに適用することが適切であると解されている¹⁴³¹⁴⁴。他方、非許可型ブロックチェーンにおいては運営者が存在せず、暗号資産の分散性および参加者の匿名性も相まって、ブロックチェーン全体に統一的な準拠法を適用することは困難であるとされている。これに関し、ビットコインに限れば、マイニング活動やノードが集中する地を最密接関係地とする案も存在するが、これらの要素は偶発的かつ一時的であり、当事者の期待に適合せず、予測可能性と法的安定性を欠くと批判されている¹⁴⁵。このため、この見解は非許可型ブロックチェーンにおいてはEFTの議論で主張されている区分的処理を採用すべきであるとされている。EFTと仮想通貨の移転は、当事者以外の者も関与し得る複数の段階的プロセスを経

て実行されるが、移転者 (transferor) から受領者 (transferee) へ無体的価値を移転させるという点において共通の目的を有するため、EFTに関する議論が参考になるとされている。EFTについては、当事者間に法選択が合意されている場合、その合意の効力が支払に関与する銀行にも及ぶか否かが問題とされている。これと同様に、非許可型ブロックチェーンの場合には、法選択合意の効力は移転者と受領者に及ぶ範囲においては妥当であるが、仮想通貨のマイニング活動に関与する者にまで及ぶとすれば、これらの者の同意も必要となる。非許可型ブロックチェーンには運営主体が存在せず、暗号資産の分散性および参加者の匿名性も考慮すれば、かかる広範な合意は実際上困難である。もっとも、移転者と受領者は、相互に認識し合っているからこそ法選択合意に至ったと合理的に期待できるため、その当事者間に法選択合意が存在する場合には、当事者自治の原則を重視し、その意思を最大限に尊重すべきであると考えられている¹⁴⁶。そのような合意が存在しない場合には、ローマI規則4条1項(b)号に基づき役務提供者を特定し、これを特定できない場合には同規則4条2項により特徴的給付者を特定することとなる。4条1項(b)号における役務提供者と4条2項における特徴的給付者の認定にあたり、ビットコインについてはマイニング活動を行う者を考慮に入れる余地もあるが、これらの活動は一時的であり、予測ができないことなどから妥当ではないとされている¹⁴⁷。そこで、同規則4条4項に基づき最密接関係地を特定することが必要となる。この点に関して、EFTに関する議論では、移転者もしくは受領者の所在地が明確であれば、それらの地を連結点とする立場が有力である。これに基づき、仮想通貨の移転は移転者の所在地から開始し、受領者への通知を行うことが最終目的であるため、移転者の所在地法を準拠法として適用すべきであると解する見解がある。他方、受領者が支払を受け取る行為こそが取引における移転の中心的要素であるとし、受領者の所在地法を準拠法とみる見解も存在する。また、当事者間の契約関係に基づく準拠法を適用する立場も考えられる。なお、連結点としては暗号資産の所在地を挙げることもできるが、暗号資産には物理的な所在が存在しないため、この基準は適切とはいえない。さらに、法廷地法を適用すること

も理論的には可能であるが、その場合には法廷地漁りを助長するおそれがあると指摘されている¹⁴⁸。

第4章 検討

上述のように、暗号資産の帰属については、物権的側面と債権的側面が混交している。したがって、暗号資産の帰属に関する準拠法を確認するにあたり、暗号資産の無体物性に鑑み、同資産の帰属について物権的処理が適当であるか、あるいは債権的処理が適当であるかという性質決定の問題に直面する。これに関し、ブロックチェーン上の暗号資産のうち営業秘密に限定して検討すると、当該秘密は排他的な管理を通じて経済的価値を生み出す点に特徴がある。特に、営業秘密が企業価値の中核として取引され、その移転が直接的に支配権の承継と結びつくには、物権的処理が要請される場面が観念され得る。その結果、当該秘密の帰属には物権的構造を有することが考えられる。これを踏まえ、次に、日本法とヨーロッパの法制度との間にどのような接続性が認められるかを検討する。さらに、暗号資産に関する物権の準拠法についての議論を比較した上で、ブロックチェーンにおける業秘密の物権的処理の準拠法に関する示唆を導くことを目的とする。

日本法でもヨーロッパでも物権の準拠法を決めるにあたり、所在地が連結点となることが一般的であり、両法制度の間に接続性が認められる。したがって、日本法上の解釈論とヨーロッパにおいて行われる解釈論を比較し、仮想通貨など特定の暗号資産の特徴を捨象した上で、営業秘密に焦点を当てつつ、どのような示唆を得ることができるかを検討する。

まず、日本では、第1に主観的連結、第2に許可型ブロックチェーンについては管理者の常居所地法、もしくは非許可型ブロックチェーンについてはシステムを機能させるソフトの最密接関係地法、第3に秘密鍵保有者の常居所地法、第4に法廷地法を提案する見解がある。これに対し、ヨーロッパでは同じような段階的連結を提案する見解は見られず、当事者自治に基づく法選択がなければ直接法廷地法を準拠法とする立場にとどまる。次に、日本では通則法13条に

基づき暗号資産の所在地は当該暗号資産を保持する者の所在地と見做す見解がある。また、条理の下では法選択について合意がない場合に第1に重要な役割を担う管理者の所在地を連結点とし、次に暗号資産の保持者の所在地を連結点とする段階連結を提案する立場と、許可型ブロックチェーンについては主観的連結を第1段階とし、システムの管理者の所在地を第2段階として設定し、非許可型ブロックチェーンについては主観的連結の余地を残しつつ、アドレスの管理地を連結点とする見解がある。しかし、このような見解はヨーロッパにおいては見受けられない。他方、ヨーロッパでは、暗号資産の無体財産としての性質に鑑み、知的財産と同じ枠組みで保護国法を適用する見解と、当該取引と最も密接に関わっている当事者の常居所地、もしくは主たる営業所在地を連結点とする見解が見受けられるが、これらはヨーロッパ特有の立場である。

さらに、ヨーロッパでは物権問題を暗号資産の移転を発端とする契約関係の準拠法により解決すべきとするものが複数あり、とりわけローマI規則を取り上げる見解も見受けられる。これに関し、日本ではそのようなアプローチを採用する見解は見られないが、ローマI規則3条および4条と通則法7条および8条の間には、例外条項に該当する4条3項を除けば接続性が認められる¹⁴⁹。したがって、ローマI規則を適用するこの見解は日本法の解釈論においても妥当であると考えられよう。ヨーロッパで述べられている見解はローマI規則の枠組みに基づく主観的連結を認め、当事者の間に法選択がなければ原則に戻り、4条4項上の最密接関係地法を準拠法と解しているものがある。このアプローチは通則法8条1項の下で可能である。さらに、当事者間の法選択がない場合には、許可型ブロックチェーンと非許可型ブロックチェーンを区別して考察する見解もある。それによると、許可型ブロックチェーンにおいてはシステムの管理者が明確であり、その管理者が役務提供を行っていることから同規則4条1項b号または4条2項に基づき特徴的給付者である役務提供を行う者の常居所地法を物権問題の準拠法とする。このような見解は通則法8条2項に基づき、特徴的給付を行う当事者の常居所地法として認められる。他方、非許可型ブロックチェーンでは、当事者間に効力を持つ法選択合意が認められない場合、

4条1項および2項を適用できず、同条4項に基づき最密接関係地法を適用することとなる。この場合、最密接関係地法を特定するため、当事者のいずれかの所在地法を適用すると示唆されており、この見解も通則法8条の下では可能である。

以上の比較を踏まえ、営業秘密に焦点を当てた上で、ブロックチェーンにおいて保管されている暗号資産の物権問題はどこの準拠法によるべきかを検討する。上述のように、営業秘密は各企業が自社のビジネス上の優位性を維持するために保有する情報である。もっとも、営業秘密に該当し得る情報は特許のように登録制度の対象とならず、不正競争行為の枠組みで保護されることとなっている。つまり、営業秘密の保持者は人為的的制度に基づく独占権により保護されている特許などとは異なり、その営業秘密が侵害された場合に不正競争行為に関する諸法の保護の対象となる。したがって、営業秘密の保持者は、その侵害を防ぐべく当該秘密の内容を自ら管理し、秘密が侵害されないように措置を講じなければならないことが容易に想定できよう。それに対応するために、現在、営業秘密の保持者はブロックチェーンの技術を用いて当該秘密を保管できるが、それにより当該秘密は分散的に共有され、それに関わる物権について紛争が生じた場合には、その準拠法を決定しなければならない。そのような場合には、以上の比較を踏まえると、ブロックチェーン上の法的関係では債権関係と物権関係が交錯し、物権的關係の所在地を特定することが困難であること、かつ、ブロックチェーン上の当事者関係が参加者の自発的加入に基づく点から準契約関係に類似することから、法律行為の枠組みに基づいて物権問題の準拠法を決定する立場を支持したい。それに基づき、許可型ブロックチェーンについては管理者が明確であり、その許可がなければネットワークに参加できないことから、管理者による法選択に合意することが参加の条件とされている場合には、通則法7条に基づき法選択合意を認めるべきである。この場合には第三者の対抗要件が問題となるが、管理者が存在する場合にはすべてのノードが同一条件でブロックチェーンに参加するため、当事者自治は第三者の予見可能性を妨げないといえる。準拠法について合意がなければ、システムの管理者が明

確であり、その管理者の課す条件でブロックチェーンに参加することから、通則法8条2項に基づき、当該システムの管理者を特徴的給付者とし、その常居所地法を最密接関係地法と推定できる。他方、非許可型ブロックチェーンについては、当事者間には法選択合意がある場合には、当事者が互いに認識し合っていることから法選択合意に至ったと合理的に期待できると考えられ、当事者自治を尊重し、主観的連結を認めるべきであろう。そのような合意がなければ、通則法8条2項もしくは同条1項に基づき最密接関係地法を確認することとなる。営業秘密に着目すれば、当該秘密の保持者はその保護について受領者よりも重い負担を負うことに鑑み、暗号資産として保有されている営業秘密の移転が、保持者である移転者の所在地から開始し、受領者への通知を最終目的とするものと考えられる。したがって、移転者の所在地が受信者にとって明確である場合には、最密接関係地として移転者の所在地を準拠法とすべきであるといえよう。

結びにかえて

本稿においては、営業秘密に主眼を置いた上で、ブロックチェーンの物権問題の準拠法をめぐる日本法下の議論に資するため、ヨーロッパで示されている学説を取り上げて検討した。しかし、ブロックチェーンの国際私法上の問題にはなお複数の課題が存在する。なかでも、スマートコントラクトは議論を喚起している。スマートコントラクトとは、あらかじめ計画されコード化されたプロトコルの実行の自動化を設定する仕組みであり¹⁵⁰、そのようなプロトコルは営業秘密としても考えられるノウハウを含む知的財産権に関するライセンス契約の関連で用いられ得る¹⁵¹。スマートコントラクトは主たる契約の履行方法として使用される場合には、スマートコントラクトの準拠法は主たる契約と同様に見なされ得るが、そのような契約関係は履行地法のほうが最密接関係地とみなされ得ると指摘されている¹⁵²。そこで、主たる契約の準拠法と履行地法をどのように調整できるかを次の課題としたい。

- 1 最近のニュースとしては、藤田知也「ゆうちょ銀行がデジタル通貨導入 26年度中、貯金口座にひもづけ」朝日新聞（2025年9月1日閲覧）
（<https://www.asahi.com/articles/AST91320RT91ULFA001M.html>, 2025年10月2日閲覧）；Nikou Asgari「London Stock Exchange Group completes its first blockchain-powered fundraising」Financial Times（2025年9月15日閲覧）
（<https://www.ft.com/content/89d3f7eb-f6eb-4f03-92d8-f4de3353c5b3>, 2025年10月2日閲覧）。
- 2 杉井靖典『いちばんやさしいブロックチェーンの教本』（インプレス・2017年）13頁、17頁、64-67頁。
- 3 杉井・前掲注（3）32頁、36-37頁。
- 4 石黒尚久＝川除光瑠『最新ブロックチェーンがよーくわかる本』（秀和システム・2017年）11頁。
- 5 杉井・前掲注（3）12頁。
- 6 赤羽喜治「分散台帳技術とは何か」ジュリスト1529号（2019年）14頁。
- 7 赤羽・前掲（6）14頁；T. Morishita, “Technical Description of DLT for Conflict Lawyers” in A. Bonomi and others (eds), *Blockchain and Private International Law*, Leiden: Brill, 2023, pp.51-52.
- 8 赤羽・前掲（6）14頁；T. Morishita, *supra* note 7, pp.51-52.
- 9 <https://www.iso.org/obp/ui#iso:std:iso:22739:ed-2:v1:en>（2025年8月15日閲覧）。
- 10 T. Morishita, *supra* note 7, p. 52.
- 11 石黒＝川除・前掲（4）125頁。
- 12 石黒＝川除・前掲（4）16頁。
- 13 石黒＝川除・前掲（4）16頁；Morishita, *supra* note 7, p.52.
- 14 I. Bashir, *Mastering Blockchain*, 4th edition, Birmingham: Packt Publishing, 2023, p.21.
- 15 P. De Filippi and A. Wright, *Blockchain and the Law – The Rule of Code*, Cambridge: Harvard University Press, 2018, pp.35-37; T. Morishita, *supra* note 7, p.54.
- 16 赤羽・前掲（6）17-18頁；T. Morishita, *supra* note 7, p.54.
- 17 I. Bashir, *supra* note 14, p.21.
- 18 P. De Filippi and A. Wright, *supra* note 15, pp.14-17.
- 19 赤羽・前掲（6）17頁。
- 20 P. De Filippi and A. Wright, *supra* note 15, p.57.
- 21 T. Morishita, *supra* note 7, pp.59-60.
- 22 M. Audit（加藤紫帆＝横溝大訳）「ブロックチェーンと対峙する国際私法」名古屋大学法政論集293号（2022年）135～140頁。
- 23 De Filippi and Wright, *supra* note 15, pp.193 et seq.
- 24 M. Audit・前掲注（22）135-138頁。
- 25 M. Audit・前掲注（22）139-141頁。
- 26 M. Audit・前掲注（22）141-146頁。

- 27 M.Lehmann, “Who Owns Bitcoin? Private Law Facing the Blockchain”, *Minnesota Journal of Law, Science and Technology*, 2019, vol.21, n.1, pp.103-106.
- 28 M.Audit・前掲注(22) 147-148頁。
- 29 M.Audit・前掲注(22) 148-150頁。
- 30 拙稿「営業秘密侵害の準拠法 — EUの契約外債務の準拠法に関するローマII規則をめぐる議論を参考に—」法学政治学論究137号(2023年) 1頁以下, 「営業秘密侵害の性質決定 — EUの契約外債務の準拠法に関する抵触規則をめぐる学説を参考に—」日本法學90巻1号(2024年) 1頁以下, 「営業秘密侵害の国際裁判管轄—ブラッセルI改正規則下の「不法行為地」に関する学説を参考に—」日本法學90巻4号(2025年) 1頁, 「ノウハウに関わるライセンス契約の準拠法—日本法とローマI規則の比較を通じて—」日本法學91巻2号(2025年) 1頁以下。
- 31 土井輝生『ノウ・ハウ』(商事法務研究会・1966年) 27~28頁; 紋谷暢男「Know-How およびその保護」ジュリスト500号(1972年) 572-573頁; 小野昌延『営業秘密の保護〔増補〕』(信山社・2013年) 4-5頁。
- 32 西谷裕子『注釈国際私法第1巻 §§ 1-23』450~452頁〔櫻田嘉章=道垣内正人編〕(有斐閣・2011年)。
- 33 S.Dyrhovden, “Blockchain and Trade Secrets: A Match Made in Heaven?” (King’s College London) pp.4-5.
- 34 S.Dyrhovden, *supra* note 33, p.5; C. Birgit, and R.Burstall. “Crypto-Pie in the Sky? How Blockchain Technology Is Impacting Intellectual Property Law”, *Stanford Journal of Blockchain Law & Policy*, 2019, vol. 2, n. 2, p. 259; N. D. Galli, “Trade Secrets 2.0: Stepping up to 21st Century Trade Secret Protection”, *Landslide*, 2020, vol.21, n.5, p.41; R.Hauck, “Blockchain, Smart Contracts and Intellectual Property. Using Distributed Ledger Technology to Protect, License and Enforce Intellectual Property Rights”, *Legal Issues in the Digital Age*, 2021, vol. 2, no. 1, p.38;
- 35 S.Dyrhovden, *supra* note 34, pp.1-2,7; F.Seda, “Blockchain and Intellectual Property Rights” 25 *Intellectual Property and Technology Law Journal*, 2021, n.25, p.153.
- 36 C.Birgit and R.Burstall, *supra* note 34, pp. 259-260; F.Seda, *supra* note 35, p.159
- 37 F.Seda, *supra* note 35, p.159
- 38 小野・前掲注(31) 45~46頁。
- 39 A.Bonomi, “Blockchain and Private International Law – Some General Remarks” *Yearbook of Private International Law*, 2022-2023, vol. 24, p.157; ビットコインについては, M.Ng, “Choice of Law for Property Issues Regarding Bitcoin under English Law”, *Journal of Private International Law*, 2019, vol.15, n.2, p.316; 早川吉尚「国際的な仮想通貨取引における利用者・投資家の保護」日本国際経済法学会年報28号(2019年) 156頁。
- 40 竹下啓介『注釈国際私法第1巻 §§ 1-23』368頁〔櫻田嘉章=道垣内正人編〕(有斐閣・2011年)。

- 41 竹下・前掲注（40）373頁，377-378頁。
- 42 小塚莊一郎「スマートコントラクトと国際私法」法学会雑誌57巻1号（2021年）287頁以下；横溝大「ブロックチェーンに関する抵触法的考察」NBL1222号（2022年）20頁以下；森下哲朗『デジタル化・グローバル化時代の金融法』（有斐閣，2022年）409頁以下；高橋宏司「暗号資産の物権問題と国際私法」同志社法學74巻7号（2023年）23頁以下。
- 43 スマートコントラクトとは，ブロックチェーン上で動作するアプリケーションとその実行環境であり，自動的に契約を執行するという定義で説明されることが多い。赤羽・前掲（6）15頁を参照。
- 44 小塚・前掲注（42）305-309頁。
- 45 M.Ng, *supra* note 39, p.333.
- 46 小塚・前掲注（42）306～306頁。
- 47 嶋拓哉「抵触法の観点からみたペーパーレス証券決済」千恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』（民所法研究会，2019年）414頁，434頁；A.Dickinson, “Cryptocurrencies and the Conflict of Laws”, in D.Fox and S.Green (eds), *Cryptocurrencies in Public and Private Law*, Cambridge: Oxford University Press, 2019, p.114.
- 48 M.Ng, *supra* note 39 pp.336-338.
- 49 小塚・前掲注（42）306～307頁。
- 50 森下哲朗「仮想通貨に関する国際的な法的問題に関する考察」『金融法務研究会報告書（33）仮想通貨に関する私法上・監督法の諸問題の検討』（全国銀行協会，2019年）78頁；C. Bell and J. Cainer, “Decrypting the Situs Conflicts of Laws Challenges in Cryptoasset Litigation” p.20 <https://www.outertemple.com/wp-content/uploads/2020/10/Decrypting-the-Situs.pdf>（2025年7月14日閲覧）。
- 51 森下・前掲注（50）79頁脚注37；
- 52 小塚・前掲注（42）307頁。
- 53 F.Guillaume, “Aspects of Private International Law Related to Blockchain Transactions”, in D.Kraus and others (eds), *Blockchains, Smart Contracts, Decentralised Autonomous Organisations and the Law*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing, 2019, p.79.
- 54 小塚・前掲注（42）307-308頁。
- 55 小塚・前掲注（42）308-309頁。
- 56 横溝・前掲注（42）20頁以下。
- 57 Dickinson, *supra* note 47, p.131.
- 58 横溝・前掲注（42）23-24頁。
- 59 最高裁平成14年10月29日第三小法廷判決民集56巻8号1965頁，裁時1326号6頁，判タ1110号118頁，判時1806号41頁。
- 60 横溝・前掲注（42）24頁。
- 61 横溝・前掲注（42）25頁注42。

- 62 森下・前掲注(42) 436-438頁。
- 63 森下・前掲注(42) 436-437頁。
- 64 森下・前掲注(42) 437頁。
- 65 森下・前掲注(42) 437-438頁。
- 66 高橋・前掲注(42) 23頁以下。
- 67 高橋・前掲注(42) 35頁。
- 68 知財高判平成28日6月22日判事2318号81頁。
- 69 最判昭53年4月10日民衆32卷3号616頁。
- 70 高橋・前掲注(42) 36-37頁。
- 71 高橋宏司「排出枠取引に関する国際私法問題」NBL 961号(2011年)10-18頁, 962号(2011年)72-78頁, 963号(2011年)84-90頁, 964号(2011年)91-97頁, 965号(2011年)94-105頁。
- 72 高橋・前掲注(42) 37-38頁。
- 73 法例研究会『法例の見直しに関する諸問題(2)』別冊NBL 85号(2003年)158-159頁。
- 74 高橋・前掲注(42) 38-40頁。
- 75 ブロックチェーンを利用して実行されるアプリケーションの総称である。
- 76 高橋・前掲注(42) 41-42頁。
- 77 高橋・前掲注(42) 41-42頁。
- 78 高橋・前掲注(42) 42-44頁。
- 79 高橋・前掲注(42) 46頁。
- 80 高橋・前掲注(42) 46-47頁。
- 81 高橋・前掲注(42) 47-48頁。
- 82 高橋・前掲注(42) 47-48頁。
- 83 高橋・前掲注(42) 49-51頁。
- 84 最高裁昭和53年4月20日民衆32卷3号616頁。
- 85 高橋・前掲注(42) 51-53頁。
- 86 例えば、債権質については最高裁昭和53年4月20日民集32卷3号616頁を参照。
- 87 高橋・前掲注(42) 53-55頁。
- 88 L.D'Avout "Property and Proprietary Rights", in J. Basedow and others (eds), *Encyclopedia of Private International Law*, Celtenham:Edward Elgar, 2017, p.1428 ; 竹下・前掲注(40) 367頁。
- 89 L.D'Avout, *supra* note 88, pp.1433-1435.
- 90 F.Guillaume, *supra* note 53, p.49 et seq ; G. Spindler, "Fintech, Digitalization, and the law applicable to proprietary effects of transactions in securities (tokens) : a European perspective", *Uniform Law Review*, 2019, vol.24, pp.724 et seq ; M. Lehmann, *supra* note 27, pp.93 et seq ; Dickinson, *supra* note 47, p.94 et seq.
- 91 M.Ng, *supra* note 39, p.315 et seq. ; B.Y. Ripley, "The Law Applicable to (Digital)

Transfer of Digital Assets” in M.M. Fogt (ed), *Private International Law in an Era of Change*, 2024, Cheltenham: Edward Elgar, pp.123 et seq.

- 92 F.Guillaume, *supra* note 53, p.49 et seq.
- 93 F.Guillaume, *supra* note 53, p.63.
- 94 F.Guillaume, *supra* note 53, pp.70-71,81.
- 95 F.Guillaume, *supra* note 53, pp.71-75.
- 96 F.Guillaume, *supra* note 53, pp.70-71,81.
- 97 F.Guillaume, *supra* note 53, pp.79-81.
- 98 G. Spindler, *supra* note 90, pp.724 ss.
- 99 G. Spindler, *supra* note 90, pp. 731-732.
- 100 G. Spindler, *supra* note 90, p. 732.
- 101 G. Spindler, *supra* note 90, pp. 732-733.
- 102 G. Spindler, *supra* note 90, p. 733.
- 103 G. Spindler, *supra* note 90, pp. 733-734.
- 104 G. Spindler, *supra* note 90, pp. 734-735.
- 105 G. Spindler, *supra* note 90, pp. 736-737.
- 106 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.93 et seq.
- 107 M. Lehmann, *supra* note 27, p.100.
- 108 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.101-106.
- 109 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.112-114.
- 110 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.114-115.
- 111 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.115-116.
- 112 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.123-126.
- 113 M. Lehmann, *supra* note 27, pp.127-128.
- 114 A. Dickinson, *supra* note 47, p.94.
- 115 A. Dickinson, *supra* note 47, pp.127-128.
- 116 A. Dickinson, *supra* note 47, p.129
- 117 A. Dickinson, *supra* note 47, pp.132-133.
- 118 Financial Markets Law Committee, “Distributed Ledger Technology and Governing Law: Issues of Legal Uncertainty” (2018) p.19. https://fmlc.org/wp-content/uploads/2018/05/dlt_paper.pdf (2025年8月27日閲覧)
- 119 A. Dickinson, *supra* note 47, pp.131-136.
- 120 Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I).
- 121 ローマ I 規則 3 条 1 項「契約は、当事者の選択した法が準拠法となる。選択は、明示になされるか、又は、契約条項ないし事案の状況から確実に導かれなければならない。当事者は、選択によって、契約の全体の準拠法又は部のみの準拠法を指定することができる」。高橋宏司「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則

(ローマ I 規則) : ローマ条約からの主要な変更点を中心に」同志社法學63巻6号(2012年)7頁。

- 122 ローマ I 規則4条「1項：第3条にしたがった選択がなされなかった場合，第5条から第8条の場合を除き，次の契約の準拠法は以下のように決定されるものとする。
(略)

b号：役務提供契約は，役務提供者が常居所を有する国の法が準拠法となる。
(略)

2項：第1項に掲げられていない契約や，第1項に掲げられた契約の複数の要素を内包する契約は，その契約に特徴的な給付を行う当事者が常居所を有する国の法が準拠法となる。

3項：契約が，第1項および第2項により指定される国よりも他の国と明らかにより密接な関係を有することが当該事案の全事情から明白である場合，当該他の国の法が準拠法となる。

4項：第1項および第2項によって準拠法が決定できない場合，当該契約が最も密接な関係を有する国の法が準拠法となる」高橋・前掲注(121)8-9頁。

- 123 ローマ I 規則19条「1項：本規則の適用上，法人その他の団体（法人格の有無を問わない）の常居所は，その中央管理の所在地とする。事業活動を行う自然人の常居所は，その主要な営業所の所在地とする。

2項：契約が支店，代理店その他の営業所の業務の過程で締結された場合，または契約上，その支店，代理店その他の営業所が履行の責任を負う場合には，当該支店，代理店その他の営業所の所在地を常居所とみなす。

3項：常居所を決定するにあたり，基準となる時点は契約の締結時とする。』。拙稿・前掲注(30)「ノウハウに関わるライセンス契約の準拠法—日本法とローマ I 規則の比較を通じて—」50頁96注。

- 124 拙稿・前掲注(30)「ノウハウに関わるライセンス契約の準拠法—日本法とローマ I 規則の比較を通じて—」21-23頁

125 M.Ng, *supra* note 39, p.315 et seq.

126 M.Ng, *supra* note 39, pp.327-331.

127 M.Ng, *supra* note 39, p.331

128 M.Ng, *supra* note 39, pp.332-333.

129 M.Ng, *supra* note 39, pp.333-334

130 M.Ng, *supra* note 39, pp.334-335.

131 M.Ng, *supra* note 39, pp.334-335.

132 M.Ng, *supra* note 39, pp.336-337.

133 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.123 et seq.

- 134 B.Y. Ripley and F. Heindler, “The Law Applicable to Crypto Assets: What Policy Choices Are Ahead of Us?” in A.Bonomi and others (eds), *Blockchain and Private International Law*, Leiden:Brill), 2023, p.270; Florian Heindler, ‘The Law

Applicable to Third-Party Effects of Transactions in Intermediated Securities’
Uniform Law Review, 2019, n.24, pp.696-697.

135 B.Y. Ripley, *supra* note 91, p.126.

136 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.140-141.

137 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.141-142.

138 ローマ I 規則14条「1項：債権譲渡における譲渡人と譲受人の関係及び債権の任意代位における被代位者と代位者の関係は、両者間の契約に本規則にしたがって適用されるべき法が準拠法となる。

2項：譲渡・代位の対象債権の準拠法は、その譲渡・代位の可能性、譲受人・代位者と債務者の関係、譲渡・代位の債務者対抗要件、及び、債務者の履行による債務の消滅の有無を決定する。

3項：本条における債権譲渡の概念は、債権の譲渡のほか、債権に対する質権や譲渡担保権などの担保設定を含む。」高橋・前掲注（121）27頁。

139 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.142-143.

140 現金や紙の小切手を使わずに、コンピューターベースのシステムを通じて銀行口座間で資金を電子的に移動させる取引のことである。

141 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.140-144.

142 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.140-145.

143 A. Dickinson, *supra* note 47, p.105.

144 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.146-147.

145 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.147-148.

146 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.148-149.

147 B.Y. Ripley, *supra* note 91, p.150.

148 B.Y. Ripley, *supra* note 91, pp.150-151,154.

149 拙稿・前掲注（30）「ノウハウに関わるライセンス契約の準拠法—日本法とローマ I 規則の比較を通じて—」39頁。

150 M. Audit・前掲注（22）161頁。

151 WIPO, Blockchain technologies and IP ecosystems, (2022) pp.166-167 <https://www.wipo.int/documents/d/cws/docs-en-blockchain-for-ip-ecosystem-whitepaper.pdf> (2025年9月25日閲覧)。

152 E. Harrak, “Do Smart Contracts Need New Conflict-of-laws Rules?” in A.Bonomi and others (eds), *Blockchain and Private International Law*, Leiden:Brill, 2023, pp.489-491.

熊本県における被災地調査と 研究者・研究機関との意見交換

——「『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指した
Cyber-Physical System の開発」の研究の一環として ——

松 嶋 隆 弘
大久保 拓 也
鬼 頭 俊 泰
金 澤 大 祐
中 島 弘 雅

一. はじめに

本資料は、日本大学災害研究ソサエティ (NUDS)¹メンバーの法律学研究グループであるわれわれ（以下、「本グループメンバー」という。）が、災害・復興法制の研究の一環として、令和7年1月27日から30日にかけて実施した熊本県への出張のうち、熊本県庁災害・復興担当者に対するインタビュー（1月27日）と、熊本大学法学部教員との意見交換会（1月28日）の概要を紹介するものである。

本グループメンバーはいずれも、法律学を専攻し、かつNUDSのメンバーとして、それぞれの専門的知見を活かしつつ、災害・復興法制に関する研究に従事しているところ、今回、機会を得て、かかるインタビューと意見交換会を実施した。熊本県は、災害多発地帯であるという地理的特徴に加え、後記の熊本地震が発生した地であり、災害・復興に関する経験を有している。また熊本大学法学部教員は、熊本地震を契機として、災害・復興に関し、多くの共同研究の成果を公表している。

後発組であるわれわれとしては、前記インタビュー及び意見交換会を通じ、熊本地震に関する知見を吸収し、われわれの災害・復興法制に関する研究に役立てたいと考えている。われわれ自身の研究は、別途、各自の学会報告、論説等により公表される予定であるが、本資料では、研究素材を記録するという観点から、前記インタビュー及び意見交換会の概要を紹介する次第である。

二. 熊本県庁災害・復興担当者へのインタビュー

1. インタビューの概要

熊本県担当者からのレクチャー及び同担当者へのインタビューは、令和7年1月27日に熊本県庁防災センター（以下、「防災センター」という。）において実施された。すなわち、当日、濱田絵美氏（熊本大学法学部准教授）のアテンドの下、防災センター1階の展示学習室及び同2階のオペレーションルームを見学した後、オペレーションルームを会場として、インタビューが行われた。NUDSからの参加者は、松嶋隆弘、大久保拓也、金澤大祐、中島弘雅、鬼頭俊泰（書面参加）である。熊本県からは、熊本県知事公室危機管理防災課、熊本県商工労働部、熊本県健康福祉部から担当者合計6名が出席し、それぞれ各部の所管事務につきレクチャーがなされ、その後、濱田絵美氏の司会の下、質疑応答が行われた（なお、レクチャーに先立ち、NUDSサイドの参加者から、質問事項が提出されており、レクチャーは、それに基づきなされた。）。

2. 熊本県担当者からのレクチャーのテーマ

以下、レクチャーのテーマにつき紹介する（公開を前提としないレクチャーであるため、詳細についての説明は省略する。）。

(1). オペレーションルームを中心とした熊本県の危機管理体制

まず、危機管理防災課担当者から、オペレーションルームにおいて行われる熊本県の危機管理体制につき、詳細な説明がなされた。これは、熊本地震を契機として、現在行われている体制について具体的に解説するものであった。

また、熊本地震に直接関係するものではないが、熊本県の地政学的状況を反映したものとして、国民保護に係る沖縄県からの避難民受け入れ計画の検討状

況についても解説がなされた。

(2). 熊本県における被災事業者等の支援体制強化の取組み

ついで熊本県商工労働部から、熊本県における被災事業者等の支援体制強化の取組みにつき説明がなされた。具体的には次のトピックについてであった。

- ①. 熊本地震後に実施された被災事業者等の支援体制の概要とスケジュールの説明
- ②. 熊本県復興経営サポートオフィスについての概要の説明とサポート事例の紹介
- ③. 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の概要
- ④. 熊本県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定の概要の紹介

前記協定は、平成26年11月12日付で、熊本県、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体連合会、（一社）熊本県工業連合会及び東京海上日動火災保険株式会社の間で締結したものである。

- ⑤. BCP 関連（熊本県が後援する各種セミナー等の概要の紹介）
 - ・「くまもと BCP サポーター」の養成についての概要の紹介
 - ・BCP 合同セミナー（熊本県委託事業、BCP 策定等支援事業）の概要
 - ・事業継続力強化セミナー（株式会社肥後銀行、東京海上日動火災保険株式会社主催、熊本県後援）の概要

三. 熊本大学法学部教員との意見交換会

1. 意見交換会の概要

熊本地震を中心とした災害時の法的課題に関する意見交換会（以下、「意見交換会」という。）は、令和7年1月28日に熊本大学黒髪北キャンパス文法棟本館2階研究会室において実施された。NUDSからは松嶋隆弘、大久保拓也、金澤大祐、中島弘雅、鬼頭俊泰（書面参加）が、熊本大学からは、魚住弘久氏（熊本大学法学部教授）、鈴木桂樹氏（元熊本大学法学部教授）、岡田行雄氏（熊本大学法学部教授）、濱田絵美氏が出席した。意見交換会の目的は、①. 熊本地震の時点における同大学教員の個人的経験に加え、②. 同地震を契機とする災害法

制研究に関する同大学としての取り組みについて、聴取することであるが、併せて、③. 前記を踏まえ、NUDSによるパーソナルアラートの研究に対しコメントを受けることも目的としていた。

さて、意見交換会は、濱田絵美氏の司会の下、熊本地震の概要、熊本地震を契機とした熊本大学法学部としての研究発信の概要につき説明を受けた上、濱田絵美氏、魚住弘久氏、鈴木桂樹氏、岡田行雄氏から、それぞれ発信された研究の概要につき説明を受けた。各氏の研究は、熊本大学法学部編『熊本地震と法・政策』（成文堂、令和4年）に収録されている。

また、各氏から、自身の被災体験、研究業績を踏まえた上で、NUDSによるパーソナルアラートの研究に対してのコメントをもいただいた。その概要は、NUDSにおける今後の研究開発に反映されうるものであり、性質上機微にわたりうるため、説明を省略する。

また、濱田絵美氏の研究は、NUDSメンバーのうち中島、金澤の研究テーマとも重なるがゆえ、特に活発な質疑がなされたことを付言する（中島、金澤は、質疑に基づき、それぞれ論文を公表する予定である。）。

2. 熊本地震の概要

はじめに熊本地震（平成28年熊本地方の地震）の概要について説明しておく²。熊本地震とは、熊本県熊本地方において、平成28年4月14日21時26分に前震が、同16日1時25分に本震がそれぞれ発生したものを指す。その規模であるが、前震時にはマグニチュード6.5、最大震度7の地震が、続く本震時にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震がそれぞれ発生した。熊本地震の特徴として、震度7の地震が2度も発生したことに加え、規模の大きな余震が頻発した直下型地震であったことが挙げられている³。

熊本地震の被害の概要についても一言しておく。同地震による人的被害は死者273名、重傷者1,203名、軽傷者1,606名にのぼり、建物被害は全壊家屋が8,667棟、半壊家屋34,719棟、一部損壊家屋163,500棟であったとされている⁴。さらに、土砂災害による道路寸断・落橋などの物的損害に加えライフラインの被害も甚大であり、南阿蘇村では水道の復旧に約3カ月を要した。発災後の熊

本県内では避難者が最大18万人を超え、避難所もピーク時には855か所開設された⁵。本災害による熊本県・大分県の被害額は最大約4.6兆円と推計されている。

3. 熊本地震を中心とした災害時の法的課題に関する熊本大学の取組み及び研究⁶

(1). 熊本地震の際の熊本大学の対応⁷

①. 安否確認と休講措置

熊本大学では、前震の翌日（4月15日）に災害対策本部を設置し、構成員の安否確認および学内施設の被害状況の把握および本学の状況についてホームページで発信することとした。その際の安否確認方法であるが、教職員に対しては、総務課発信のeメールを通じて、学生に対しては、担当教員を通じて安否確認を、それぞれ行った。なお、当時の熊本大学では、4月4日入学式、同月8日から授業開始予定であったところ、授業開始から1週間経過後の発災であったため、特に1年次生への安否確認が非常に難しかったとのことである。また、当初は4月15日（金）のみ休講とする予定であったが、同月16日（土）未明に本震が発生したため、休講を継続することとされ、結果として5月6日まで休講することとなった。

②. 避難者の受け入れと学生への支援

熊本大学キャンパスは、指定避難所（一次避難所）として指定を受けていたため、前震（4月14日）時より避難所が開設され、同日から5月8日までの間、1日最大で約2,800名を受け入れた。避難所運営に際しては、自発的に集まった学生が中心となって支援に携わったとのことである。

その後、熊本大学は、4月19日頃より、学費納入締切の延長や被災学生への奨学金などの経済的支援やメンタルヘルスの不調をきたしている学生への支援を行うことを表明し、さらに6月14日には「熊本復興支援プロジェクト」を設置し、地域の地（知）の拠点として、熊本の復興に大学として尽力することを公表するに至った。

(2). 熊本大学法学部の研究面での取組み

熊本大学法学部では、熊本地震での経験を踏まえ、研究成果として積極的に発信している。具体的には以下のとおりである。

①. シンポジウム「熊本地震が提起する法的・政策的課題（平成29年1月21日開催）

このシンポジウムは、同大学法学部教員（刑法）をコーディネーターとして、元熊本県副知事による基調講演の後、弁護士、法学部教員2名（行政法学、政治学）の個別報告および全体でのパネルディスカッションを行ったものである。同シンポジウムの内容は、熊本法学140号131頁以下にシンポジウム録として掲載されている。また法学セミナー平成29年6月号（749号）19頁以下に、同シンポジウムの内容を再構成したものが掲載されている。

②. 連載「熊本地震と法学の役割」（法学セミナー平成29年7月号～12月号）の公表

これは、熊本大学法学部教員有志が執筆者となり、行政法学、民法学、社会保障法学、憲法学の見地からそれぞれ論文を連載で掲載し、その後執筆者による座談会を行ったものである⁸。

③. 熊本大学法学部編『熊本地震と法・政策』（成文堂、令和4年）：前述

これは、②. の延長線上のものとして、刊行された論文集である。このうち本インタビュー参加者の論文は下記のとおりである。

- ・濱田絵美「自然災害債務整理ガイドラインの利用現状と利用促進に向けての課題」
- ・魚住弘久「熊本地震と交通インフラの復旧—鉄道と道路をめぐって—」
- ・鈴木桂樹「震災とマスメディア—報道倫理をめぐって—」
- ・岡田行雄「熊本地震における指定避難所運営の担い手に関する—考察—帯山西小学校と熊本刑務所の避難所運営の比較を通して—」

④. シンポジウム「災害時の民事法上の課題について—被災者支援の在り方を中心に—」（令和6年6月15日開催）

本シンポジウムは、実務家による3つの個別報告の後、内容の深掘りと質疑応答を行ったものである。個別報告として、岡本正「大規模災害とリーガル・ニーズ」、渡辺裕介「二重ローン問題と自然災害債務整理ガイドライン」、

今田健太郎「土砂災害と工作物責任・相隣関係」がある。

四. 結びに代えて

今回の熊本出張で得られた知見を素材として、本グループメンバーは、下記の各学会において研究報告を行った（いずれの報告においても、濱田氏の出席と発言が得られ、有益であった。ここに特記する次第である。）。その成果は、いずれ活字化される予定であるが、ここでは、末尾に資料としてその概要を記載する。

1. 実践経営学会東北支部協賛にかかるシンポジウムの実施⁹

- ・シンポジウム「災害復興に対し法律学が果たすべき役割について」（令和7年2月21日開催，於ハーネル仙台，主催：日本大学災害研究ソサイエティ，協賛：実践経営学会東北支部会）

題名	報告者
1. 企画趣旨の紹介	松嶋隆弘
2. 災害復興と大学の貢献：NUDS(日本大学災害研究ソサイエティ)の実践例から	松嶋隆弘
3. 自然災害ガイドライン1：概要と問題点	金澤大祐
4. 自然災害ガイドライン2：手続法の観点から	中島弘雅
5. 金融庁BCPガイドライン1：概要と問題点	大久保拓也
6. 中小企業庁BCPガイドライン2：会社法の観点から	鬼頭俊泰
7. 災害・復興と個人情報	菱田昌義
8. 質疑応答	松嶋隆弘（司会）

2. 日本法政学会 第142回大会におけるシンポジウム

- ・シンポジウム「災害からの復興 ―日本法政学会からの提案―」（令和7年6月14日，於北海学園大学 豊平キャンパス）

総合司会・企画趣旨説明	松嶋隆弘（司会）
『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』に関して	金澤大祐

青森県八戸市の地域『防災』（政治・行政）という観点から	横田将志
選挙民主主義ならびに市場経済の下での復興の課題	河村和徳
災害要配慮者の復興に向けての福祉的支援における課題	富樫ひとみ
コメント	濱田絵美（コメンテーター）
質疑応答 閉会の辞	松嶋隆弘（司会）

以上

- 1 <https://www.runit.cst.nihon-u.ac.jp/nuds/>（令和7年10月28日閲覧）
 - 2 内閣府 HP 防災情報のページ「災害復興対策事例集 n - 7」<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/pdf/02jirei7.pdf>（令和7年10月28日閲覧）
 - 3 熊本県および大分県において、平成28年4月14日～29日の間で震度5弱以上を13回観測し、また発生から5日間で2000回の有感地震を観測している。
 - 4 家屋倒壊に加え、液状化による被害も含む。
 - 5 なお、平成28年11月18日には全避難所が解消されている。
 - 6 この部分は、濱田絵美氏の報告に基づく。
 - 7 熊本大学 WS「平成28年熊本地震への対応について」<https://www.kumamoto-u.ac.jp/whatsnew/koho/2016kumamoto-earthquake>（令和7年1月19日閲覧）
熊本大学作成冊子『熊本地震記録集 [概要版]』（平成29年4月発行）参照。
 - 8 「（ロー・アングル）熊本地震と法律学の役割」（平成29年7月～12月）の連載は次のとおり。（第1回）大脇成昭「復興期における住宅再建支援策—公費投入の是非を中心に—」法学セミナー750号47～53頁，（第2回）濱田絵美「自然災害時の二重ローン問題について」法学セミナー751号64～69頁，（第3回）倉田賀世「震災の社会保障法学的見地に基づく検討—熊本地震から見えること—」法学セミナー752号55～60頁，（第4回）大日方信春「私有財産制のコスト—土地収用の現場から—」法学セミナー753号68～73頁，（第5回）大脇成昭＝岡田行雄＝大日方信春＝倉田賀世＝鈴木桂樹＝濱田絵美「（座談会）生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるのか（上）」法学セミナー754号64～75頁，（第6回・最終回）大脇成昭＝岡田行雄＝大日方信春＝倉田賀世＝鈴木桂樹＝濱田絵美「（座談会）生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるのか（下）」法学セミナー755号58～65頁。
 - 9 <https://jsam.org/info/wp-content/uploads/2025/01/20250113.pdf>（令和7年10月28日閲覧）
- ※ 本研究は、令和6年度日本大学特別研究「『災害に強く人にやさしい地域共創拠点』の構築を目指した Cyber-Physical System の開発」（研究代表者 浅井朋彦）の助成を受けたものである。

【政経研究所】

ユーロリージョンの意義と限界

—— EGTC 登場以前の欧州越境協力の制度的展開 ——

柑 本 英 雄

第1節 問題設定：なぜユーロリージョンの停滞は起きたのか

本論文の目的は、欧州の「国境を跨ぐ地域（跨境地域）」（Cross Border Region : CBR）において、越境協力を制度化したユーロリージョン（Euroregion）¹を跨境協力（Cross Border Cooperation : CBC）促進の原初の「孵卵器（incubator）」²としてとらえ、制度史の観点から整理・比較検討し、欧州における国境相対化の制度的進展の特徴を明らかにすることにある³。つまり、欧州連合（EU）における「ポストウェストファリア的国境相対化」の前史として、ユーロリージョンを CBR の中で整理し、EU が創設した超国家主義的な国際法人制度「欧州における領域的協力団体（European Grouping of Territorial Cooperation : EGTC）」との比較の中で、ユーロリージョンが抱えた CBC の問題点を明らかにする。

詳細は後で議論するが、一般的に、ユーロリージョンとは、欧州において、国境を越えた2つ以上の地域（県・州・ミュニシパリティなどの地方自治体）が参加する領域的な協力枠組みのことである。ユーロリージョンは、1958年にドイツ・オランダ国境で設立され、その後、欧州各地に広がり、経済、文化、人的交流などさまざまな越境協力の形態を持つに至った。このユーロリージョンという名称は、機能としての CBC のみならず、領域としての CBR を指す場合がある。また、その用語は、広義でシステム全体の名称として用いることも可

能で、CBR のガバナンスの形態をも包括的に表現しうる⁴。

Vázquez が指摘するように、欧州単一市場 (European Single Market) の登場は、国境の意味を変容させ、これまで、いわゆる膠着国境 (deadlock border) によってもたらされてきた、高速道路や鉄道やエネルギー網の分断など、「越境のためのコスト (transaction costs)」を低減させた⁵。これは、ユーロリージョンにも、国境の相対化の観点で大きな恵みをもたらした。一方で、ユーロリージョンが内包する「国境」そのものは、経済的には単一市場の様態に進んでも、依然として国家主権のせめぎあいの中で協力の障壁となり続けており、実際の CBC の中身や事務局体制などについては、隣国同士の法律や予算面でのすり合わせ (concordance)⁶ が必須であった。これが、欧州単一市場においても、CBC の発展を阻害する要因となってきたのである。この要因を取り除くことこそ、ユーロリージョンが創設されて以来、取り組んできた課題であった。しかし、EU 域内において CBR が活性化されるには、1990年の INTERREG プログラムという地域政策パッケージの登場を待たねばならなかった⁷。ユーロリージョンの初期の段階では、まだ、ミクロリージョン⁸のような「新しいスケール」としての認識にまでは至っておらず、Calderón Vázquez の指摘する「国境の非活性化 (border deactivation)⁹」が模索されるレベルにすぎなかった。この「国境の非活性化」が、当時のユーロリージョンの CBR の協力目的の実態を的確に表現しえたのである。

その後、冷戦の崩壊、EU の統合拡大に伴って、国境に隣接する欧州地方政府にとってユーロリージョンの意味が大きく変容する。すなわち、ユーロリージョンが、EU 地域政策や拡大政策の政策容器としての意味を獲得し始めるのである。EU 地域政策に INTERREG が導入され、ユーロリージョンが、単に国境を跨ぐ緩やかな協力の形態から、超国家レベルから予算配分を引き出す政策容器としての資格を得たのである。そのプロセスで、EU は欧州評議会 (Council of Europe : CoE) が試みてきた CBC 活性化の制度を改良し、EGTC の制度を導入する。この段階で、EU 域内の多くのユーロリージョンが、EGTC のハードな制度をガバナンスのシステムとして取り入れていくのである。中に

は、名称を「ユーロリージョン」から「EGTC」に変更して、その形態変化を社会に示すものも現れ始めた。

このことを受けて、CBRの研究自体も、「CoE的な境界による分断を前提とするリアリズム的パラダイムに基づく研究」から、「EUの統合の深化と拡大を受けた政策容器としての超国家主義的CBRの研究」へと移行していく¹⁰。これは、CBR研究を、国境の隔離性を前提とするリアリズム的なパラダイムから、超国家主義的な国境相対性を前提とする「再領域化（reterritorialization）」のパラダイムへと導くことになる。ここでいう「再領域化」とは、Perkmannらが着目した、新しいスケールとしてのCBRの創出である¹¹。

筆者は、論文「EUマイクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座」で、EUが深化・拡大していく局面において「領域的結束（territorial cohesion）」が具体的に表出する地域、中でも「マイクロリージョン」と呼ばれる大きさの地域が、どのように変容を遂げながら領域的結束の促進に寄与してきたのかについて検討した¹²。その分析対象として、2006年にEU地域政策に導入された、常設的な越境法人の設立を可能にするEGTC規則（欧州における領域的協力団体に関する欧州議会・欧州理事会規則）を選び、その制度創設を通じた「国家主権と領域の意味変容」を考察した。

EGTCは、INTERREGが導入され、EU域内国境の相対化が進められるプロセスで、越境地域の協力組織が継続的に事務局をどこに設置し、どのように運営するのかという問題が発生し、越境協力促進のブレーキとなったことを受けて設計された、越境協力の制度的枠組み、すなわちガバナンスの仕組みである¹³。それまでは、ユーロリージョンをはじめとする、CBCを促進する制度・団体は、CoEがこの国境の隔離性を除去するために、二国間合意に基づいて設計した「国際法に基づく準法人格的な協力体」（Local Grouping of Cross-Border Cooperation : LGCC）などを利用したりした。あるいは、参加地方政府内に契約関係を結んだ事務局を設置したり、団体事務局を当該国のNGOや会社組織にするなどして、加盟国の国内法に拘束され法人格を取得し、他国のカウンターパートとなる法人と協力関係を推進する方法を採用してきた¹⁴。しかし、この

ような国家主権システムに基礎を置くリアリズム的な工夫は、国境を越えて事務局引継ぎや移転が生じたときなどに大きな問題を引き起こしてきた¹⁵。このことが、ユーロリージョンの制度的停滞を招く原因の1つとなっていた。そこで、EUはこのCoEの方法論を超克するべく、CBRそのものにEGTCという国際法人格を与えたのである。このように、ユーロリージョンをはじめとするCBCは、CoEの国家間合意システムを使った運営と、EUの超国家システムに基づくシステムを使った運営、さらに、それらが混在する多様性を持つのである。Sanguinは、このようなCoEとEUの両欧州国際機関のコミュニケーション不足が、ユーロリージョンにおける越境協力の開始当初から、混乱、重複、過剰設計、無秩序化（confusion, redundancy, oversizing and entropy）を引き起こしてきたと批判する¹⁶。Sanguinは、CoEがユーロリージョンの構造を2国家間合意などで進化させた一方で、EUは超国家的プログラムを実施してきたが、それら両者の施策が接続し、包括的にうまく機能しているわけではなかったことを明らかにしている¹⁷。

本論文では、ユーロリージョンが、試行錯誤の中、CoEの規範を使いながらCBCを進展させていくが、一方、そこで主権国家間の協力体制の限界に直面し、CBCの停滞が起きたことを検証する。

このことを明らかにするために、まず第2節では、ユーロリージョンとは何かについて、大まかな制度的定義を共有する。そのために、CBR/CBCにおけるユーロリージョンの位置づけを、スペクトラム的発想をもとに整理したい。CBR/CBCをスペクトラムのグラデーション上に配置することで、個々のユーロリージョンの位置を静態的分析対象として確認するにとどまらず、そのユーロリージョンのアイデンティティの変容を動態的に分析しうる検証用具を提供する。続いて、第3節では、ユーロリージョンの共通の特性から制度的実態を把握する。様々なユーロリージョンが異なる法的形態や組織を有してもいる一方で、これらには多くの共通特性がある。ここでは、ユーロリージョンの単なる形式的な特徴の把握だけではなく、スペクトラムのグラデーションの中で、制度的成熟度の観点から理解を深める。さらに、第4節では、ユーロリー

ジョンのケース数の特定を通じて、何がユーロリージョンと他の CBR/CBC を画するのか、ユーロリージョンの網羅的な「カタログ」である COOP-RECOT II 研究プロジェクト（2018年）を使って考えたい。第5節では、第3節での制度的共通特性、第4節での他の CBR/CBC との画定メルクマールを踏まえて、ユーロリージョンに設定される共通項としての目的と意義を抽出する。というのも、「跨境協力をなぜ行うか」の目的が制度設計に深くかかわるからである。これらを踏まえて、第6節では、ユーロリージョンと他の越境協力の主要事例の比較から、具体的なスペクトラム分析を実施する。主要な比較事例として、ワーキングコミュニティ（working community）、EGTC、マクロリージョンを取り上げ、ユーロリージョンとは全く異なったガバナンスの形態の特徴を把握する。その上で、第7節では、そのスペクトラム分析の核心であるユーロリージョンの事例として、EUREGIO（オイレギオ）を使いながら、ユーロリージョンの制度的実体分析を実施し、ユーロリージョンがなぜ CBR/CBC の進展プロセスの中で停滞したのかを具体的に検証する。最後に、結論として、EGTC 以前の CBR であるユーロリージョンが、試行錯誤の中、CoE のソフトな規範を使いながら CBC を進展させていくが、そこで主権国家間の協力体制の限界に直面し、CBC の停滞が起きたことを結論づける。

第2節 CBC の制度的展開のスペクトラム的理解

では、まず、ユーロリージョンとは何かについて、大まかな制度的定義をここで共有しておこう。実は、多くの文献が指摘するように、ユーロリージョンそのものの公式的な定義というものは存在しない¹⁸。「ユーロリージョン」と名乗る個別のユーロリージョンを研究者自らが抽出し、操作的に、静態的分析対象の「事例群」として提示するのはたやすい。しかし、欧州の CBR/CBC の実態は、それほど単純ではなく、動的に観察すると、ユーロリージョン自体が EGTC に名称を変更したりすることもある。これは、欧州の社会状況変化に対応する、その CBC の質的变化であると考えられることもできよう。すなわち、「ユーロリージョンはこういうものである」と画一的に定義できる存在

ではなく、光学や物理学でいう「スペクトラム (spectrum)」として理解した方が、その実態をつかめると言える。スペクトラムとは、「連続体」あるいは「範囲」と訳される言葉で、精神医学の分野では、この概念を自閉症スペクトラム障害の、多様で複雑な個別の特性を表現するのに援用した。それによって、個別の対象への深い理解を促進し、治療方法を確立する有効な連続的分析視角となっている。ユーロリージョン研究でこれまで明確にその定義がされず、他の CBC の他の形態との違いが明確にされてこなかった理由が、このユーロリージョンを含む CBC のスペクトラムのグラデーシオンのわかりにくさという実態にある¹⁹。

では、CBC をこのスペクトラム的発想をもとに整理してみよう。欧州の CBC は、固定的制度形態ではなく、制度化 (institutionalization) の程度、ガバナンスの強度、国境の相対化の深度などによってグラデーシオンの広がる連続的な現象ととらえることができる。この構造を「スペクトラム」として描くことで、以下のような分析軸を設定できる。ここで重要なのは、このスペクトラムのグラデーシオン上で、個々のユーロリージョンの位置を静態的分析対象として確認するにとどまらず、そのユーロリージョンがどのような過去の経緯からアイデンティティを立ち上げ、どのような地域形成を目指しているのかを、時系列的にスペクトラム上を移動しうるものとして動態的に分析することである。

表1 CBCの制度的展開のスペクトラム的理解

スペクトラムの軸	低い側 (soft)	⇔	高い側 (hard)
制度化の度合い	任意協定・非拘束 (working community, Nordic model)	⇔	予算投入の政策容器 (INTERREG) 法人格を持つ国際組織 (EGTC)
到達目標	国境の機能除去 (defunctionalisation of national borders) ²⁰	⇔	新しいスケールとしての再領域化 (reterritorialization) ²¹
ガバナンスの強度	ネットワーク型 (declarative cooperation)	⇔	疑似統治型 (マルチレベルガバナ ンス) (managerial/institutionalized cooperation)
国境の相対化	文化的・社会的	⇔	行政的・法的・財政的 (政策容器)
主導アクター	CoE / 国家 / 地方自治体	⇔	EU / 国家 / 地方自治体
アプローチ	ボトムアップ (bottom-up)	⇔	トップダウン (top-down) + ボトム アップ (bottom-up)

筆者作成

CBCの制度的展開のスペクトラム的理解を表にすると、スペクトラムの軸の低い側、すなわちソフトな側は、あとで議論するワーキングコミュニティのように、制度化の度合いが低く、任意協定に基づいて、緩やかなネットワーク型の形態を示す。ここでは、国境を挟む二国間合意を苗床とするCBCにはじまり、徐々に、地方自治体を主たるアクターとするボトムアップ型の意思決定の形式のものにグラデーションは移っていく。ここでは、国境の相対化は文化的・社会的なものを出発点として、国境の乖離性の除去を機能的目的とする。一方、スペクトラムの軸の高い側、すなわち、ハードな側は、INTERREGなどのEU予算投入の政策容器や、国際法人格を持つEGTCのように、マルチレベルガバナンス²²下の新しいスケールとしての再領域化を目指す。ここでは、協力の形態はタイトな行政的・法的・財政的な部分にまで及び、越境協力の政策容器の創設という新しいステージのCBCの役割が期待される。地方自治体の協力関係であるので、全てがトップダウン的意思決定というわけではないが、EU地域政策予算やEU規則の関係で、行政的・法的・財政的な部分で、トッ

プに位置する超国家組織 EU の影響を受けるマルチレベルガバナンスの形態に近づいていく。

このような CBC の制度的展開のスペクトラム的理解に加えて、空間的次元（スケール）でのスペクトラムから、CBC を理解することも可能である。欧州には、欧州領域的協力（European Territorial Cooperation : ETC）と呼ばれる新しい越境協力の様々な形態が存在し、北海沿岸地域やバルト海沿岸地域のようなマクロリージョンと呼ばれるスケールの ETC から、CBC が実施される CBR のようなマイクロリージョン、あるいは、規模的に、このマクロとマイクロの中間に位置するようなメゾ的なリージョンの協力形態も存在する。ユーロリージョンの多くは、スケールの的には、このマイクロリージョンに該当する。さらに、共通的な特徴として、当然、「越境／国境をまたぐ（trans-frontier）地域協力機構・体制」がある。そして、多くのユーロリージョンでは、地方政府などの非国家アクターが主体となって、CBC を展開している。

ここに、「スケールの転換（scalar turn）²³」や「領域の罠（territorial trap）²⁴」の概念からの議論・分析を重ねていくと、CBC スペクトラムは欧州に「新しく創出されたスケールの再配置」としての表現が可能となる。この「スケールのスペクトラム」を「CBC の制度的展開のスペクトラム的理解」に合わせて、「ソフト－ハード×マクロ－マイクロ」の二軸マトリクスが構築できる²⁵。CBC／CBR はもとより、ユーロリージョンの実態は、「ソフト－ハード×マクロ－マイクロ」の二軸上に広がるスペクトラム状の制度現象として理解する方が、国境相対化の実態に即した分析となる。すなわち、CoE 型ユーロリージョン²⁶に見られる「文化的・社会的相互浸透型」から、EU 型 EGTC における「行政的・法的・財政政策容器型」まで、越境協力の諸相は連続体を形成している。そして、スケールの的には、マクロ・メゾ・マイクロの「区分け」そのものにも、実際の意味はなく、スペクトラム上でスケールを便宜的に区切って示したものにすぎないことがわかる。そして、先ほども述べたように、この制度（institutional）とスケール（scalar）の2次元の理解に、時間（temporal）を加えると、3次元の動態分析をするツールが整うと言えよう²⁷。

第3節 ユーロリージョンの制度的実体

ここまで、ユーロリージョンなどのCBCのスペクトラム的見方について議論した。では、ユーロリージョンとはいったいどのようなものを指すのかを知ることが不可能なのであろうか。定義はないが、共通の特性から制度的実態を把握することは可能である²⁸。欧州には多数のユーロリージョンが存在し、異なる法的形態や組織を有してもいる一方で、これらは多くの共通特性も共有している。このような異なる法的形態や組織を有し、その多様性にスペクトラム的な理解が必要となる社会的背景としては、CoEやEUのみならず、北欧評議会のようないくつにも折り重なる欧州の国際機関がそれぞれの規範的な背景から、独自のCBC援助手法を提供し、地方自治体もそれらを適宜、便宜的に有効活用してきたことが関係する²⁹。ユーロリージョンの共通性の検討に意味がないかといえばそうではなく、それぞれの特徴を分析することで、そのガバナンス構造の中でどこに問題点があり、このガバナンス構造が超国家的な国際法人EGTCの制度設計に生かされていくのかがわかる。もちろん、これらは、ユーロリージョンの単なる形式的な特徴ではなく、スペクトラムのグラデーションの中で、CBRにおける制度的成熟度や制度化の指標としても理解することができる。以下に、それぞれを具体的に考察してみよう。

Czimreは、欧州国境地域協会（Association of European Border Regions：AEBR）³⁰の文献などから以下のようなユーロリージョンの共通特性を抽出している³¹。

- ①常設性
- ②構成主体から独立した法的・組織的アイデンティティ
- ③独自の行政・技術・財源資源
- ④独自の意思決定機構

①の常設性は、その存在が一時的ではなく恒久性を有することを指す。現在

の CBR には、ワーキングコミュニティのような緩い協力関係から EGTC の制度を利用した国際法人格を有するタイトなものまで、さまざまな制度的成熟度や制度化のステージが存在する。ここで特に強調されているユーロリージョンの特徴としての常設性は、その CBR が予算獲得のための「プロジェクト単位の一時的組織」ではなく、恒常的な協力機関として存在することを指す。具体的な事例でいうと、EU の INTERREG などの資金サイクルである通常 7 年というプロジェクト期間を超えて活動を継続できることを指している。例えば、あとで検証するドイツ・オランダ国境の EUREGIO は 1958 年以来、常設事務局を保持し、半世紀以上にわたり持続的に運営されてきている³²。

②の構成主体から独立した法的・組織的アイデンティティは、構成メンバーのアクターのアイデンティティそれ自体とは別の独立したアイデンティティを有する存在であることを示している。すなわち、加盟する州・県・コミューンなど地方自治体の単なる集合ではなく、そのユーロリージョンの組織自体が独自の名称やロゴを有し、網羅する領域の住民に国境を超えた共通のアイデンティティ基盤を提供する。

図 1 カルパチアユーロリージョンのロゴ（出典：カルパチアユーロリージョン協会³³）



図 1 は、カルパチアユーロリージョンのロゴである。観光資源、自然資源の豊かなカルパチアユーロリージョンは、独自のブランド戦略を持ち、中央ヨーロッパに位置する山岳地帯であるカルパチア山脈を中心に、その上に地域の自

然の象徴としての鳥³⁴の意匠を施し、1993年の設立メンバーである加盟地域のスロバキア、ウクライナ、ポーランド、ハンガリーの4カ国の国旗、さらに、その後1997年に参加したルーマニアの国旗を下部に配している。この「構成主体から独立した法的・組織的アイデンティティ」は、国家間の主権枠に従属しない越境的な公共主体として、カルパチアユーロリージョンへの参加アクターや地域住民に、このCBRにアイデンティファイする自己認知を促し、また、欧州や広く国際社会から認知される基盤となる。

③の独自の行政・技術・財源資源は、②で挙げたような州・県・ミュニシパリティなど地方自治体の単なる単発的な会議体ではなく、常設的なオフィスを持ち、予算を自ら保有し、専任の職員による運営能力を持つことを示している。欧州地域開発基金（European Regional Development Fund：ERDF）や加盟国の補助金、加盟自治体の拠出金で独自予算を編成し、プロジェクト管理や報告を自ら行う独自の財務会計や年次報告を行う³⁵。これにより、ユーロリージョンは、ソフトな調整フォーラム的存在から政策実施機関へと転換し、機能的な自律性を獲得することになる。

最後の④の独自の意思決定機構は、加盟自治体の合議を超えて、自らの理事会・議会を持ち、方針・予算・事業計画を決定する機構を備えることを指す。具体的には、総会（general assembly）、理事会（executive committee）、事務局（secretariat）を三層的に構成する³⁶。さらに、その地域の特定の課題解決のために、特定課題ワーキンググループ（thematic working groups）を設置する。総会への代表者は、各加盟地方政府（例：県議会、州議会、市長会など）によって内部的に任命される。ここで重要なのは、③の「機能的な自律性」に加えて、主権を毀損せず、独自の意思決定に基づいて跨境水平的な連携を組む器³⁷となったことである。

上記のように、Czimreのユーロリージョンの4つの特性に基づいて詳細な考察を展開した。ユーロリージョンから抽出しうる共通的特徴は、形式的には、一時的な会議体などではなく常設性を有し（①）、構成主体から独立した法的・組織的アイデンティティを備え（②）、独自の行政・技術・財源資源（③）

と独自の意思決定機構(④)を有することが明らかとなった。

第4節 ユーロリージョンのケース数の特定

ここで、もう一点、研究上発生する、悩ましい問題について検討しておこう。それは、「ある時点でのユーロリージョンの総数はいくつになるのか」という問いである。よしんば、この4つの特性をその調査対象であるCBCが満たしたとしても、ユーロリージョンが「存在する」「機能している」「定義を満たす」という基準が文献・報告により異なるため、“〇〇個”という確定値を出すのは慎重さが必要となる。非常に網羅的なユーロリージョンの「カタログ」である COOP-RECOT II 研究プロジェクト(2018年)における「ユーロリージョン：EU 国境を越える卓越性と革新：成功事例のカタログ」(‘Euroregions-Excellence and Innovation across EU Borders : A Catalogue of Good Practices’) できえ、その確定作業は困難を極めたと言い、調査過程で把握できなかった組織があることを吐露している³⁸。プロジェクトは、それらを見落とすリスクが残存することは留保しながらも、以下のような作業工程を経て、ユーロリージョンのケース数をはじき出している。

表2 COOP-RECOT II 研究プロジェクトのユーロリージョンのケース数カウントの方法論的手順

		事例数	作業工程
①	ETC	343	EU 地域政策で規定される ETC の構造を有する事例のピックアップ
②	CBC ではない ETC	-44	ユーロリージョンは CBC（跨境協力）である特徴を有するので、これよりも広い二次元的領域を網羅するマクロリージョン的な ETC を除外
③	ワーキングコミュニティ	-16	ユーロリージョンの特徴である「プロジェクト遂行戦略」が欠如していたり（ただ単にその制度や機構が存在するのみ）、国家レベルアクターが主たるプレゼンスを示している事例（地方自治体の跨境協力ではなく、国家間協力の意味合いが濃いケース）を除外
④	EU 域外	-7	ユーロリージョンがその後、獲得してきた特徴として、INTERREG などの EU 地域政策ファンドの受け皿としての機能を有しないので EU 域外のみで構成されるケースを除外
⑤	変容したユーロリージョン	-9	ユーロリージョンの構造が、その設立の目的とは異なった形で存続、あるいは、別のユーロリージョン構造に吸収された、あるいはまったく新しい構造に完全に置き換えられた事例を除外
⑥	ユーロリージョンとしての構造体	267	運用定義に基づく既存ユーロリージョンのリストとして残ったケース群

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} - \textcircled{3} - \textcircled{4} - \textcircled{5} = \textcircled{6}$$

COOP-RECOT II 研究プロジェクトを参考に筆者作成

COOP-RECOT II 研究プロジェクトでは、EU 地域政策で規定される ETC の構造を有する事例を全て網羅的に洗い出し、ETC の総数を343ケースとしている（①）。ユーロリージョンは CBC（跨境協力）である特徴を有する。そこで、バルト海沿岸地域のような、これよりも広い二次元的領域を網羅するマクロリージョン的な ETC である44ケースを、この総数、すなわち343ケースから除外する必要がある（②）。さらに、ユーロリージョンの協力関係まではいかない、緩やかなワーキングコミュニティのケースと見られる16ケースを除外する（③）。このワーキングコミュニティのケースとは、ただ単にその制度や機

構が存在するのみで、ユーロリージョンの特徴である「プロジェクト遂行戦略」が欠如していたり、国家レベルアクターが主たるプレゼンスを示し、地方自治体の跨境協力ではなく、国家間協力の意味あいが濃いケースのことである。さらに、ここから、EU域外の7ケースを除外する(④)。なぜなら、ユーロリージョンがその後、獲得してきた特徴として、INTERREGなどのEU地域政策ファンドの受け皿としての機能があり、この機能を有しないのでEU域外のみで構成されるケースを除外する必要がある。そして、最後に、変容した旧ユーロリージョン、すなわち、ユーロリージョンの構造が、その設立の目的とは異なった形で存続、あるいは、別のユーロリージョン構造に吸収された、あるいはまったく新しい構造に完全に置き換えられた9つの事例を除外する(⑤)。COOP-RECOT II 研究プロジェクトは、これで残った267のケースを、ユーロリージョンとしての構造体と位置付けている(⑥)。

ここでさらに留意しなければならないのは、「ユーロリージョン」という名称を名乗るものだけが、実質的なユーロリージョンではないし、また、過去に「ユーロリージョン」を名乗っていた協力主体が、EGTCのガバナンス枠組みを選択したことで、名称を「EGTC」に変更するケースも多いことである。その意味で、本研究では、EGTC登場以前の「原初的ユーロリージョン」を狭義でとらえたユーロリージョンとして分類し、それ以降のユーロリージョンを広義のCBC的な用語としてのユーロリージョンとして扱いたい。したがって、これ以降、特別な形容の無い場合は、操作的に、「ユーロリージョン」はEGTC登場以前の「原初的ユーロリージョン」を指し、それらが本論文での分析対象としてのユーロリージョンを指すこととしたい。

Shuliakらが、ウクライナの「国境を越えた協力に関する法律」を引用し、「ユーロリージョンとは、国境を越えた協力に関する二国間または多国間協定に従って実施される、欧州諸国の協力による行政・領土単位の組織形態である」と定義しているのは、本論文で扱う、この原初的ユーロリージョンを的確に表していると言えよう³⁹。当初、CoEが中心となって進めていた原初的なユーロリージョンは、地方自治体レベルでの協力ネットワークや越境プロジェ

クトではあるが、その CoE の国際機関的色彩から、「国家間条約に基づいた越境協力の形」というリアリズム的な意味合いを背景に持っていたのである。一方、Perkmann, Sum, Jessop らは、当初からユーロリージョンに革新的な意味をもたせ、ユーロリージョンは政治的・行政的なリスケーリングのプロセスの結果であり、政策的起業（policy entrepreneurship）であると述べ、新しい空間スケールにおける制度的プラットフォームを統合したアイデアであるとしている⁴⁰。どのようなユーロリージョンの特徴に焦点をあてるのかによって異なってくる、このような研究者の立ち位置についても、混乱を避けるために、留意しておくことが必要となろう。

第5節 ユーロリージョンの目的と意義

では、このような制度を有するユーロリージョンは、具体的には、どのような目的と意義をもって誕生したのであろうか。本論文は制度論的な分析なので、具体的な個々のプロジェクトなどを挙げながら議論するのは別稿に譲ることにし、跨境協力をなぜ行うかについて考え、制度設計・プロジェクト立案・地域戦略づくりの際の方向性の大本となる目的と意義について以下に従って考えたい。

- ①国境／隣接地域を「分離線」から「交流空間」への転換（マイナスの超克）
- ②国境地域の共通課題を共同で解決し、潜在的機会を活用（プラスの創出）
- ③市民・地域レベルの信頼醸成，文化・社会的統合を促進（過去の清算）
- ④ EU における領域的結束（未来の創出）

①は、国境や国境隣接地域がこれまで「境界としての分断の線」であったのを、「コミュニケーションや協働の場（meeting space）」としての新たな側面を創出することである。周辺化，交通の不便，単一国内市場からの孤立など，境界がもたらす経済的・社会的なハンディキャップを克服することが目的となる⁴¹。

②は、国を隔てた国境地域の共通課題を両側でともに解決し、その地域の持

つ潜在的機会を顕在化させることである。雇用創出、交通・インフラ整備などを通じて、国家領域の周縁、特に辺境にあたる地域の経済発展、自然環境保護、観光資源の活用など、国境をまたいだ地域が抱える課題や制約に協働で取り組むことである⁴²。これは、国境の片側のある地域の強みを、他の片側の弱みに結びつけるような隣接地域間の「補完性 (complementarities of bordering spaces)⁴³」を活かし、片側だけの発展では捉えきれない価値を引き出すことにもつながる。

③は、冷戦をはじめとして、人為的な国境で隔てられ分断されたコミュニティの文化・社会的統合を市民・地域レベルにおいて促進し、地域の信頼醸成を促進することである。国境地域での歴史的・文化的な隔たりや、そこから生まれた偏見・不信を軽減し、「国境を越えた隣人関係 (good neighboring relations)」を育成する⁴⁴。国家間を主とするのではなく、国境両側の地域の地方自治体、住民が主体的に関与し、事業を通じて、地域レベルのガバナンスやパートナーシップを強化する。

④は、EUの欧州統合の深化・拡大側面におけるEU地域政策の領域的結束 (territorial cohesion) の実現である。特にEUでは、国境をまたぐ地域協力が「域内統合 (integration)」「地域間格差の是正 (cohesion)」という政策目的の一部とされてきた。具体的には、EU・国家・地方自治体などによるマルチレベルガバナンスの協働の場として、国境地域が「国家対立のフロンティア」から「協働空間」へ変化することが期待されるようになった⁴⁵。ここでは既述のように、ユーロリージョンがEU地域政策のINTERREGなどの予算投下の範囲として、政策容器の役割を担うことになる。そして、国際法人EGTCが事務局設置に有効活用されていくのである。これは、ユーロリージョンの創成期にはなかったガバナンスの様態である。LGCCのようなCoE枠組みは存在したが、国家主権を尊重する規範がCoEには根底に流れているので、国家アクターによる二国間合意が無ければ稼働は難しく、初期のユーロリージョンにおいては汎用性に乏しかった。したがって、多くのユーロリージョンでLGCCが採用されるには至らなかった。

第6節 越境協力の主要事例のスペクトラム分析

ここまで、CBC/CBRにおけるユーロリージョンの位置取りについて、その制度的特徴や目的・意義などから検討してきた。CBRの役割は、国境のもつ様々な条件を相対化することを基本とするが、時代や場所によって、それぞれ個別のガバナンスの類型を持ち、その役割や成功・失敗などの結果についても違いが出てくる。ここでは、CBC/CBRのスペクトラムのグラデーション分布から、それぞれの越境協力ガバナンスの主要事例を抜き出して、比較の手法でユーロリージョンの特徴をさらに明らかにしたい。

ユーロリージョンと比較の対象としてピックアップするガバナンス形態は、CoE型ワーキングコミュニティ、北欧型ワーキングコミュニティ、EGTC、マクロリージョンである⁴⁶。これらの比較対象は、その峻別される特徴から、第4節で扱ったCOOP-RECOT II研究プロジェクト（2018年）のユーロリージョンの「カタログ」でも、EU地域政策で規定されるETCの構造を有する事例の総数343ケースから除外されたガバナンスの形態群である。今回は、③EGTCと④マクロリージョンの比較分析は独立した詳細な議論のために別の機会に譲っているので、ここでは、ワーキングコミュニティの「ピレネー・ワーキングコミュニティ（Pyrenean Working Community）」の事例を使いながら、EUにおける①ユーロリージョン、②ワーキングコミュニティの複雑な実態を明らかにしておこう。

表3 越境協力の主要事例のスペクトラム上の配置

ガバナンスの呼称	事例名	国・地域	開始年(設立年)	典拠・備考	変化	類型
① ユーロリージョン	オイレギオ (EUREGIO)	ドイツ・オランダ	1958年	最初のユーロリージョン。1958年「EUREGIO Working Group」発足(正式事務局1965年)。AEBR公式史における初めてのユーロリージョン。	Soft-Meso → Hard	最初期からの CBR, ボトムアップ型の典型
② ワーキングコミュニティ	ピレネー・ワーキングコミュニティ (Pyrenean Working Community)	フランス・スペイン・アンドラ	1983年	1983年, トゥールーズ協定により正式発足。欧州評議会のマドリッド・コンベンション(1980年)を初期に活用したワーキングコミュニティモデル。	Soft-Meso	INTERREG 運営母体, CoE 支援
③ EGTC	ザール・ロレーヌ・ルクセンブルク EGTC (SaarLorLux EGTC)	フランス・ドイツ・ルクセンブルク・ベルギー	2010年 (EGTC 承認)	「Groupement Européen de Coopération Territoriale SaarMoselle」設立(2010年)。EGTC 規則(2006年)施行後の初期事例。前史として1971年の SaarLorLux 協力枠組みあり。	Hard-Macro	Supraregional institution として機能
④ マクロリージョン	EU ドナウ地域戦略 (EUSDR)	ドナウ流域諸国 (ドイツ・オーストリア・ハンガリーほか)	2011年 (採択)	欧州委員会・理事会による承認(2011年6月)。起源は1996年の CADSES プログラム。2010年 EUSDR 提案。EU マクロリージョン政策の第2波。	Hard-Macro	EU 主導マクロリージョン政策枠組み

各プロジェクトの URL などを参考に筆者作成⁴⁷

では、まず、ワーキングコミュニティについて、そのガバナンスの特徴を考察してみよう。ワーキングコミュニティについては、ETC 総数343ケースから16ケースがマイナスされている(第4節表2参照, ③のケース)。ユーロリージョンと比較すると、地方自治体同士の跨境協力ではなく、国家間協力の意味合いが濃いケース、すなわち、国家レベルアクターが主たるプレゼンスを示している事例が、このワーキングコミュニティにあたる。この国家間協定的な国家アクターのプレゼンスは、国家主権を越境協力においても尊重する CoE モデルの特徴とも言える。加えて、ワーキングコミュニティの場合、ただ単にその制度や機構が存在するのみで、その特徴である「プロジェクト遂行戦略」の規定が欠如していたりする。

②のワーキングコミュニティの事例として挙げた「ピレネー・ワーキングコ

コミュニティ（Working Community of the Pyrenees : CTP）」は、フランス・スペイン・アンドラの国境を跨ぐ ETC の事例であり、1983年にトゥールーズ協定により正式発足した。このワーキングコミュニティは、CoE の「地域共同体または地方政府間の国境を越えた協力に関する欧州枠組み条約（European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities : 通称マドリッド・コンベンション）⁴⁸」を初期に活用したワーキングコミュニティモデルである。さらに、ピレネー・ワーキングコミュニティは、EU 地域政策の個別 INTERREG 政策である INTERREG POCTEFA の管理機関の役割を果たしている⁴⁹。

つまり、ピレネー・ワーキングコミュニティは、上記のような INTERREG の資金受け皿の事務局的な役割を果たしながらも、EGTC の枠組みは利用していない。しかし、留意しなければならないのは、ピレネーの地域の越境協力のケースは、このピレネー・ワーキングコミュニティだけではなく、他に2つの越境協力が稼働している点である⁵⁰。

図2 ピレネー・ワーキングコミュニティ（出典：CTP⁵¹）

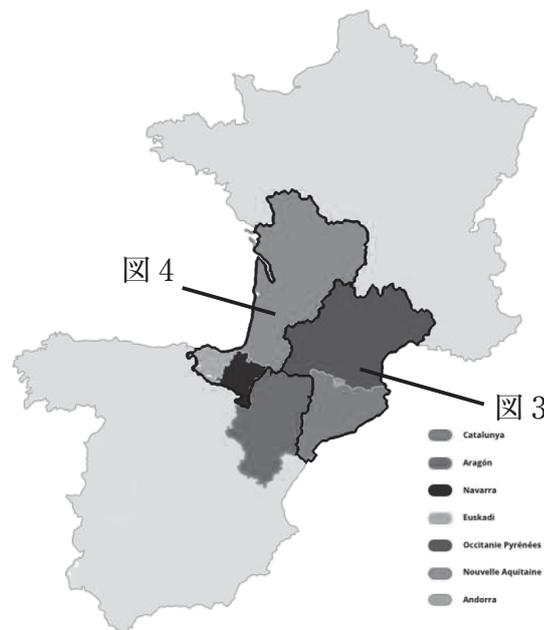


図3 ピレネー・地中海ユーロリージョン（出典：Euroregion Pyrenees-Mediterranean⁵³⁾

その1つが、2004年に設立されたピレネー・地中海ユーロリージョン (Euroregion Pyrenees-Mediterranean) である⁵²⁾。そして、もうひとつが、図4のヌーベルアキテーヌ・エウスカディ・ナバラユーロリージョン (Euroregion Nouvelle-Aquitaine-Euskadi-Navarre) である。このユーロリージョンは、フランス側「ヌーベルアキテーヌ (Nouvelle-Aquitaine)」地域、スペイン側「エウスカディ (Euskadi) / バスク自治州 (Basque Country)」及び「ナバラ州 (Navarre)」が参加するユーロリージョンで、EGTCの法的枠組みをも利用している。

図4 ヌーベルアキテーヌ・エウスカディ・ナバラユーロリージョン（出典：Euroregion Nouvelle Aquitaine Euskadi Navarre⁵⁴）



歴史を辿っていくと、最初に、CoEの枠組みを利用したピレネー・ワーキングコミュニティという緩やかな協力体が形成され、その中に、ピレネー・地中海ユーロリージョン、そして、ヌーベルアキテーヌ・エウスカディ・ナバラユーロリージョンが創設され、後者はユーロリージョンを名乗りながらEGTCも活用する。このように、CBCの制度的展開のスペクトラム的理解をすることで、CBC/CBRの名称からではなく、実質的な越境協力ガバナンスを動的に時間軸にそって考察していくことの重要性が明らかになってくる。国家間主導のワーキングコミュニティが大きな苗床となって、内部にユーロリージョンを育む役割を果たしているのである。

第7節 ユーロリージョンの事例：EUREGIO

ユーロリージョンとしては、旧西ドイツ地域とオランダ地域の跨境「EUREGIO (オイレギオ)」を事例に、このガバナンス形態の生成プロセスを検証してみよう。このユーロリージョンは、欧州におけるもっとも古いユーロリージョンのひとつで、現在まで継続している典型的なユーロリージョンの形態を備えている。1958年に、EUREGIO の名称で、ドイツ側のノルトライン・ヴェストファーレン州およびニーダーザクセン州の州政府・地方政府、ならびにオランダ側のオーバーイッセル州、ヘルダーラント州、ドレンテ州の州政府および地方政府が参加し、ドイツ・オランダ国境で始まった⁵⁵。このオランダ東部とドイツ西部の国境地帯では、言語・経済・親族関係が密接で、歴史的にも社会経済的にも、もともと一体性をもっていた地域であり、第二次世界大戦によって国境による分断を受けた地域である⁵⁶。このユーロリージョンが網羅する領域は、再び、地域アイデンティティを確立し、「ひとつの跨境地域」として認識されるようになった。

図5 EUREGIO マップ (出典：EUREGIO⁵⁷)



図5のように、EUREGIOは、ドイツ・オランダ国境を跨いで129の地方自治体や水管理委員会によって組織され、オランダ側のトゥウェンテ（Twente）、アハテルフック（Achterhoek）、オーバーイセル州北東部（Northeast Overijssel）およびドレンテ州南東部（Southeast Drenthe）の一部、ドイツ側のミュンスターラント（Münsterland）、ベンテハイム郡（Landkreis Grafschaft Bentheim）、オスナブリュック市およびオスナブリュック郡（Landkreis Osnabrück）、ならびにエムスラント南部（Southern Emsland）の一部を含んでいる。この地域は13,000km²の面積があり、340万人の人々が生活している。第二次世界大戦後に確定された人為的国境による障壁を取り除き、国境を超えた社会文化的な営みを継続化させることを目的として設立されている。

表4 EUREGIOの歴史的制度の進展

年	制度的進展
1958年	国境を越えたパートナーシップとして最初のEUREGIOの創設
1971年	初めて独自予算を有する跨境ワーキンググループ Mozer Commission の設置
1978年	クラウス王子の勧めにより、現在でも最高決定機関であるEUREGIO評議会の設置
1987年	EUのINTERREGプログラムの先行事例となる、方法論をリスト化し予算合意をした、初のアクションプログラム
2008年	EUREGIO50周年
2014年	Mozer社会開発委員会、持続可能な空間開発委員会、経済・労働市場委員会の3委員会をEUREGIO2020戦略から設置
2016年	EUREGIOがオランダ・ドイツの公的な機関に

EUREGIO 公式ウェブサイトから筆者作成

このEUREGIOの最大の特徴は、彼らの言う「初の越境議会であるEUREGIO評議会（EUREGIO Council）」の設置にある。議員は通常4年の任期制で、評議会内部で、互選によって議長と副議長を選出する。もちろん、議会を構成する議員はEUREGIO域内の加盟地方議会から派遣される代表であるので、地域住民が直接投票で選ぶ民主公選制による普通選挙ではない。しかし、実際には、国境を越えて2つの異なる国家の地方自治体が独立の継続的合議体

を作ることは困難を極め、Perkmann は、参加アクターに「善意 (good will)」があったからこそできたことだと記述している⁵⁸。この表現は、故郷を隔てた、分断の歴史的経緯から考えると、ユーロリージョンの存在意義、すなわち、「国境の意味転換」の観点から興味深い。この EUREGIO の制度的方法論は、AEBR などのバックアップによって、その後、欧州に広まり、ユーロリージョンの主役的な役割を果たしていくことになる⁵⁹。

では、この主体の法的バックグラウンドはどのように築かれたのだろうか。内実的には、EUREGIO は、ドイツ側ではドイツの国内法上の自治体連合 (eingetragener Verein : 登録協会) として設立され、オランダ側は非公式な協定に基づく「ミラー組織」として対応していた。つまり、当時、「国境を挟んだ法的に一つの組織」を作ることは不可能で、実際にはドイツとオランダに二つの「鏡像の組織」が並立していた。したがって、法人格の非対称性、すなわち、双方の国で法的地位が異なり、INTERREG 等の公的資金の直接受給が困難で、越境事業の執行権限についても公務としての位置づけが不明確であった。そこで、2016年に、両国の加盟自治体は、EUREGIO を次の二重構造からなる「オランダ・ドイツ共同体」として再編した。詳しく述べると、ドイツ側 (ノルトライン＝ヴェストファーレン州) は、「Kommunalverfassungsgesetz (地方自治体法)⁶⁰」第24条を法的根拠として、市町村が国境を越えて公共目的で協力できる条項に基づき、EUREGIO を構成員とする「公共法人」を認可し、一方、オランダ側も、「Wet gemeenschappelijke regelingen (共同規則法)」を利用して、参加自治体が越境目的の「Openbaar lichaam (公法上の法人)」を設立したのである⁶¹。さらに、この2つを対等に接合する「協定 (Overeenkomst)」をむすび、その結果、EUREGIO は「蘭独の公共事業体 (Dutch-German public body)」として法的に再構成されることとなった。したがって、EUREGIO は、形式上は EU レベルではなく、両国の国内法レベルの公法的組織である⁶²。

この時点での法的性格は、国際法に基づく「準法人格的な協力体」であり、国家間の二国間条約が前提であり、国際条約を締結した国の地方当局のみ利用が可能であることから、汎用性に乏しかった。先にも述べたように、LGCC は

「地域間協力の実験的ツール」にとどまり、制度的限界を露呈していたと言えよう。この LGCC の制度的限界を CBC が克服するためには、EU が超国家的・汎用的な越境法人格を有する EGTC を創設するのを待たねばならなかったのである⁶³。

第8節 結論

本論文は、欧州における CBC を、国家主権と領域秩序の再編という観点から捉え、ユーロリージョンが、試行錯誤の中、CoE の規範を使いながら「制度的空間」として CBC を進展させていくプロセスを検証した。そのプロセスにおいては、EU 地域政策の進展に伴って、ユーロリージョンの中には、主権国家間の協力体制の限界に直面し、INTERREG や EGTC などの超国家的なガバナンス態様を導入し、それ自体の在り方も多様化してきたことが明らかとなった。

この多様化の証明用具として、まず第2節で、CBR/CBC におけるユーロリージョンの位置づけを、スペクトラム的発想をもとに整理し、スペクトラムのグラデーション上に配置した。そうすることで、ユーロリージョンが確定的なガバナンス形態として固定されているわけではなく、欧州の社会状況に合わせて質的な変化を遂げていることが明らかにできた。

続いて、第3節では、ユーロリージョンの共通の特性から制度的実態を把握した。第2節でグラデーション上に現れたように、ユーロリージョンはさまざまな異なる法的形態や組織を有してもいる。しかし、その一方で、これらには、日常的な生活圏に根差した「国境の相対化」をはじめ、多くの共通特性があることも明らかとなった。こうした越境協力の進展が直面した最大の課題は、異なる国内法制・行政体系のもとでの法人格・権限・予算の扱いであった。各地域が独自の協定や組織形態を模索する中で、越境事務局の所在や法的責任の所在が不安定なまま残されていたことは、制度としての持続性を阻む要因となっていた。

さらに、第4節では、ユーロリージョンのケース数の特定を通じて、何が

ユーロリージョンと他の CBR/CBC を画するの、ユーロリージョンの網羅的な「カタログ」である COOP-RECOT II 研究プロジェクト（2018年）を使って考察を試みた。ここでは、ユーロリージョンと他の ETC を画するガバナンス的特質が明らかになった。

第3節での制度的共通特性、第4節での他の CBR/CBC との画定メルクマールを踏まえて、第5節では、「跨境協力をなぜ行うか」に答える、ユーロリージョンに設定される共通項としての目的と意義を抽出した。このことで、ユーロリージョンによる「国境を機能的に変容させること」の動機が明らかになった。

続いて、第6節では、ユーロリージョンと他の越境協力の主要事例の比較から、具体的なスペクトラム分析を実施した。主要事例として、ワーキングコミュニティ（CoE型）を取り上げ、ユーロリージョンとは全く異なったガバナンスの形態の特徴を把握した。さらに、ここで明らかになったのは、1つのワーキングコミュニティと重複した形で、同一地域・あるいは同一周辺地域に、別の CBC/CBR としてユーロリージョンが存在したり、EGTC が存在する複雑な結果であった。そして、同時に、一見、国家間協力枠組みに思われるワーキングコミュニティが、その後のユーロリージョン生成の苗床となっていることも動態的分析の中で明らかになった。

第7節では、そのスペクトラム分析の核心であるユーロリージョンの事例として、EUREGIO を使いながら、ユーロリージョンの制度的実体分析を実施し、ユーロリージョンが単独で成立しうる事例についても確認した。

本研究のリサーチクエスチョンとしての出発点は、とりわけ、「ユーロリージョンというガバナンスの様態を使ってなぜ跨境協力を行うか」というものであった。以上の本論での検討を通じて明らかになったのは、CBC によって「国境をなくすこと」ではなく、「国境を機能的に変容させること」であるという点である。国境は排除と分断の線ではなく、協働と調整の制度的場として再構成されつつある。

その中には、こうしたウェストファリア的 CBC のガバナンスの様態として

ワーキングコミュニティやさらにその協力様態が進展したユーロリージョンがあった。しかし、跨境地域はこれらのガバナンスの様態を単純に識別できる状態ではなく、二国間合意的なワーキングコミュニティも存在し、CoE的なユーロリージョンの形態も存続し、またポストウェストファリア的CBCのガバナンスの様態としてのEGTCも同時に混在することも明らかになった。これらは、どのような名称や形態を取るにしても、また、どのように複数の手法が重複するにしても、「国境を機能的に変容させること」が目的であり、それが結果として、EUが進める領域的結束の理念を最も具体的に体現する制度的到達点であることが結論として得られた。

- 1 高橋和の以下の研究群が、日本におけるユーロリージョン研究の嚆矢であり、スケールの異なったマクロリージョンにおける越境協力との比較研究の観点でも参考となる。高橋和「欧州における下位地域協力—チェコ西部におけるユーロリージョンの活動を中心に—」環日本海学会『環日本海研究』第4号, 1998年, 28-44頁；高橋和「下位地域協力における地域的利害実現のためのメカニズム—ユーロリージョン・ナイセ／ニサの事例を中心に—」山形大学法学会『山形大学法政論叢』第16号, 1999年, 51-80頁；高橋和「東中欧における人の移動と下位地域協力—ユーロリージョンの活動と評価の観点から—」『山形大学法政論叢』第27号, 2003年, 73-97頁。
- 2 Martina Eckardt, Stefan Okruch, “The Legal Innovation of the European Grouping of Territorial Cooperation and its Impact on Systems Competition,” Andrassy Working Paper Series in Economics and Business Administration, nr.37 (2018) : 2.
- 3 本研究は、EUのミクロリージョンにおけるCBCが、国境相対化の観点から、EU拡大・深化における領域的統合のアクセルの役割を果たしていることを検証する、筆者の一連の研究の1つと位置付けることができる。
- 4 この点については、本論文第4節、第5節で詳述する。
- 5 Francisco José Calderón Vázquez, “Borders within Europe, Border Deactivation, Cross-border Cooperation and Institutions: The Iberian Raya Case,” *Estudios Fronterizos* 18, no. 36 (May 2017) : 78-101.
- 6 柑本英雄「欧州地域空間再編成の検証：バルト海地域グランドデザインVASAB2010のケース」中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄『サブリージョンから読み解くEU・東アジア共同体：欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較』弘前大学出版会, 2006年, 107-132頁。
- 7 EU地域政策パッケージINTERREGプログラムについての研究は、以下を参照されたい。柑本英雄「欧州地域政策INTERREG II Cプログラムに関する考察」『早稲田

- 大学社会科学研究所紀要』第6号, 2000年9月, 47-64頁; 柑本英雄「欧州地域協力の主体の変容—「リージョナルとナショナル」から「サブリージョナル」へ: INTERREG II C 地域プログラムの比較考察」環日本海学会『環日本海研究』第6号, 2000年10月31日, 55-69頁; 柑本英雄「サブリージョンの戦略的形成: INTERREG II C 北海地域プログラムを通じて」『早稲田大学社会科学研究所紀要』別冊7号, 2001年3月, 79-95頁; 柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み: バルト海グランドデザイン VASAB2010と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」弘前大学人文学部『人文社会論叢 (社会科学篇)』第14号, 2005年8月31日, 1-37頁。
- 8 ミクロリージョンとは, 大陸における跨境地域と海洋の群島跨境地域とによって構成される越境地域の領域規模を指す呼称であり, 隣接する市町村レベルや州レベルの地方政府が, 2つあるいは3つ以上で実施する地方政府間協力を行う。詳しくは拙稿を参照されたい。柑本英雄「EU ミクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座」日本大学法学部『政経研究』第62巻第3号 (2025年12月発行予定)。
- 9 Calderón Vázquez, *supra* note 5.
- 10 以下の研究も参考にされたい。田中宏「EU のマクロ・リージョン戦略—ドナウ川流域のケース—」『立命館国際地域研究』第38号, 2013年, 1-24頁; 田中宏「EU の地域アーキテクチャ: マクロ地域戦略と欧州領域協力団体」『立命館経済学』第64巻第2号, 2015年, 109-119頁; Hiroshi Tanaka, “EU Architecture of Cross-Border Regions: EU Macro Regional Strategy and European Territorial Cooperation,” in *CESCI Cross-Border Review Yearbook 2017* (CESCI European Institute, 2017): 153-167; 八木紀一郎・清水耕一・徳丸宜穂編著『欧州統合と社会経済イノベーション—地域を基礎にした政策の進化』日本経済評論社, 2017年。
- 11 Markus Perkmann, Ngai-Ling Sum, “Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions: Scales, Discourses and Governance,” in *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, eds. Markus Perkmann and Ngai-Ling Sum (London: Palgrave Macmillan, 2002): 3-21.
- 12 柑本, *supra* note 8.
- 13 柑本, 同上。
- 14 現在でも, これらの制度的枠組みは混在し, ユーロリージョンをはじめとした CBR の形態はさまざまである。この混在の意味については, 第2節で明らかにする。これらを網羅的に取り扱った調査・研究には, 次のものがある。Antoni Durà Guimerà, Francesco Maria Camonita, Matteo Berzi and Andrea Noferini, *Euroregions, Excellence and Innovation across EU Borders. A Catalogue of Good Practices* (Barcelona, Department of Geography, UAB, 2018)。
- 15 柑本, *supra* note 8.
- 16 André-Louis Sanguin, “Euroregions and Other EU’s Cross-border Organizations: the Risk of Confusion, Redundancy, Oversizing and Entropy. A Critical

- Assessment,” *ANNALES: Series Historia et Sociologia* 23, no. 1 (2013) : 155-164.
- 17 *Ibid.*
- 18 Durà Guimerà, et al., *supra* note 14, p. 25. COOP-RECOT-II 研究プロジェクトのカタログでさえ、「ユーロリージョンについての公式的な定訳はない (no official definition for the term “Euroregion”）」と述べている。以下の文献でも、さまざまな CBR, および、ユーロリージョンの定義が試みられている。百瀬宏『下位地域協力と転換期国際関係』有信堂, 1996年。高橋 (1998; 1999; 2003), *supra* note 1; 志摩園子『物語バルト三国の歴史—エストニア・ラトヴィア・リトアニア』中央公論新社, 2004年; 志摩園子「地域空間としての「バルト」の醸成と変容」北海道大学スラブ研究センター『バルトとバルカンの地域認識の変容』北海道大学スラブ研究センター研究報告集 No.13, 2006年, 1-14頁; 吉田康寿「ユーロリージョンの役割と展望—カルパチア山脈周辺を事例として」『外務省調査月報』No.4, 2003年, 17-38頁。
- 19 COOP-RECOT II 研究プロジェクト (2018年) は、このような曖昧さを悉皆的研究手法によって網羅した手堅い研究である。このプロジェクトが出したユーロリージョンの「カタログ」としての 'Euroregions, Excellence and Innovation across EU borders : A Catalogue of Good Practices は有用である。
- 20 Charles Ricq, *Handbook of Transfrontier Co-operation* (Council of Europe, Strasburg, 2006) : 64.
- 21 Perkmann and Sum, *supra* note 11.
- 22 マルチレベルガバナンスについて、詳しくは拙著を参照されたい。柑本英雄「EU 地域空間再編成とサブリージョン：越層する非国家領域的行為体とクロススケールガバナンスの視座からの分析」早稲田大学審査学位論文 (博士), 2010年; 柑本英雄「スケール間の政治と“マクロリージョン”：『EU バルト海戦略』成立過程の研究」『北東アジア地域研究』第17号, 2011年, 31-47頁; 柑本英雄「「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状と EGTC」『北東アジア地域研究』第23号, 2017年, 29-39頁。
- 23 柑本英雄『EU のマクロリージョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房, 2014年。
- 24 「領域の罠 (territorial trap)」に関する Agnew の議論は、以下に詳しい。John Agnew, “The Territorial Trap: The Geographical Assumptions of International Relations Theory,” *Review of International Political Economy* 1, no. 1 (1994) : 53-80. 柑本英雄「リージョンへの政治地理学的再接近：スケール概念による空間の混沌整理の試み」『北東アジア地域研究』第14号, 2008年, 1-14頁。
- 25 この CBC の「スペクトラム」による分析は、筆者のこれまでの理論軸 (MLG ⇔ CSRG モデル) にも統合可能である。つまり、
MLG 的 CBC：協力言説のスペクトラム
CSRG 的 CBC：対立・闘争言説のスペクトラム
として、両者を「スペクトラム上の異なる位相」として読み替えることで、EU 統合

の変動的ダイナミズム（協力⇔対立⇔制度化）を一貫した概念枠で説明することが可能となる。両者は相反する概念ではなく、越境協力が進展する過程でスペクトラム上の異なる位相として現れるのである。

26 この点については、本論文第6節で詳述する。

27 この発展研究については、別稿に譲りたい。

28 Marcin Spyra, “The Feasibility of Implementing Cross-border Land-use Management Strategies: A Report from Three Upper Silesian Euroregions,” *iForest - Biogeosciences and Forestry* 7, no. 6 (May 2014) : 396-402; Oriano Otočan, “Euroregion as A Mechanism for Strengthening Transfrontier and Interregional Co-operation: Opportunities and Challenges,” Unidem Campus Trieste Seminar “Interregional and Transfrontier Co-operation: Promoting Democratic Stability and Development” (Trieste, Italy, 22-25 February 2010).

29 Sanguin, supra note 16.

30 AEFR については、以下も参考にされたい。Hiroshi Tanaka, “Carpathian Euroregion and Cross-Border Governance,” *The Journal of Comparative Economic Studies* 2 (2006) : 59-80.

31 Klara Czimre, “Recovery or Discovery? Models and Motives of Cross-border Co-operation along the Eastern Border of Hungary after 1989-1990,” *Eurotimes* 26 (Autumn 2018) : 99.

32 Perkmann はこれを「institutionalisation」の核心要素とみなし、越境協力が単なる事業調整ではなく政治的・行政的な“場”になることを意味するとしている。Markus Perkmann, “Cross-border Regions in Europe: Significance and Drivers of Regional Cross-border Co-operation,” *European Urban and Regional Studies* 10, no. 2 (2003) : 153-171.

33 Association of the Carpathian Euroregion, “Tasks for the Carpathia Brand,” https://karpacki.pl/en/carpathia/tasks-for-the-carpathia-brand/?utm_source=chatgpt.com (accessed 30 October 2025).

34 Pásztor は、カルパチア盆地における青銅器時代の鳥の象徴性とシャーマニズムとの関連性についての考察を行っている。協力の象徴としてなので、このロゴでは、個別の鳥として描かれているわけではないが、カルパチアユーロリージョンの加盟地域の国家（ポーランド・スロバキア・ウクライナ・ハンガリー・ルーマニア）は、いずれもカルパチア山脈を共有する「猛禽類の生息域」であり、例えば、イヌワシ（Golden Eagle）はこの山脈と文化的・自然的に深い関係を持つ象徴的な種であると考えられる。

Emilia Pásztor, “Comments on Bird Symbolism of The Bronze Age Carpathian Basin and its Possible Relationship with Shamanism,” in *Archaeological Approaches to Shamanism: Mind-Body, Nature, and Culture*, eds. Dragoş Gheorghiu, Herman Bender, Emilia Pásztor, and George Nash (Cambridge Scholars Publishing 2017) :

- 193-225.
- 35 この場合、地方自治体の職員が完全出向する形態もあるが、雇用時間の何%を CBC の業務に割り当てる、というような一種のワークシェアリング的雇用の形態もある。
- 36 Czimre, supra note 31, p.100.
- 37 Otočan, supra note 28. Venice Commission (Council of Europe 付属) レポート “Euroregion as a mechanism for strengthening transfrontier and interregional co-operation: opportunities and challenges” には、「ユーロリージョンは通常、立法機関または政府機関としての実体を伴わず、直接的な政治権力を有せず、その活動はそれを構成する地方・地域自治体の権限に限定される。」「それらは通常、国境を越えた共通の利害を促進し、国境地域住民の“共通善”のために協力するよう取り組まれている。」「政治的観点から見ると、ユーロリージョンは国家の国益に反して行動するものではない。ユーロリージョンは超国家的組織ではなく、その活動において、構成メンバーである自治体の属する国家の外部的な政治機能を置き換えるものでもない。」と書かれている。(筆者訳)
- 38 Durà Guimerà, et al., supra note 14.
- 39 Antonina Shuliak, Nazarii Shuliak, “Institutional Support of Euroregions “Carpathian” and “Bug”: A Case Study for Ukrainian-Polish Cross-Border Cooperation,” *Środkowoeuropejskie Studia Polityczne* 2 (2021) : 3.
- 40 Perkmann は、Euroregion の革新性に着目し、この個々の独自性を持った、非対称的な、新しい制度的試みは、越境地域のみならず、欧州地域区間の再編成までをも可能ならしめると指摘している。Perkmann, supra note 32.
- 41 Otočan, supra note 28, p. 4.
- 42 Jens Gabbe, Magnus Brod, Anke Scholz, “European Experiences of Cross-Border Cooperation,” (3rd Meeting of the Greater Tumen Initiative’s NEA Local Cooperation Committee 7th of August 2015, Choibalsan City, Mongolia) : 21.
- 43 Robert Knippschild, “Cooperation, Cross-border,” <https://nbn-resolving.org/urn:nbn:de:0156-559911220> (2018) : 3.
- 44 Otočan, supra note 28, p. 4.
- 45 Gabbe, et al., supra note 42, p. 13.
- 46 これは、COOP-RECOT II 研究プロジェクトの分類手法に基づいた。
- 47 EGTC, マクロリージョンについては、以下の拙稿を参照されたい。柑本 (2010) supra note 22 ; 柑本 (2014), supra note 23 ; 柑本 (2017), supra note 22.
- 48 Council of Europe, *European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities* (Madrid: 21 May 1980).
- 49 Interreg POCTEFA, <https://www.poctefa.eu/> (accessed 30 October 2025) ; Région Occitanie, “INTERREG POCTEFA,” <https://www.europe-en-occitanie.eu/INTERREG-POCTEFA-46597?> (accessed 30 October 2025).
- 50 Consortium of Working Community of the Pyrenees, *PYRENEAN STRATEGY*

- Working Community of the Pyrenees 2018-2024* (Working Community of the Pyrenees 2018) : 6.
- 51 CTP - Consorcio de la Comunidad de Trabajo de los Pirineos, “The Working Community of the Pyrenees,” <https://ctp.org/en/> (accessed 30 October 2025).
- 52 Euroregion Pyrenees-Mediterranean, “Euroregion,” <https://euroregio.eu/en/euroregion> (accessed 30 October 2025) ; Government of Catalonia, “Euroregion Pyrenees Mediterranean (EPM),” https://exteriors.gencat.cat/en/ambits-dactuacio/afers_exteriors/mediterrania/xarxes/euroregio-pirineus-mediterrania/ (accessed 30 October 2025).
- 53 Euroregion Pyrenees-Mediterranean, supra note 52.
- 54 Euroregion Nouvelle-Aquitaine Euskadi Navarra, “What is the Euroregion?” <https://www.euroregion-naen.eu/en/the-euroregion/what-is-the-euroregion/> (accessed 30 October 2025).
- 55 Markus Perkmann, “Cross-border Regions in Europe: Significance and Drivers of Regional Cross-border Co-operation,” *European Urban and Regional Studies* 10, no. 2 (April 2003) : 154; Ricq, supra note 20, p. 27.
- 56 Houtum は、この地域は言語・経済・親族関係が密接で「国境が生活を分断することはなかった (the border never divided daily life)」と指摘している。Henk van Houtum, “Internationalisation and Mental Borders,” *Tijdschrift voor Economische en Sociale Geografie* 90, no.3 (August 1999) : 329-335.
- 57 EUREGIO, “EUREGIO-Karte,” https://www.euregio.eu/wp-content/uploads/2020/11/EUREGIO-Handkarte_2023_web.pdf (accessed 30 October 2025).
- 58 Markus Perkmann, “The Rise of the Euroregion. A Bird’s Eye Perspective on European Cross-border Co-operation,” published by the Department of Sociology, Lancaster University, Lancaster LA1 4YN, UK, at <http://www.comp.lancs.ac.uk/sociology/papers/Perkmann-Rise-of-Euroregion.pdf> (2003) : 3.
- 59 Markus Perkmann, “The Emergence and Governance of Euroregions: The Case of the EUREGIO on the Dutch-German Border,” in *Cross-Border Cooperation Structures in Europe: Learning from the Past, Looking to the Future*, eds. Luis Dominguez Castro and Iva Miranda Pires (Bruxelles, Belgium: Peter Lang Verlag, 2014) : 95-110.
- 60 Ministry of the Interior of the State of North Rhine-Westphalia, https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_start (accessed 30 October 2025).
- 61 EUREGIO, <https://www.euregio.eu/> (accessed 30 October 2025).
- 62 *Ibid.*
- 63 EUREGIO の場合は、すでに1958年から活動しており、既存の制度・財政・人事が長く積み上げられていた経緯があり、あえてEGTCを採用せず、双務的な国内法ルートで「公的機関 (public body)」化したにとどまっている。

〔謝辞〕 ミクロリージョンについての筆者の研究は、北東アジア学会において、当時の山形大学・高橋和先生との議論によって深みを増していくことができた。まだまだ若手時代の筆者の意見に静かに耳を傾けてくださったことに感謝する。

また、筆者がマクロリージョン研究からミクロリージョンの研究に研究対象を展開する際に、ドナウ川流域、とりわけ、ハンガリー越境地帯についてご自身が蓄積されたエクスパティーズを惜しげもなく開陳くださった立命館大学・田中宏先生に心から御礼申し上げたい。

デンマークの社会住宅地区における 協働型ガバナンス

福 森 憲一郎

(目次)

- 1 ゲッターをめぐる複雑な問題
- 2 協働の場としての社会住宅地区
 - 2-1 協働型ガバナンスの制度設計
 - 2-2 デンマークの非営利住宅
- 3 社会住宅地区のゲッター化
 - 3-1 政府によるゲッター・リストの発表
 - 3-2 コペンハーゲン市ミヨルナーパーケン地区
- 4 政府は協働を後押しするのか

1 ゲッターをめぐる複雑な問題

デンマークにおいて、移民や移民2世・3世の割合は毎年増加しており、1980年の時点では全人口の3%が移民であったのに対し、2025年には16.3%を占めるようになってきている。特に、非西欧諸国 (ikke-vestlige lande/ non-western countries) からの移民に関しては¹、主にアラビア系・イスラム系移民の増加と

1 デンマーク統計局によると、「非西欧諸国」に該当する国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ベラルーシ、ユーゴスラヴィア、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ロシア、セルビア、旧ソ連構成諸国、トルコ、ウクライナ、

ともに²、1980年の1.0%から2025年の10.4%へと比重が増している。

デンマーク国内では一部の地域に移民や難民が集中し、特に、非営利団体が提供する「社会住宅」地区においては³、公的扶助を受ける移民の集住が見られるようになった。近年、社会住宅地区に対しては、所得格差の拡大や治安悪化、周辺地域との断絶が指摘されており、各自治体は対応を迫られている。

政府は2010年10月に特定の基準を満たした社会住宅地区を「ゲットー (ghetto)」と定義し、該当する地区をゲットー・リストとして公表した。ゲットーとなる基準には失業率や犯罪率の他に、非西欧諸国からの移民の居住率が挙げられている⁴。同リストは毎年公表されており、2018年3月には「2030年までにゲットーをなくすこと」を目標とするゲットープランも発表された。ゲットープランによると、過去4年間にわたりゲットーに指定された地域に対しては、社会住宅の割合を40%にまで減らすための開発計画の作成が義務付けられた。計画が策定されなかった場合、政府は対象の住宅を接收し、民営化もしくは取り壊しを行う。

デンマークの社会住宅の運営に関しては、居住者自身が住宅の管理や運営に強い影響力をもつ伝統が存在しており、アクター間における協働が特徴とされてきた。社会住宅地区は協働型ガバナンスを実践する場の一つであり、協働の過程と結果に影響を与える要因として民主的な制度設計に注目が集まってきた。特に近年では、政府による制度改革も試みられている。デンマークでは2007年の市町村合併改革を契機に、多くの自治体において、地域住民とのコミュニケーションを目的とした特別委員会を一つもしくは複数設置している。政治家や特に首長に対しては、ステークホルダーとの相互的な関係構築が求めら

アフリカ諸国、中南米諸国、アジア諸国、(オーストラリアとニュージーランドを除く) オセアニア諸国を指す。

2 具体的には、MENAP 諸国と呼ばれる中東、北アフリカ、アフガニスタン、パキスタンなどの国々からの移民を指す (鈴木 2024)。

3 本稿における「社会住宅」は、非営利住宅協会が所有する非営利住宅を指す。

4 「ゲットー」は一般的にユダヤ人居住区を意味するが、デンマークでは居住環境の改善を求める地域を意味する。

れている。

協働型ガバナンスの制度設計に関する先行研究では、複数の事例の比較分析が行われており、例えば、ゲントフテ（Gentofte）市のモデルのような成功事例が他の地域においても実現可能であるか否かが検証されてきた（Sørensen and Torfing 2018; 2019; Sørensen, Bryson and Crosby 2021）。社会住宅地区を対象とした分析においては、各自治体における制度設計がアクター間の協働関係に与える影響に注目が集まってきた（Kristjansen 2020）。移民や難民をめぐる問題への取り組みは、協働型ガバナンスが機能しているかどうかに関わる論点の一つである。

ゲッターに指定された社会住宅地区の中で、非西欧系の住民による居住率が最も高い地区は、コペンハーゲン市のミョルナーパーケン（Mjølnerparken）である。ミョルナーパーケン地区では、住民の80%以上が非西欧系の移民・難民を占めており、犯罪率の高さも指摘されてきた。コペンハーゲン市は2015年から開発計画に着手しており、2018年に政府がゲッタープランを発表すると、市は住民に対して立ち退きを求め、再開発に取り組んできた。住民数が減少したことにより、この地区は2023年のゲッター・リストから外れることになったものの、開発計画が実施される過程では住民から立ち退きに対する反対の声も上がった。

コペンハーゲン市は政府主導の計画に基づいたゲッター対策に取り組んでおり、具体的な開発計画は非営利住宅協会によって実施されている。社会住宅地区が抱える問題解決のために中央から介入が行われた結果、アクター間の協働関係に変化は見られたのであろうか。本稿の目的は、コペンハーゲン市と非営利住宅協会の動きに着目することにより、移民・難民をめぐる社会住宅地区のガバナンスにおいて、政府による決定が各アクターの行動にいかなる影響を与えているのかを明らかにすることである。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、協働型ガバナンス論を参照しながら、デンマークにおける住宅政策に関していかなる協働の場が構築されてきたのかを示すとともに、政府の影響に着目する意義を明らかにする。第三節で

は、社会住宅地区の「ゲッター化」に対する政府の対応を示し、その結果、住宅をめぐる協働型ガバナンスにどのような動きが見られたのかを明らかにする。最後に本稿のまとめと課題を示す。

2 協働の場としての社会住宅地区

2-1 協働型ガバナンスの制度設計

協働型ガバナンスは、新たなアイデアの創出、共同学習の促進、複雑な問題(wicked problem)に対する解決策として注目されている(Kristjansen 2020)。協働型ガバナンス論は、政策過程への市民の参加がもたらす潜在的な利益を強調しており、複雑な問題を解決するための協働の重要性を指摘している。例えば、Sørensen and Torfing (2018)は、地方自治体におけるインプットや正統性の欠如に対する解決策として、協働型ガバナンスの有効性を指摘している。協働型ガバナンスの焦点は、問題解決と価値創造のために、潜在的な境界を越えてステークホルダーを政策過程に参加させることにある(Emerson and Nabatchi 2015)。ステークホルダーが政策過程へと参加し、決定作成に影響を与える能力を実感することによって、目的とするアウトカムを生み出す。

協働型ガバナンス論は、複雑な問題に対する革新的な解決策の必要性を指摘するとともに、協働的なガバナンス形態がイノベーションを促進する仕組みを分析してきた。協働型ガバナンスが求められる中で、政治家は革新的かつ民主的なアリーナを設計する必要がある。特に地方政治家は、社会的な問題や課題を定義しながら、新たな解決策を生み出し、支持を動員することで、市民との協働に取り組むこととなる。協働型ガバナンスに関する先行研究の論点の一つは、政治家と住民を結びつけることによって、市民の参加を促進し、民主的な決定作成の質を向上するための制度をいかに構築するかである。

デンマークにおいて2007年に実施された地方制度改革は、それまでの社会サービスの提供体制に根本的な変化をもたらした(加藤 2016)。例えば、小池・西(2007)は、この制度改革がガバメントとガバナンスを連結するコ・ガ

バナンス (co-governance) を意識したものであり、住民と自治体とのつながりを改めて重要視したものであったことを指摘している。また、Damgaard and Torfing (2010) は、デンマークの雇用政策におけるガバナンスの変化を分析することにより、地域雇用協議会の活動に多様なアクターが参加した結果、より民主的な学習過程を形成する地域的なネットワークが構築されたことを明らかにしている。

ただし、ステークホルダーで構成される協働関係は自然に生まれるものではない。なぜなら、関係する全てのアクターが合意できる革新的な解決策を生み出すことは容易ではないからである。特別委員会がよりオープンになると議論が十分に行われぬ可能性があり、参加者の数が増えるほどアクター間において対立が生じる恐れもある (Smith 2009)。協働のための場を構築する際には、慎重な計画と制度設計が必要であり、具体的には、テーマの選択、参加者の構成、会議の頻度、グループの権限の範囲を検討することが求められる。

デンマークでは中央よりも地方において様々な制度設計の実験が試みられてきた (Smith 2009)。例えば、ゲントフテでは、住民とのコミュニケーション強化を図る制度改革が行われた。ゲントフテは地理的規模が比較的小さく、地域住民の教育水準と所得水準が平均以上であるだけでなく、市長が議会のすべての決定をコントロールできる安定した政治的多数派も存在している。特別委員会の設置によって住民の参加を実現する一方で、市長にとっては協働のための取り組みが自身の権力と評価の向上につながっている。

Sørensen and Torfing (2019) は、デンマークの肯定的な経験 (ゲントフテモデル) が他の地域に転用できるかどうかを検証している。ゲントフテモデルがパフォーマンスを損うことなく、別の文脈に適用できるかどうかを検証するために、デンマークとは異なる前提条件 (政治的不安定性、経済的制約、政治と行政の間の不信感の高まり) をもつノルウェーのスベルヴィク (Svelvik) 市との比較分析に取り組んだ。分析結果としては、ゲントフテモデルが相対的な頑健性 (robustness) をもっており、ノルウェーのケースでは有益であることが指摘されている。

協働型ガバナンスの制度設計に関する分析では、アクター間のネットワークにおいて、ガバナンスを実現するために構築された制度が有効性を持っているかどうかにはウェイトが置かれている。特に、首長の役割などを再検討することにより、政治的アクターがガバナンスに与える影響を明らかにしている。協働型ガバナンスは「市民とその代表者が政治的決定に影響を与える能力（インプット正統性）」と「市民のニーズに対応し、広範な支持を得る方法で緊急の課題を解決する政策を創り出す能力（アウトプット正統性）」をもっているか否かで評価が行われている（Scharpf 1999; Skelcher and Torfing 2010）。ソレンセン（Eva Sørensen）とトルフィン（Jacob Torfing）の先行研究が示すように、セントフテの協働型ガバナンスのモデルには一定の有効性があり、他の地域においても類似したモデルが構築される可能性がある。

しかし、地方レベルで取り込まれる協働型ガバナンスにおいて、政府の決定が各自治体に与える影響は明らかになっていない。特に、移民や難民をめぐる問題のように、政府による決定によって政策が変化した場合、各自治体のガバナンスは影響を受けないのだろうか。デンマークの社会住宅地区は、政治家と住民が問題解決に取り組む協働の場の一つであり（Kristjansen 2020）、住宅をめぐるガバナンスを分析対象とすることは、協働型ガバナンスに対して政治的アクターが与える影響を明らかにする可能性がある。特に、移民や難民をめぐる問題として社会住宅地区のゲッター化を取り上げる場合、ガバナンスの機能不全をめぐる政府がいかなる動きをみせたのかが明らかになる。協働型ガバナンスをめぐる議論において、政府の動きをどのように捉えるかは論点の一つである。

2-2 デンマークの非営利住宅

デンマークにおける住宅政策の特徴の一つは、第三の立場をとる「非営利住宅（almene boliger）」の供給が積極的に進められてきた点にある（小池・西 2007:

69)⁵。現在、デンマークには2,852,000戸の住宅があり、民間が提供する住宅が1,960,377戸、社会住宅が564,973戸、協同組合住宅が198,389戸、公営住宅が49,228戸となっている。地方自治体（コムーネ）が供給する公営住宅は全体の2%程度であり、非営利住宅は20%程度を占める⁶。

デンマークでは、19世紀半ばにコペンハーゲンで急速に都市化が進むと、住宅不足や伝染病に対処すべく「社会住宅（sociale boliger）」が建設された。1933年に社会住宅の供給に関して政治的合意がなされ、1938年に大家族に対する住宅手当法が成立して以降、政府は住宅政策に取り組むことになった。20世紀前半までに公的セクターが発展しなかったことから、非営利団体が政府に先行する形で住宅を供給するようになり、「非営利住宅」が従来の「社会住宅」と同等の意味と価値をもつようになった。今日の非営利住宅協会の前身は、政府とは独立した形で、また国家が主導する福祉制度が構築される前に結成された。

20世紀に入り、民間セクターによる住宅建設が増加すると、国全体の住宅供給が過多となり、住宅建設の停止や建設業の衰退による失業者の増加を招いた。これらの問題に対して、労働組合や協同組合は、1912年にデンマークで最初の協同組合協会である「労働者共同組合住宅協会（Arbejdernes Andels-Boligforening: AAB）」を設立した。AABに類似した協同組合住宅協会が全国各地で設立されていくと、1919年には各協会の相互協力を促し、居住者の権利を守るために「デンマーク非営利住宅協会（Fællesorganisationen af almennyttige danske Boligselskaber: FO）」が設立された。FOは1972年に名称を「全国非営利住宅協会連盟（Boligselskabernes Landsforening: BL）」に変更し、現在に至っている。

非営利住宅は1930年代から建設戸数が増加し、1970年代には年間の建設戸数がピークとなった。しかし、1950年代と60年代に民間住宅の建設が急速に進む

5 デンマークの住宅政策を支えるもう一つの柱として家賃補助政策がある（小池・西2007: 69）。

6 デンマーク統計局によるデータを参照，<https://www.dst.dk/da/Statistik/emner/borgere/boligforhold/boligbestanden>（2025年5月5日閲覧）。

と、次第に非営利住宅へのニーズが減少した。その結果、オイルショックを受けた1970年代から80年代には、居住者の半数が毎年転居するなどして多くの空き家が発生した。転入者も低収入層や失業者などに偏る傾向がみられるようになった結果、非営利住宅地区へのイメージが低下していった。

1970年代以降、非営利住宅協会の主な活動は住宅供給から運営管理へとシフトしていった。非営利住宅に対して非効率的で官僚主義的な施設であるとの批判が行われると、社会福祉に根差した良質な住宅環境について研究者や政治家の間で議論が行われるようになった。居住者相互のつながりを再構築する必要性が示され、住宅地区を地域コミュニティとしてとらえ直し、居住者の質的な要求に応えることが求められるようになった。現在、デンマーク各地には、非営利住宅を供給する「非営利住宅協会」が約700組織あり、国内の約7,500の住区に約51万戸の非営利住宅を建設し、管理、運営を行っている。

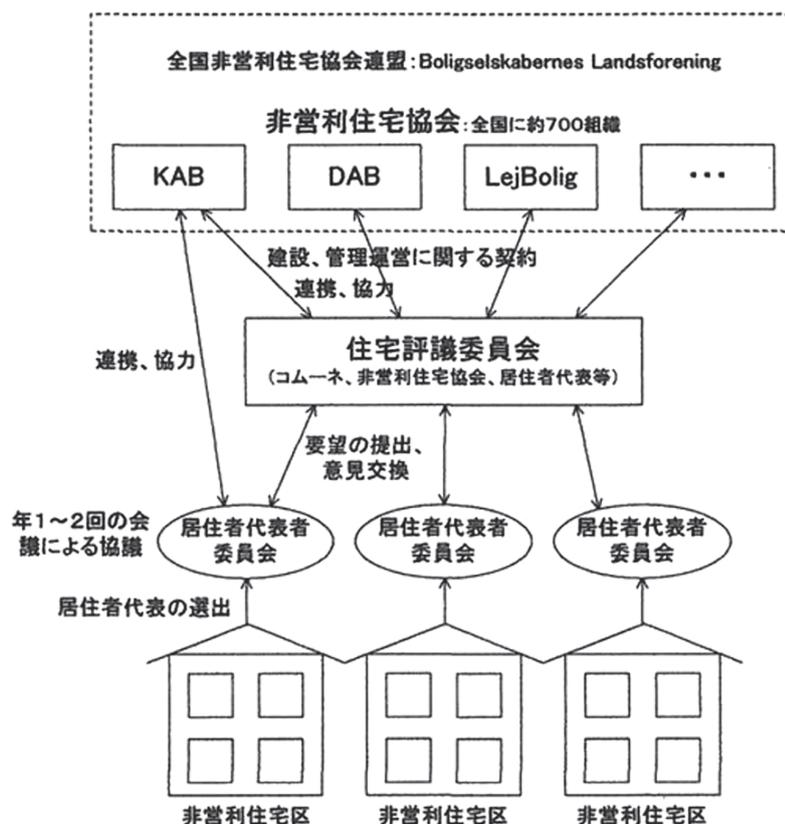


図1 社会住宅における運営の仕組み

出所：小池・西（2007: 84）。

非営利住宅協会は地方自治体との協定に基づきながら資金計画を立て、業務推進リーダーとして設計・施工を行い、入居者募集、家賃徴収、その後のメンテナンスまでを行う（松岡 2005: 119-20）。自治体は建築に要する初期費用の7%から14%を負担し、かつ無利子ローンの担保保証をするものの、住宅の建築や所有は行わない。各非営利住宅協会の理事として住民とともに運営に参加することで、地方自治体はすべての市民に住宅を供給する義務を負う。

例えば、新しく非営利住宅を建設する場合には、第一に、各自治体にある住区評議委員会が非営利住宅協会を選定し、自治体と協会の間で契約を結ぶ。住区評議委員会とは、自治体や非営利住宅協会、居住者の代表者で構成される任意団体である。住区評議委員会により選定された非営利住宅協会は住宅を建設し、入居者の募集を行う。非営利住宅のうち、法律により最低25%の住宅は住宅困窮者のための特別枠として地方自治体にキープされる（岡田 2011）。これ以外の住宅の入居の順序は先着順であり、入居希望者は非営利住宅協会へ申し込むことによってウェイティング・リストに載せられることになる。

居住者が決定すると、非営利住宅協会は家賃の徴収や建物のメンテナンスを行う。ただし、住宅や住区の細かい事柄や管理、運営の多くは居住者自身に委ねられる。住宅の修理や家賃改正、共用部分の利用法、居住環境などについて問題が起こるたびに、住人・地方自治体・非営利住宅協会の間において話し合い、改善に向かって協働していく（松岡 2005: 120）⁷。

住宅政策をめぐる協働型ガバナンスの背景には、行政改革による中央から地方への権限移譲がある。1970年の行政改革によって1,000以上あった協会区は275の地方自治体に統合され、2007年には自治体の数が98になった（岡田 2011）。住宅供給については、1998年に政府がそれまでの総量規制（地方への建築数の割当）を緩め、地方に大幅な決定権を委譲した。その後、各自治体が人口動態と市民

7 社会住宅の運営をめぐる理念は「テナント・デモクラシー（Beboerdemokrati）」とも呼ばれる。本稿の分析対象は社会住宅地区の運営をめぐるいかなる協働が行われているかであり、アクター間の協働がテナント・デモクラシーの理念を体現しているかどうかではない。

のニーズなどから今後必要となる非営利住宅の建設計画を独自に立てている。

さらに、2001年の総選挙では政権党の社会民主党が敗北し、中道右派連立政権への政権交代がなされた。中道右派政権は、それまでに住宅政策を担ってきた都市住宅省を4から5の小さなセクションに解体し、住宅建設部門を経済産業省の産業建設局に、その他の業務を社会省やその他の省に分離・移管した。加えて、政権交代後には住宅建設予算が大幅に削減された。政権党の自由党は以前から住宅建設行政を批判し、家賃補助のみにすべきとの主張を行っており、そのことが中央政府の住宅建設補助金支出の削減として体现されている⁸。

中央から地方へと権限が移譲する中で、地方政府は非営利住宅協会や住民とともに住宅をめぐるガバナンスに取り組むようになった。そのガバナンスを可能にしている要因の一つは、住民が主体となる協働の場が持続してきたことにある。社会住宅地区をめぐるガバナンスが機能しているかどうかは、これまでの協働が維持されているかどうかに関わっている。言い換えると、協働が機能不全に陥る現象が発生した場合、その現象をめぐる各アクターがいかなる動きを見せたのかによって、ガバナンスが維持されるかどうかが変わる可能性がある。

3 社会住宅地区のゲッター化

3-1 政府によるゲッター・リストの発表

ゲッター化が進んだ背景のひとつとして、移民の受け入れに対する厳格化が挙げられる。デンマークでは1952年に初めて移民・難民政策が策定された。当初の規定は非常に緩やかで、移民による居住許可や就労許可の取得も容易であったため、1960年代には製造業を中心として「労働移民」の数が増加した。1970年代に入り不況と失業率の増加が進むと、政府は外国人労働者の就労許可

8 中道右派政権は2004年7月から非営利住宅5,000戸を売却するプログラムに着手した。しかし、住宅の売却を認める各地区の理事会の数は限定的なものであり、BLからの反対運動も見られた。

の発行を停止し、移民の受け入れに制限をかけるようになった。1983年には出入国管理法が改正され、難民手続きの厳格化や外国人の出入国管理の強化が図られた。

しかし、国内の移民の数は減少せず、むしろ増加していった。移民の2世・3世が家族を外国から呼び寄せるとともに、1980年代には中東情勢の不安定化を背景に、難民保護のための居住許可証の発行が増加した。その結果、国内における移民や難民の存在がメディアで取り上げられるようになり、特に、公的扶助や失業保険を受け取りながら生活している移民に対しては批判的な視線が向けられるようになった。この時期以降、移民が集中する社会住宅地区は「ゲッター」と呼ばれるようになっていった。

「ゲッター」という言葉が政治的議論や公式の政策文書で使用されるようになったのは1990年代である（Seemann 2021）。政府は1993年9月に都市委員会（Byudvalg）を選定し、移民の居住率が高い社会住宅地区のための計画を発表した。委員会は、言語的かつ社会経済的な統合の問題への対応として、教育に焦点を絞った取り組みを策定した。この計画は1994年から1998年まで実施されたものの、他の計画との協力が不足していたほか、教育の分野以外を対象とした計画の必要性も明らかになった。2000年に政府は「ゲッター化」に対抗するための財源を増やすとともに、住宅部門に対する公的補助の立法措置を行った。政府の主要な目的は、バランスの取れた住民構成を実現することであり、賃金労働者や学生などの特定のグループに優遇措置を与えるなど、柔軟な賃貸規則の導入を試みた。

2001年に極右政党のデンマーク国民党が支える中道右派連立政権が誕生すると、政府は移民に対して、居住権および市民権獲得の厳格化を課し、デンマーク社会への同化を求めるようになった。2004年、フォー・ラスムセン（Anders Fogh Rasmussen）首相は新年の演説でゲッター対策のための包括的計画を発表した。彼はゲッターを移民と密接に結びつけ、長年にわたる移民政策の失敗によってゲッターが形成されたと訴えた。

同年5月には、政府が最初の包括的な戦略文書（『ゲッター化に対する政府の戦

略』)を公表し、ゲッターの発生を防ぐための一連の対策を提示した。この文書ではデンマーク全土で8つの地域がゲッターとして特定された。ゲッターとなる指標としては①社会保障給付を受ける成人居住者の割合、②教育水準、③社会住宅の数、④域内の移動パターン、⑤投資のレベルが挙げられた。

政府にとって、ゲッター化の主要な問題の一つは失業率の高さであるとともに、デンマーク的価値観の欠如によって失業が生み出されていることであった。ゲッター対策の焦点は、非西欧系の住民が「デンマークの価値観」に触れることによって、バランスのとれた住民構成を各地域において実現する点にあった。2004年の戦略文書では社会住宅の割り当てに関しても言及されており、政府は地方自治体に対して、住宅を個人に割り当てる際に地域の特性を考慮するように求めた。また、非営利住宅協会に対しては、雇用、教育、収入などの基準に基づく「柔軟な賃貸」を活用しながら、社会住宅における住民の構成をより積極的に調整することを求めた⁹。

2010年10月、政府は新たな戦略(『ゲッターの社会復帰：デンマークにおける並行社会への対応』)を公表した。2010年の戦略文書ではゲッターの明確な定義が示され、この定義に基づきながら、政府は毎年「非営利住宅の脆弱地域リスト(ゲッター・リスト)」を公表することとなった。リストは社会住宅を対象としたものであり、住民数が1,000人以上の地域にのみ適用されている。2004年の計画では8箇所の地域がゲッターに指定されたが、新たなリストでは29箇所の地域が指定された。

2004年の戦略文書との最も大きな変更点は、ゲッターの定義に「非西欧系移民とその子孫」の居住率が新たな指標として加えられたことである。2010年の戦略文書には「公的福祉の受動的な受給からの脱却」という章が設けられ、ゲッターが社会経済的な問題であるだけでなく、民族的・文化的な問題である

9 戦略文書はゲッター地域の補助金付き住宅に対する新たな割当権限を導入することも提案しており、自治体と非営利住宅組合は、その地区への入居が地域の困難性を増大させると判断した場合、すでに公営住宅の待機者となっている生活保護受給者の入居を拒否することができる。

ことも示された。文書の中では教育に関する言及も行われており、ゲッターにおけるバイリンガルの子供に対してはデンマーク語教育の徹底が求められ、両親が従わない場合には、自治体が児童手当を削減する方針が示された。

表1 ゲッター・リストの基準¹⁰

	2010年	2013年	2018年
基準1：失業率	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。	労働市場や教育と無関係な18-64歳までの住民の割合が40%以上。
基準2：犯罪者の割合	18歳以上の受刑者数が2.7%以上。	18歳以上の受刑者数が2.7%以上。	15歳以上の受刑者数が過去2年間の全国平均(2018年は2.2%)の3倍以上。
基準3：言語教育の未修了者の割合		基礎教育しか受けていない30-59歳の住民割合が同年齢層の住民全体の50%以上。	基礎教育しか受けていない30-59歳の住民割合が同年齢層の住民全体の60%以上。
基準4：平均収入		15-64歳の納税者の平均総所得が、教育を受ける人を除いて、地域の同グループの平均総所得の55%未満。	15-64歳の納税者の平均総所得が、教育を受ける人を除いて、地域の同グループの平均総所得の55%未満。
基準5：非西欧系移民の割合	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。	非西欧諸国からの移民とその子孫の割合が50%以上。

出所：Lundsteen（2023）をもとに筆者作成。

2011年に社会民主党政権が発足すると、政府は前政権のゲッターの基準に異議を唱え、公式文書から「ゲッター」という用語を削除することを検討した。2013年5月、政府は新たな戦略文書（『脆弱な住宅地域：次のステップ、強化されたイニシアチブに向けた政府戦略』）を発表し、ゲッターの基準として収入と教育に関する指標を新たに加えた。ゲッターとなる地域は、1,000人の住民を抱える居住地域のうち、5つのゲッター基準のうち3つを満たす必要がある。ただし、戦略文書では、ゲッターが社会全体に対する脅威であることが依然として

10 網掛けは基準の変更箇所を示している。

強調されている。社会民主党政権は、前政権のゲッター戦略から距離を置こうとしたものの、ゲッターの定義を変更する以外に大きな変化は見られなかった。

2015年の総選挙で政権交代が起きると、中道右派政権は2018年に新たなゲッター対策を発表した。ルケ・ラスムセン (Lars Løkke Rasmussen) 首相は「ゲッターパッケージ」計画 (『並行社会のないデンマーク：2030年までにゲッターをなくす』) を打ち出し、「パラレル社会」の理念に基づく新たな政策措置を導入した。新たな計画ではゲッターの定義が再び変更されるとともに、社会住宅は①脆弱地域、②ゲッター地域、③ハード・ゲッター地域に分類されるようになった。

脆弱地域は、住民1,000人以上の社会住宅のうち、①失業率、②犯罪者の割合、③言語教育の未修了者の割合、④平均収入の4つの基準のうち2つを満たした地域を指す。ゲッター地域は、脆弱地域の基準を満たした地域のうち、非西欧系諸国からの移民やその子孫が50%以上となる地域のことを指す。4年以上ゲッター・リストに載った地域はハード・ゲッターとみなされる。

計画に基づいて新たに採択された措置は、以前の取り組みよりもはるかに広範囲に及ぶものであった。例えば、脆弱地域においてバランスのとれた住民構成を実現するために、自治体が当該地域の社会住宅に生活保護受給者を割り当てることを禁止する一方、もう一方では賃金労働者や学生に対する優遇措置を導入する義務を定めた。ハード・ゲッター地域に関しては、非営利住宅協会が社会保障の受給者をウェイティング・リストから除外する義務を負うこととなった。2018年の戦略文書では、自治体と非営利住宅協会に対して、これまでの戦略文書で示されてきたゲッター対策の利用が義務付けられた。

また、新たなゲッター対策は、ゲッター地域の物理的な再編にも重点を置いていた。「ハード・ゲッター」に指定された地域の非営利住宅協会に対しては、2030年までに社会住宅の割合を40%にまで減らすための包括的な計画を提示することが求められる。社会住宅数の削減は、既存住宅の売却や取り壊し、新規の企業や政府の事業者の誘致を通じて実現される。実行可能な計画が策定されなかった場合、政府は問題の住宅を接收し、民営化するか取り壊すことになる。

さらに、生後12ヶ月以上のすべての子供をデンマーク語の保育施設に登録する義務が両親に課され、従わない場合は給付金が減額される制裁措置がとられた。この規則はデンマーク全土ではなく脆弱地域にのみ適用される。2018年の戦略文書で提案された措置のうち、ゲットー地域に移住した人々への社会保障費の削減という措置を除いて、ほぼすべてが法律として採択された。

社会住宅をゲットーとみなす基準において、決定的な要因は民族や人種である（Lundsteen 2023）。2018年の戦略文書では特に、脆弱地域とゲットー地域の違いとして非西欧系移民の割合が指標となっている。ハード・ゲットー地域に指定された場合には、全体の住宅に占める社会住宅の割合を引き下げするために、開発計画の提案が義務付けられ、場合によっては既存の社会住宅が取り壊される。社会住宅地区がゲットーから脱するためには、住民の失業率や犯罪率などを改善するほかに、住民の数を少なくすることが求められる。

ゲットー・リストの公開は、2019年の総選挙で中道左派政権が発足して以降も継続して行われている。非営利全国組織（BL）は、中道左派政権が進める「ゲットーパッケージ」に対して批判的な姿勢をとっており、社会統合という名目のもと、非西欧系移民を社会住宅地区から追い出すことへの懸念を示してきた（倉地 2021）。移民の割合が高い社会住宅地区においては、住民からも立ち退きに対する反対の声があがっている。特に、コペンハーゲン市のミョルナーパーケン地区では、物理的な開発計画が進む中で、訴訟問題にまで発展するほど住民と自治体との間に対立がみられた。

3-2 コペンハーゲン市ミョルナーパーケン地区

コペンハーゲン市の人口は2024年1月1日時点で659,352人である¹¹。他の自治体と比較すると人口の増加率は二番目に高く、コペンハーゲン市のすべての地区で人口が増加している。さらに、コペンハーゲン市民の28%が移民もしくは

11 コペンハーゲン市の2024年のレポートを参照、<https://www.kk.dk/om-kommunen/fakta-og-statistik/noegletalsanalyse>（2025年5月12日閲覧）。

は移民の子孫であり，16.5%が非西欧諸国の背景をもっている。

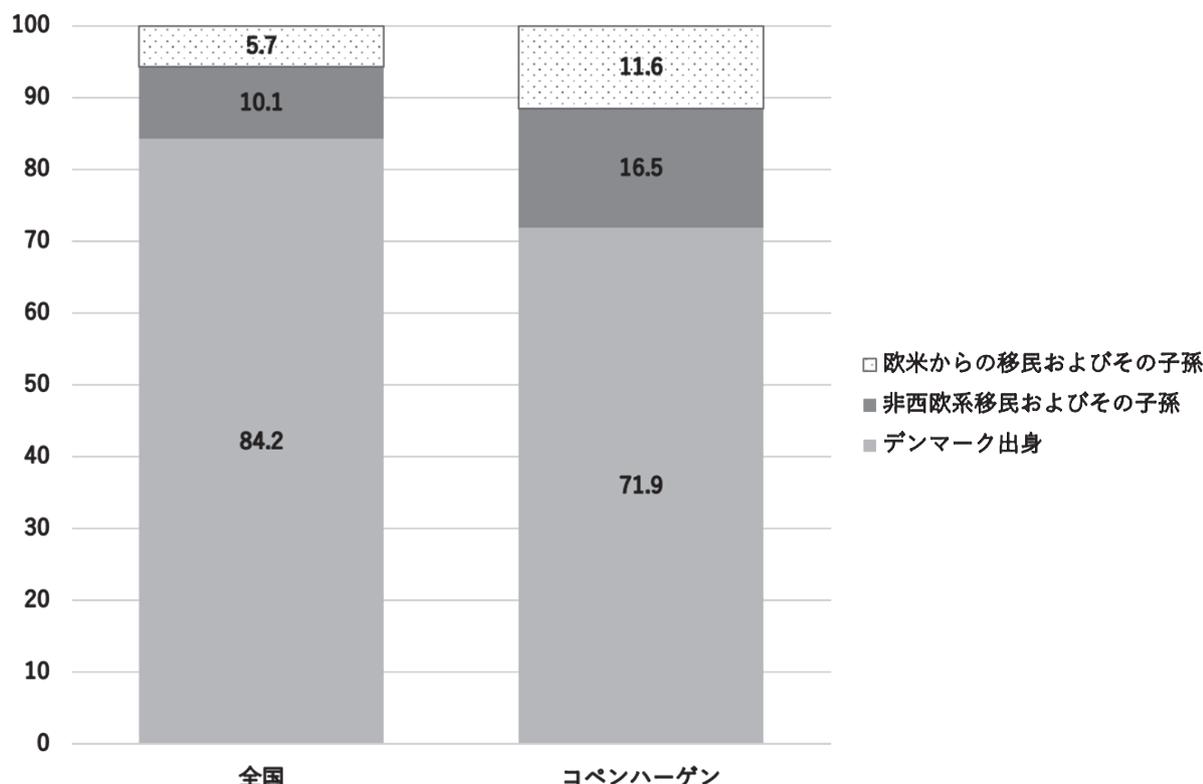


図2 2024年1月1日時点のコペンハーゲン市および全国の祖先別人口出所：Status på København 2024をもとに筆者作成。

コペンハーゲンでは近年の人口増加により，他の地域に比べて住宅価格が非常に高くなっている。そのため，自治体は，社会住宅の建設を促進し，学生向け住宅の増設に取り組んでいる。2024年時点において，コペンハーゲンにある住宅のうち，22%が個人所有，30%が賃貸契約，28%が個人協同住宅¹²，1%が公営住宅であり，残りの19%が社会住宅である。社会住宅は2014年に60,250戸であったのが，2024年には65,460戸へと増加している。

12 個人協同住宅（andelsboliger）は建築費を共有する住宅形態である。

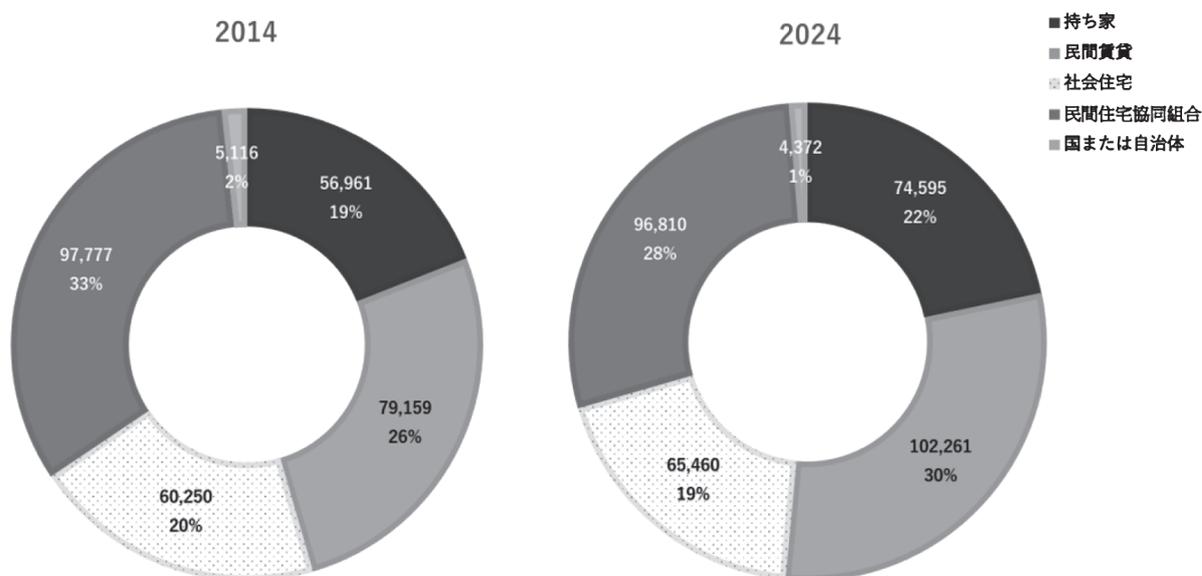


図3 2014年と2024年の所有形態別の住宅総数¹³

出所：Status på København 2024をもとに筆者作成。

コペンハーゲン市にある社会住宅のうち、2018年に発表されたゲッター・リストには11の地区が掲載された。それらのうち最も非西欧系移民の居住率が高い地域はミヨルナーパーケンである。ミヨルナーパーケン地区は1987年に設立され、コペンハーゲン市のノアブロ（Nørrebro）地区に位置し¹⁴、非営利住宅協会ボビータ（Bo-Vita）によって運営されている。1993年の時点における非西欧系移民の割合は64%であったが、2003年には91%へと増加した¹⁵。2023年になるとその割合は86.7%に減少しているが、住民の多くが異なる民族的もしくは宗教的背景をもっている。

ミヨルナーパーケン地区に対しては、2000年代から犯罪率の高さが指摘されており、2005年にはデンマークの社会住宅地区の中で最も初期の段階から防犯のための監視カメラが設置された。2015年に発生した銃乱射事件の犯人がこの

13 住宅総数には新築，合併，アパート等の取り壊しが含まれている。

14 コペンハーゲン市は2007年以降10の地域（Bydele）に区分されている。

15 「2003年1月1日時点における，特定された脆弱な居住地域および全国における移民およびその子孫とデンマーク人の割合分布の推移」を参照，https://web.archive.org/web/20110622190639/https://www.nyidanmark.dk/bibliotek/statistik/aarbog_om_udlaendinge/2004/aarbog_udlaendinge_04/html/chapter06.htm (2025年5月11日閲覧)。

地区の出身者であったことなどから、移民の2世3世の社会的孤立感が社会問題と結びついていることを指摘する見方もある（加藤・水島・嶋内 2019: 171）。2017年には巡回中の警察官がギャングによって銃撃されており、ギャング同士の抗争が住民の安全を脅かしているとの声も聞かれた。

2010年に政府が発表したゲッター・リストによると、当時のミヨルナーパーケン地区の失業率が52.8%、犯罪率が3.3%、非西欧系諸国からの移民の居住率が89.9%であり、全ての項目でゲッターの基準を満たしていた。政府の発表を受けて、コペンハーゲン市とボビータは包括的な開発計画に取り組むこととなった。自治体は2014年に開発計画（『恵まれない地域のための政策と自治体計画戦略』）を発表し、自治体が非営利住宅協会とともに社会住宅地区の環境改善に取り組む姿勢を示した。失業者による住宅へのアクセスを保護するために、自治体は新規開発地域における社会住宅の割合を少なくとも20%確保し、非営利住宅協会が住宅を購入・建設できるよう支援を強化する政治的目標を設定した。

さらに、2015年には、コペンハーゲン市とボビータによって、ミヨルナーパークンの具体的な開発計画である「総合計画」が発表された。計画には大きく三つの目標があり、①住宅の水準向上（老朽化が進んだ住宅のリノベーション）、②安全で安心な環境の創出（住宅の出入り口の改築、公園や一階の出入り口のフロアでの公共空間の創出）、③住宅地と周辺地域との融合（ビジネスのための賃貸スペースの提供、高齢者向けのデイケアセンターの設置）に向けて地区の開発が行われることになった。

総合計画には地域住民の参加を促進する意図もあった。デンマークの各都市における再開発計画の作成や実施において、特にコペンハーゲンでは住民の参加が重視されてきた（小池・西 2007）。自治体によるトップダウン型の住宅環境の整備に対しては、住民側から激しい反発を招くことも多く、特に、多数の移民や難民、学生や低所得者層が集住していた地域では激しい社会運動が行われてきた。そのため、ミヨルナーパーケン地区の開発に関しても、自治体と住民との間での議論を経た上で決定することが重要であった。

この計画に対して、住民の89%が総合計画に賛成票を投じた。当時、住民からは、ミョルナーパーケンに対して以前よりも肯定的な評価が与えられるようになったとの声が聞かれた¹⁶。ミョルナーパーケン地区で長年生活をしてきた住民たちにとって、住宅環境が改善されていることは確かであり、総合計画によってさらにその動きが加速することへの期待が存在していた。ただし、住民側には開発計画が長期化し、自治体や非営利住宅協会による地区への関与が拡大することへの危惧もあった。住民たちは今回の計画の期限が5年間であることを強調し、その期間内に計画が「完全に」達成されることを自治体に対して求めた。総合計画をめぐる住民の声からは、住宅環境の改善は住民を中心とした自律的なものでなければならず、開発計画などの地区の外からの関与は限定的であるべきとの訴えが行われていた。

2017年、コペンハーゲン市は2025年までの解決を目標とする「脆弱な都市地域に対する政策」を発表し、ミョルナーパーケン地区では「住宅・社会計画（2017-2021）」が開始された。この計画では、自治体が目標の達成のために、非営利住宅協会と対等な立場で計画に取り組むことを表明している。具体的な取り組みとしては、若年層の犯罪防止、教育と雇用水準の向上、自治体の子育て支援サービスの強化などが挙げられていた。

2018年に政府が新たなゲッターの基準を発表すると、ミョルナーパーケン地区はハード・ゲッターに指定された¹⁷。コペンハーゲン市はボビータとともに、ミョルナーパーケン地区の開発計画を運輸省（Transport-, Bygnings- og Boligministeriet）に提出することとなり、2030年までに地区内の社会住宅を最大40%まで削減しなければならなくなった。

2019年にボビータとコペンハーゲン市は開発計画を作成した。政府が課した

16 Carolina Kamil, 'Mjølnerparken: "Vi vil ikke have mere hjælp",' *Berlingske*, February 18, 2016, <https://www.berlingske.dk/samfund/mjoelnerparken-vi-vil-ikke-have-mere-hjaelp> (2025年5月19日閲覧)。

17 コペンハーゲン市の議事録 (*Udviklingsplan for Mjølnerparken, Nørrebro*) を参照, <https://www.kk.dk/dagsordener-og-referater/Teknik-%20og-%20Milj%C3%B8udvalget/m%C3%B8de-27052019/referat/punkt-18> (2025年5月12日閲覧)。

新たな要件を満たすために、ミヨルナーパーケン地区の開発計画は主に2段階に分かれており、第一段階では2015年に採択された総合計画を実施する。総合計画の実施後、第二段階として社会住宅の割合を削減する開発計画が行われ、少なくとも221戸の住宅が減少することとなる。

ミヨルナーパーケン地区は4つのブロック（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）で構成されており、開発計画に基づいて販売される住宅はブロックⅡとⅢが対象となる。総合計画によって二つのブロックには228戸の住宅が建設される予定であることから、221戸の住宅を削減する法的要件に最も近いブロックの組み合わせとなる。

開発計画が発表された後、コペンハーゲン市は運輸省に対して開発計画に関する現状報告書を毎年提出した。2020年の報告書では、総合計画の予定、売買契約に関する購入者との交渉、計画の調整についてまとめられ、2021年の報告書では、建設プロジェクトの入札、業者の選定について述べられている。2022年からは提出先が社会住宅省（Social- og Boligministeriet）の下にある社会住宅庁（Social- og Boligstyrelsen）に変更され、総合計画に基づく工事が開始したことについて報告が行われた。

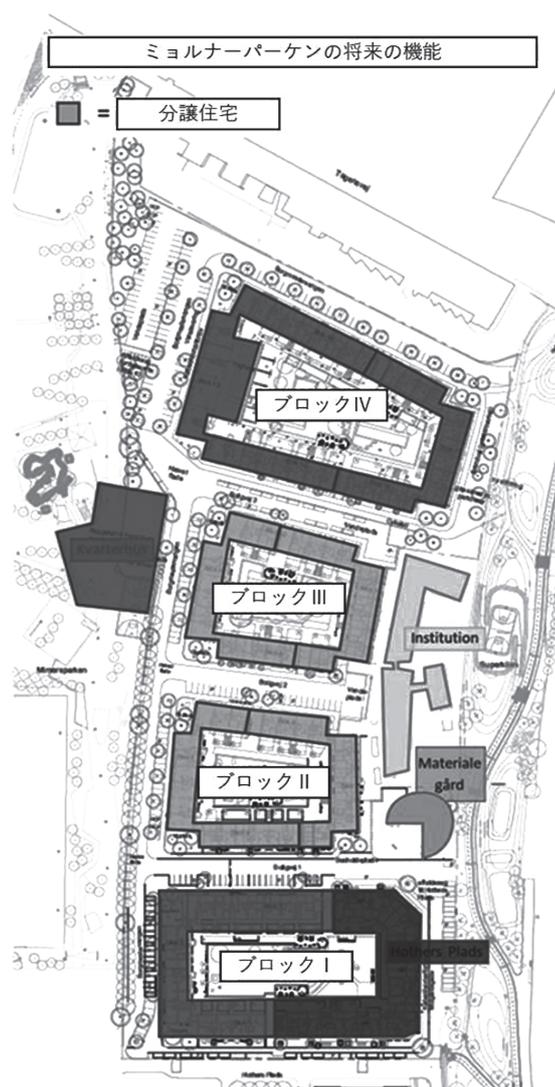


図4 ミヨルナーパーケン地区の4ブロック

出所：コペンハーゲン市の議事録（*Udviklingsplan for Mjølnerparken, Nørrebro*）の付録3（「ミヨルナーパーケンの将来の機能」）をもとに筆者作成。

住民の間にはミヨルナーパーケン地区から強制的に追い出されることへの危惧が見られ、一部の住民はコペンハーゲン市とボビータの決定に抗議した。2021年4月22日には地元紙（*Mit Nørrebro*）がミヨルナーパーケン地区の改修と開発について報じた。ニュースの内容は主に開発計画をめぐる訴訟や政治的対立であり、住民の一部から住宅の半数を売却する開発計画に対して反対が起こっていることを伝えた。

ただし、報道の中ではボビータが8年にわたって開発計画に取り組んでいる

ことも述べられており、建設業者が決定したことによって、さらに計画が進んでいることも付け加えられている。ボビータは、住民に対する説明の機会を設けながら開発計画を進めた。ボビータによる2019年12月のニュースレターでは、ミヨルナーパーケン地区の改修と開発に関する説明会に100人以上の住民が参加したことが述べられている。説明会では住民からさまざまな質問があり、ボビータ側の反応としては、我々が開発計画に賛成しているわけではなく、ゲットー法における政府の要求に対して解決策を示していると主張した。

2020年10月のニュースレターでは、販売プロセスや再入居の手続きがボビータとコペンハーゲン市の間で決定し、運輸省も開発計画を承認したことを住民に伝えている。ボビータ側の姿勢としては、議会での決定に従うことには拘束力があることから、住民にとって、承認された開発計画に従う以外に選択肢はないというものであった。ニュースレターでは、適切な再入居プログラムを実施するために協力するよう住民に対して呼びかけている。

2021年5月12日にボビータは建設業者のCASAとミヨルナーパーケン地区の改修に関する契約を結び、10月にはコペンハーゲン市議会で予算が採択され、改修工事が始まった。12月には、ボビータが不動産会社(NREPとIndustriens Pension)と住宅の購入契約を結び、260戸のアパートの所有権と賃貸権が不動産会社へと引き継がれた。住民からは住宅の売却に対して批判の声があがり、法的根拠が合法的であるかどうかかが明確になるまで売却を待つべきであるとの主張も行われた¹⁸。ボビータはこの時点で、数名の住民が起こした訴訟と我々は関係がないことを訴えており、住宅の売却がコペンハーゲン市と運輸省によって承認されていることを強調した。

2022年6月2日にはコペンハーゲン市議会がミヨルナーパーケンのブロックIIとIIIの売却を承認した。住宅の撤去作業は6月13日から始まったが、同日には少数の人々がゲットー法に基づく取り壊しを阻止するためにミヨルナーパー

18 'Beboere i Mjølnerparken vil have salg af boliger suspendered,' *Berlingske*, December 22, 2021, <https://www.berlingske.dk/danmark/beboere-i-mjoelnerparken-vil-have-salg-af-boliger-suspenderet> (2025年5月19日閲覧)。

ケン地区の一部を占拠した¹⁹。ボビータはこの占拠に対して、我々が人種差別的な見解や行動を支持していないことを訴えたうえで、ブロックⅡとⅢの売却は理事会でも承認されており、コペンハーゲン市議会も売却を承認したことを述べた。

ボビータによれば、ミヨルナーパーケン地区の再開発は基本計画に基づいて行われており、この計画はそもそも2015年に開催された理事会で出席した住民の89%によって採択されたものである。また、ゲッター法（並行社会法）はデンマーク議会において80%の賛成多数で可決されたのであり、開発計画も法律に従ったものでもある。占拠活動に対して、ボビータは、開発計画の決定が自治体や政府のみならず、住民によるものでもあることを強調した。

表2 ミヨルナーパーケン地区のゲッター化指標の変遷（2018-2023）²⁰

	居住者数 (1,000+)	労働市場外 (>40%)	非西欧 (>50%)	受刑者数 ※(各年の基準値(%))	基礎教育のみ (>60%)	平均所得 (<55%)
2018年	1,694	41.9	82.6	2.16 (>1.98)	77.4	49.9
2019年	1,659	38	80.5	2.02 (>2.03)	75.2	49.6
2020年	1,493	36.1	83.2	2.34 (>2.27)	74.5	48.3
2021年	1,429	36.6	80.5	2.69 (>2.35)	71.5	49.2
2022年	1,225	37.8	83	2.39 (>2.18)	70.6	47.9
2023年	966	39.3	86.7	2.11 (>2.05)	74.6	47

出所：社会住宅省のレポートをもとに筆者作成。

19 Christina Toustrup Eriksen, ‘Hundredvis demonstrerede mod nedrivning af “limen i Mjølnerparken”,’ *Berlingske*, June 15, 2022, <https://www.berlingske.dk/metropol/hundredvis-demonstrerede-mod-nedrivning-af-limen-i-mjoelnerparken> (2025年5月19日閲覧)。

20 網掛けはゲッター化の基準を満たしていることを意味する。

ミヨルナーパーケン地区は2023年のゲッター・リストから削除された。ハード・ゲッター地域のうち、リストから外れた地域は2024年の時点で9箇所ある。ミヨルナーパーケン地区と他の地域との違いは、社会住宅地区の人数が1,000人以下になったことによってリストから外れたことにある。居住者数が減少したことは、開発計画を進める上で物理的な地区の整備が行われたことを示している。ミヨルナーパーケン地区では、社会住宅から一部の人びとを立ち退かせることによって、ゲッター化の問題を解決しようとした。

ボビータは現在、ミヨルナーパーケン地区から移転することになった住民の追跡調査を行っている²¹。開発計画が実施される過程では、住民からは反対の声があがった。ボビータにとっても、今回の計画は前例のないものであり、政府が示した判断を解釈しながら計画に取り組んだ。住民に対してボビータは説明の機会を設け、計画についての決定には住民も参加していたことを度々強調した。計画は撤回されることなく、着実に進められた。

ミヨルナーパーケン地区のゲッター対策から明らかな点は、協働の伝統を表すデンマークの住宅政策において、政府の影響力が一定程度存在していることである。もちろん、政府の影響力はトップダウン型のものではなく、コペンハーゲン市とボビータが住民とのコミュニケーションを行う中で表れているものであった。政府による決定は開発計画において達成すべき目標を規定するが、ガバナンスが機能するかどうかは地方自治体や非営利住宅協会の対応にある。社会住宅地区をめぐるゲッター化の問題は、協働型ガバナンスにおける政府の立ち位置の一つを示している。

4 政府は協働を後押しするのか

本稿は、デンマークの住宅政策における移民や難民の問題に着目することに

21 ボビータのHPにある「ミヨルナーパーケンがゲッター・リストから脱却した道」を参照、<https://mjolnerparken.dk/mjoelnerparkens-vej-vaek-fra-ghettolisten/> (2025年5月12日閲覧)。

より、協働型ガバナンスに対して政府による決定がいかなる影響を与えているのかを明らかにした。協働型ガバナンスは、ゲッター化のような複雑な問題を解決する手段の一つであり、デンマークでは各自治体で協働を実現するための様々な制度設計が試みられてきた。協働の場は決して自然に出来上がるものではなく、慎重な取り組みが求められる場である。

社会住宅地区のガバナンスに関しては、住民、非営利住宅協会、地方自治体間における協働をいかに実現するかが論点となってきた。社会住宅の運営は主に非営利住宅協会によって行われるが、地方自治体との間では開発計画についての決定が行われ、住民との間では住宅環境の改善のために議論を重ねることが求められる。デンマークの社会住宅地区は、住民が主体となって協働を実践する場を表している。

しかし、1970年代から1990年代にかけて移民や難民の集住が進展すると、移民・難民に対する待遇の厳格化が政府によって行われるとともに、社会住宅の運営に関しても再検討されるようになった。政府は2004年にはじめてゲッター化に対する戦略文書を発表し、2010年にはゲッターの定義に「非西欧系移民とその子孫」を新たな指標として加えた。2013年にはゲッターの地域となる基準が3つから5つとなり、2018年の戦略文書ではゲッターの定義として民族や人種が強調され、対象地域の区分も脆弱地域、ゲッター地域、ハード・ゲッター地域となった。

ゲッター・リストに掲載された社会住宅地区に対しては、開発計画の実施が義務化された。住民における移民・難民の割合が特に高いミヨルナーパーケン地区では、コペンハーゲン市と非営利住宅協会ボビータの間で開発計画が決定された。開発計画に対しては、一部の住民から異議申し立てが行われながらも、計画は継続された。ボビータは住民への情報発信を積極的に行い、住民からの不満に応える姿勢を示す中で、開発計画の決定が自治体や政府のみならず、住民が参加する中で行われたことを訴え続けた。開発計画が進んだ結果、ミヨルナーパーケン地区の居住者数が1,000人以下となり、2023年のゲッター・リストからこの地区は外れることとなった。

ミヨルナーパーケン地区の開発計画において、政府が発表したゲッター・リストは達成すべき目標の基準を規定しており、計画が継続したことを踏まえると、政府による決定は社会住宅地区のガバナンスに影響を与えているとみなすことができるだろう。ただし、政府による影響は、地方自治体と非営利住宅協会によって間接的に生じるものであり、それぞれのアクターの動きを政府が規定するものではない。移民や難民をめぐる住宅政策によって明らかになる点は、協働型ガバナンスをメタ的な立場からコントロールする政府の存在である。

しかし、政府によるゲッター・リストの発表は、アクター間の協働を後押ししたのであるだろうか。本稿は、政府の決定に着目したことにより、社会住宅地区のガバナンスに対して政府が与えた影響を明らかにしたものの、その結果、アクター間における協働関係に変化が生じたのかどうかまでは明らかになっていない。デンマークの住宅政策において、協働型ガバナンスが一定程度機能してきたことを前提とする場合、ゲッター化に対する政府の行動は、これまでのガバナンスに影響を与えるものであったのだろうか。今後の課題としては、ゲッター化が社会住宅地区のガバナンスに変化をもたらしているのかどうかを示すとともに、変化が見られた場合には、その変化に政府がどのように関わっているのかを明らかにすることが求められる。

〔謝辞〕本稿は、日本公共政策学会2025年度研究大会（2025年6月14・15日に金沢歌劇座で開催）における「自由公募セッションⅢ」に提出した論文「デンマークの社会住宅地区における協働型ガバナンス」をもとにしたものである。当日の司会・討論の先生方をはじめ、セッション出席者からの貴重なコメントに対して、厚く御礼を申し上げたい。

（参考文献）

（日本語文献）

- 石黒暢（2017）「高齢者介護のガバナンス：デンマークのウェルフェア・テクノロジー
施作からの検討」『IDUN：北欧研究』第22巻，195-222頁。
- 岡田徹太郎（2011）「デンマーク住宅政策の現状と課題：新自由主義の圧力と社会民主

- 主義型福祉国家」『香川大学経済学部研究年報』第51号, 163-189頁。
- 加藤壮一郎 (2016) 「デンマーク・積極的労働市場政策における雇用政策・社会政策ガバナンスの一元化の過程：地域調整委員会から地域雇用協議会までの展開を中心に」『公共研究』第12巻第1号, 91-148頁。
- 加藤壮一郎・水島治郎・嶋内健 (2019) 「デンマーク・社会住宅地区におけるゲッターゼーション：社会住宅地区への複合的な政策アプローチの変遷と現状」『住総研研究論文集・実践研究報告集』第45巻, 165-176頁。
- 倉地真太郎 (2021) 「デンマークの『みんなの家』とは何か？：社会住宅の意義と課題に着目して」『生活協同組合研究』第545巻, 33-41頁。
- 小池直人・西英子 (2007) 『福祉国家デンマークのまちづくり：共同市民の生活空間』かもがわ出版。
- 鈴木優美 (2010) 『デンマークの光と影：福祉社会とネオリベラリズム』リベルタ出版。
- 鈴木優美 (2024) 「41 増加する国内の移民・難民とその政治的背景：国際社会への責任と実情」村井誠人編『デンマークを知るための70章【第2版】』明石書店, 220-223頁。
- 馬場麻衣・桜井康宏 (2010) 「デンマークの非営利住宅組織の管理運営実態：非営利住宅組織・管理法人・管理人の相互関係」『住宅系研究報告会論文集』第5巻, 27-34頁。
- 福森憲一郎 (2025) 「『コントロール』概念に基づくガバナンス論の再検討」『法学紀要』第66巻, 113-134頁。
- 松岡洋子 (2005) 『デンマークの高齢者福祉と地域居住：最期まで住み切る住宅力・ケア力・地域力』新評論。

(外国語文献)

- Damgaard, Bodil and Jacob Torfing (2010) 'Network Governance of Active Employment Policy: The Danish Experience,' *Journal of European Social Policy*, Vol. 20, Issue 3, pp. 248-262.
- Emerson, Kirk and Tina Nabatchi (2015) *Collaborative Governance Regimes*, Washington: Georgetown University Press.
- Kristjansen, Elizabeth Toft (2020) 'Design Matters: Tensions between Democratic Quality and Productive Collaboration,' *The Innovation Journal: The Public Sector Innovation Journal*, Vol. 25, Issue 3, pp. 1-24.
- Lundsteen, Martin (2023) 'Displacing the Other to Unite the Nation: The Parallel Society Legislation in Denmark,' *European Urban and Regional Studies*, Vol. 30, Issue 3, pp. 261-281.
- Scharpf, Fritz W. (1999) *Governing in Europe*, Oxford: Oxford University Press.
- Seemann, Anika (2021) 'The Danish 'Ghetto Initiatives' and the Changing Nature of Social Citizenship, 2004-2018,' *Critical Social Policy*, Vol. 41, Issue 4, pp. 586-605.
- Skelcher, Chris and Jacob Torfing (2010) 'Improving Democratic Governance through Institutional Design,' *Regulation and Governance*, Vol. 4, Issue 1, pp. 71-91.

- Smith, Graham (2009) *Democratic Innovations: Designing Institutions for Citizen Participation*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sørensen, Eva, John Bryson and Barbara Crosby (2021) 'How Public Leaders Can Promote Public Value through Co-creation,' *Policy & Politics*, Vol. 49, Issue 2, pp. 267-286.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2018) 'Designing Institutional Platforms and Arenas for Interactive Political Leadership,' *Public Management Review*, Vol. 21, Issue 10, pp. 1443-1463.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2019) 'Towards Robust Hybrid Democracy in Scandinavian Municipalities?,' *Scandinavian Political Studies*, Vol. 42, Issue 1, pp. 25-49.

事業報告

令和7年度研究会報告

法学研究所

刑事法研究会

(第1回例会)

1、2025年3月27日(木)16時30分

1、10号館 1062講堂

1、テーマ及び報告者

自己殺傷行為の動機を表示した法益主体を利用した間接正犯について

日本大学法学部教授 野村 和彦

(第2回例会)

1、2025年6月21日(土)16時30分

1、本館 第二会議室

1、テーマ及び報告者

故意の構成要件関連性について

日本大学法学部教授 南 由介

(第3回例会)

1、2025年9月27日(土)16時30分

1、本館 第二会議室

1、テーマ及び報告者

少年法64条1項と特定少年の責任能力

日本大学法務研究科教授 河原 俊也

(第4回例会)

1、2025年11月8日(土)16時00分

1、2号館 252A 講堂

1、テーマ及び報告者

組織犯罪処罰法13条1項6号の合憲性について

(最判令和6年12月17日刑集78巻6号462頁)

日本大学法学部専任講師 三隅 諒

(第5回例会)

1、2025年12月20日(土)16時30分

1、本館 第二会議室

1、テーマ及び報告者

避難行為の補充性および衡量原則が「現在の危難」の認定に及ぼす影響について
—我が国の裁判例を手掛かりにして—

日本大学大学院法学研究科博士後期課程 小林 侑介

商事法研究会

(第1回例会)

1、2025年3月22日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合における、車両損害の消滅時効の起算点

(最判令和3年11月2日民集75巻9号3643頁)

杉並総合法律事務所弁護士 吉村 和貴

1、テーマ及び報告者

統合失調症に罹患していた成人男性が限定責任能力の状態で引き起こした殺傷事件につき、母親の他害行為防止義務違反と加害者の他害行為との間には相当因果関係があるとして、母親の不法行為責任を認めた事例

(大阪地判令和4年10月25日判時2592号87頁)

日本大学文理学部講師 松本 幸治

(第2回例会)

1、2025年4月26日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

新株発行等が財務状況改善を目的としたものであり、経営支配権の維持を目的とした不公正な手段ではないとされた事例

(東京地決令和6年8月8日資料版商事488号69頁)

太陽誘電株式会社法務部係長 伊藤 哲弥

1、テーマ及び報告者

サイバーセキュリティインシデントに関する親会社取締役の内部統制構築義務

(広島高岡山支判令和元年10月18日2019WLJPCA10186012)

八戸学院大学地域経営学部助教 埴原 啓正

(第3回例会)

1、2025年5月17日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

株主が会社法297条の規定によることなく訴訟手続によって会社に対し株主総会開催等を義務付けることの可否

(東京高判令和3年9月29日金判1695号38頁)

林康弘法律事務所弁護士 林 康弘

1、テーマ及び報告者

コインパーキングの免責規定の契約内容化が否定された事例

(神戸地判令和5年5月31日(令和3年(ワ)第1629号)交通民集56巻3号604頁)

関西学院大学法学部准教授 松田 真治

(第4回例会)

1、2025年6月21日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

二段階取引における公正性担保措置と売買価格の決定

(東京地決令和5年5月12日金法2228号56頁)

横浜商科大学教授・公認会計士 原 郁代

1、テーマ及び報告者

スルガ銀行株主代表訴訟事件高裁判決

(東京高判令和7年3月27日判例集未登載)

日本大学法学部教授・弁護士 松嶋 隆弘

(第5回例会)

1、2025年7月19日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

山口放送事件控訴審判決

(広島高判令和5年11月17日 LEX/DB25596746)

日本大学法学部准教授 金澤 大祐

1、テーマ及び報告者

借地権設定契約がされたが、土地所有者が現にその利用につき一定の制限を受けるほかには借地人に経済的利益が移転していない場合における、当該土地に係る相続税法22条所定の「価額」

(東京地判令和5年1月26日判タ1526号163頁)

税理士・日本大学法学部非常勤講師 松嶋 康尚

(第6回例会)

1、2025年9月3日(水)10時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ

「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」の検討

(第7回例会)

1、2025年9月13日(土)14時00分

1、本館 145講堂

1、テーマ及び報告者

株主権確認請求訴訟において被告会社が控訴しない場合の相被告の控訴の利益

(東京高判令和6年9月11日金判1710号14頁)

LEC 会計大学院教授・弁護士 遠藤 啓之

1、テーマ及び報告者

議決権行使の代理人資格を株主に限る定款規定を持つ非公開会社における株主ではない弁護士による議決権代理行使の可否

(東京地判令和5年1月20日2023WLJPCA01206009)

近畿大学経営学部准教授 千手 崇史

(第8回例会)

1、2025年10月25日(土)14時00分

1、本館 145講堂

1、テーマ及び報告者

金融ADR制度における指定紛争解決機関の義務と不法行為責任—東京地判令和6年8月23日判決を素材として—

(東京地判令和6年8月23日金判1710号28頁)

日本大学法学部法学研究所研究員 崔 廷任

1、テーマ及び報告者

自己株式取得・処分信託の法的課題 政策保有株式の解消に向けて

名古屋学院大学法学部教授 坂東 洋行

(第9回例会)

1、2025年11月29日(土)14時00分

1、本館 145講堂

1、テーマ及び報告者

商法526条3項における法人売主の悪意の判断基準について

(東京高判令和4年12月8日判タ1521号131頁)

大東文化大学法学部准教授 王 学士

1、テーマ及び報告者

他人の生命の共済契約における共済契約者の告知義務違反

(東京地判令和4年10月25日2022WLJPCA10258004)

上智大学法学研究科法曹養成専攻教授 深澤 泰弘

(第10回例会)

1、2025年12月13日(土)14時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

宗教法人と信者間の不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例および同宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法でないとした原審の判断に違法があるとされた事例(最判令和6年7月11日民集78卷3号921頁)

山形大学人文社会科学部講師 森 勇斗

1、テーマ及び報告者

IR情報(情報開示)と前科情報の公開(東京高判令和6年1月17日金判1694号8頁)

東京経済大学現代法学部教授 上机 美穂

税法研究会

(第1回例会)

1、2025年4月19日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

トランプ2.0政権の自国第一課税政策を読む～「相互関税」の導入と国際デジタル課税枠組みからの離脱

現代税法研究会代表・白鷗大学名誉教授 石村 耕治

(第2回例会)

1、2025年6月21日(土)15時00分

1、2号館 284B 講堂

1、テーマ及び報告者

国税徴収法の目的と特色,そして納税者

税理士・白鷗大学教授 阿部 徳幸

1、テーマ及び報告者

公認会計士でもある税理士に対する税理士業務停止処分期間経過後に処分取消しを求める訴えの利益

税理士・日本大学法学部非常勤講師 松嶋 康尚

(第3回例会)

1、2025年9月20日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

「韓国における納税者権利保護機構」—韓国国税庁『納税者権利保護 過去・現在・未来その一途な道に向かって行く記録』を読む—

税理士・白鷗大学教授 阿部 徳幸

1、テーマ及び報告者

グローバルな視角からの消費税減税をめぐる論点～基礎的飲食料品への最適消費税率選択

現代税法研究会代表・白鷗大学名誉教授 石村 耕治

(第4回例会)

1、2025年12月20日(土)15時00分

1、2号館 282A 講堂

1、テーマ及び報告者

適正手続と租税手続法～最高裁令和6年5月7日判決を契機に

日本大学法学部教授 鳥飼 貴司

1、テーマ及び報告者

車(自動車)にかかる税見直しをめぐる論点整理～車購入時税,暫定税率,走行距離課税(マイレージ税)を射程に

現代税法研究会代表・白鷗大学名誉教授 石村 耕治

民事法研究会

(第1回例会)

1、2025年3月17日(月)16時00分

1、法学部4号館 第四会議室 A

1、テーマ及び報告者

当事者適格の諸問題に関する研究

日本大学法学部助教 高橋 慶悟

(第2回例会)

1、2025年4月17日(木)18時00分

1、本館 第一会議室

1、テーマ及び報告者

売買目的物の瑕疵による追完請求権(ドイツ民法439条) Der kaufrechtliche Nacherfüllungsanspruch bei Mängeln (BGB§ 439 BGB)

フランクフルト大学・教授 Prof. Dr. Felix Maultzsch

政経研究所

政治研究会

(第1回例会)

1、2025年6月26日(木) 16時20分

1、2号館 273A 講堂

1、テーマ及び報告者

フェミニスト・アプローチとしてのケアの倫理:「倫理」と「政治」を架橋する

東京大学大学院人文社会系研究科特任研究員 富岡 薫

(第2回例会)

1、2025年6月27日(金) 16時00分

1、2号館 282B 講堂

1、テーマ及び報告者

自民党の派閥再考:政治改革は派閥を衰えさせたのか

國學院大學法学部教授 山本健太郎

経済研究会

(第1回例会)

1、2025年9月25日(木) 15時00分

1、Zoomによる開催

1、テーマ及び報告者

Countering Incumbency Advantage:Challenger Strategy and Political Rents

大阪大学大学院博士後期課程(日本学術振興会 DC2) 野津 成希

政経研究所共同研究研究会

(第1回例会)

1、2025年2月17日(月) 14時00分

1、2号館 292A 講堂

1、テーマ及び報告者

デジタル権威主義の時代?—米中対立と国際秩序

愛知学院大学文学部英語英米文化学科准教授 大澤 傑

(第2回例会)

1、2025年10月23日(木) 17時00分

1、2号館 283A 講堂

1、テーマ及び報告者

公共政策学をとりまく苦悶

青山学院大学法学部教授 松田 憲忠

(第3回例会)

1、2025年11月10日(月) 17時00分

1、2号館 292A 講堂

1、テーマ及び報告者

権威主義国が発するナラティブの日本での拡散と受容

早稲田大学政治経済学術院教授 小林 哲郎

令和6年度学内学会・研究所合同研究会

1、日時 令和7年3月6日(木) 9:30開場 9:50開会

2、場所 法学部10号館1011講堂

司会・進行 松山 博樹, 香川 七海, 福木 滋久, 三谷 文栄, 鏡 圭佑,
三隅 諒

3、自由論題

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①メディア化の進展とネットミーム | 平井 智尚 |
| ②移動販売車を活用した公共空間デザイン | 佐藤 正弘 |
| ③事態把握の様式—言語, 思考そして文化— | 町田 章 |

4、日本大学法学部学術賞講演

- | | |
|-------------|---------------|
| ①営業秘密侵害の準拠法 | Serena Franco |
|-------------|---------------|

5、退任記念講演

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①我が国行政改革の歴史的展開—欧米主要国との比較検討を中心に | 上村 進 |
| ②自己と時間—心理学からのアプローチ— | 和田 万紀 |
| ③租税概念再考 | 黒川 功 |

令和6年度・令和7年度定期無料法律相談会

令和6年度・令和7年度定期無料法律相談会は、千代田区及び校友弁護士の協力を得て開催された。概要は、下記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生たちの法学実践教育を行うという目的を達成することができた。

1、日 時

【令和6年度】

(第6回) 令和7年2月8日(土)

※時間は、午後1時～午後3時

【令和7年度】

(第1回) 令和7年6月14日(土)

(第2回) 令和7年7月26日(土)

(第3回) 令和7年9月27日(土)

(第4回) 令和7年11月8日(土)

(第5回) 令和7年12月20日(土)

※時間は、午前11時～午後12時30分

2、場 所

法学部5号館

3、参加者(敬称略:50音順)

(専任教員)

佐々木良行, 清水 恵介, 林 誠吾, 宗像 玲樹, 横山 裕一

(校友弁護士)

池長 宏真, 神頭 正光, 佐藤 司郎, 角 学, 辰野 樹市, 町田 伸明

(補助学生)

司法科研究室生 各回2名

4、相談件数・内容

①件数 26件

②内容

借地借家	6件
近隣問題(道路, 境界, 騒音, マンション管理など)	3件
消費者問題(訪問販売, マルチ商法, 悪徳商法, インターネット商法など)	1件
労働関係(従業員のトラブル, 解雇, 配置換えなど)	3件
売買その他の契約関係	4件

家族関係（離婚，DV，児童虐待など）	1件
扶養，相続関係（遺言，遺産分割）	4件
交通事故	1件
交通事故以外の不法行為（名誉毀損，器物損壊など）	2件
会社そのほかの法人に関する問題	1件
その他	1件

令和7年度法律討論会

第47回法律討論会は、日本大学法学部法学研究所による主催、日本大学法曹会及び日本大学法学部校友会の後援により令和7年12月13日（土）12時00分から法学部10号館1011講堂において開催された。

（出題者）

河原 俊也 教授

（審査員）

本多 健一 裁判官・西尾 浩登 検察官・加藤 秀俊 弁護士

野村 和彦 教授・南 由介 教授・三隅 諒 専任講師

（進行）

峯岸 舞 弁護士

◆問題

甲は、令和7年6月6日、氏名不詳者から、SNSで「時計屋の叩きをやりませんか。時計屋のオーナーとこちら側が組んでいます。盗難保険に入っているので、高級腕時計等が盗難された場合、お店に保険金が下ります。その後、オーナーが保険金を受け取り、お店を閉めるとのことです。要は、保険金詐欺です。周りの目もあるので最初は被害届を出しますが、数週間後に取り下げさせてもらいます。被害届が取り下げられるので、捕まるリスクは低いです。報酬は400万円です」というメッセージを受信した（甲のスマートフォンにはこのメッセージを撮影した写真のデータが保存されており、それに前記のとおり文言が写っている）。その後、甲は、氏名不詳者との間で、SNSを使って数回やり取りし、強盗の計画の詳細を聞いた。

甲は、同月9日頃、知人のAに対し、電話で「報酬が100万円のグレーな仕事がある。見かけは強盗だが警察には捕まらない。指示役と被害店舗のオーナーがつながっており、被害店舗のショーケースを割って商品を持ち出して換金し、被害店舗は保険金を受け取ることになっている。自分が自動車を運転して被害店舗前までAを送り、その場でエンジンをかけたまま待っている。Aが商品を奪ったら、自動車で逃走する」などと説明したところ、Aは、この話を了承した。

甲は、同月11日、Aと合流し、Aに素顔を隠すための目出し帽、ショーケースを割るためのバール及び奪った時計を入れる紙袋等を渡した。その後、甲が手配したレンタカーで被害店舗に到着し、被害店舗前の路上に車両を停車させた。なお、甲は、被害店舗に向かう途中、氏名不詳者に対して、被害店舗の従業員から妨害されないよう、被害

店舗に電話して従業員の手を塞いでほしいなどと、SNSで依頼していた。

目出し帽をかぶったAが店内に立ち入った時、店内には男性従業員乙と客Bがいて、オーナーはバックヤードにいた。Aは店内のショーケースにボールを振り上げてガラスを割り、割れたショーケースから腕時計1点（時価30万円相当）を手にとって紙袋に入れた。

乙は、突然のことに動揺して立ち尽くしていたが、我に返り、Aを痛めつけて弱らせたところで捕まえようと考え、ショーケースの引き出しをAに向かって投げた。この引き出しはAをかすめて、その横に立っていたBに当たり、Aは加療約1週間を要する腕部打撲の、Bは加療約3か月間を要する頭部挫傷等の傷害を負った。

以上の事例において、氏名不詳者と被害店舗のオーナーとの間では狂言強盗の話が通じていたが、従業員との間では通じていないと甲が認識していたことを前提に、甲及び乙の罪責について論じなさい。なお、住居等侵入罪（刑法130条前段）については検討しなくてよい。

令和7年度の法律討論会は、法学部在学中の学生3名で構成されたチームが6チーム出場し、以下のルールのもとに実施した。各チーム一人の立論者が10分以内で論旨を発表した後、他の出場チームや傍聴者からの質疑応答に対して15分間応答した。

討論会に先立ち、日本大学法学部法学研究所長の加藤雅之教授及び日本大学法曹会会長の野村吉太郎弁護士からの挨拶があった。続いて、進行係の峯岸舞弁護士から発表の手順と審査基準等の説明がなされた後、討論が開始された。

討論終了後、審査員を代表して加藤秀俊弁護士から審査結果の発表があり、引き続き審査員を代表して本多健一裁判官からの講評があった。

その後、表彰式が行われた。優勝チームには、法曹会および法学部校友会から法曹会杯・法学部校友会杯が授与された。また、優勝、準優勝及び3位の各チームに対しては、法曹会から盾が授与されるとともに、法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。第4位から第6位の出場者には、法学部校友会から参加賞として図書カードが贈呈された。あわせて、法学研究所から出場者全員に、参加賞として図書カードが授与された。

法律討論会終了後、本館地下食堂にて、出場者・審査員との懇親会を実施した。

成績結果は、以下のとおりである。(カッコ内は、学科・学年)

優勝 (第6組)

村上 琴乃 (法律学科2年)・皆川 和奏 (法律学科3年)

五十嵐 夏 (法律学科3年)

準優勝 (第3組)

山内 俊治 (法律学科3年)・林 千里 (法律学科3年)

古畑 嘉人 (法律学科3年)

第3位 (第5組)

伊藤 沢 (法律学科3年)・阿部 惣太 (法律学科4年)

小泉 拓也 (法律学科4年)

参加賞 (順不同)

角田 拓己 (法律学科3年)・富田 裕大 (法律学科3年)

尾内はるひ (法律学科3年)・居軒 拓飛 (法律学科3年)

上田 彩月 (法律学科3年)・山本ちひろ (法律学科3年)

山内 俊治 (法律学科3年)・林 千里 (法律学科3年)

古畑 嘉人 (法律学科3年)・染谷 安紀 (法律学科3年)

田付 峻大 (法律学科3年)・豊田 実希 (法律学科3年)

伊藤 沢 (法律学科3年)・阿部 惣太 (法律学科4年)

小泉 拓也 (法律学科4年)・村上 琴乃 (法律学科2年)

皆川 和奏 (法律学科3年)・五十嵐 夏 (法律学科3年)

優秀質問賞 (順不同)

村上 琴乃 (法律学科2年)・武井 柚磨 (法律学科2年)

佐々木日暉 (法律学科2年)・大武 勇氣 (法律学科1年)

金子二能美 (法律学科1年)・小泉 拓也 (法律学科4年)

飯島もも香 (法律学科1年)・角田 拓己 (法律学科3年)

山内 俊治 (法律学科3年)・伊藤 優作 (法律学科1年)

校友会会長賞

鈴木 勇貴 (大学院法務研究科2年)

令和7年度国家試験合格者（研究室生）**◆司法書士試験 2名**

新保実佳子（法務研究科平成22年3月修了）

柴田 祥治（法学研究科令和7年3月修了）

◆弁理士試験 2名

鈴木 沙優（法学部経営法学科3年在学中）

酒井 優里（生産工学部マネジメント工学科平成26年3月卒業）

◆公認会計士試験 1名

居森 賢祐（法学部経営法学科令和3年3月卒業）

◆税理士試験 1名

中村 喜樹（法学部法律学科令和7年3月卒業）

執筆者紹介 (掲載順)

【法学研究所】

松嶋隆弘 日本大学教授
セレナ・フランコ 日本大学准教授
松嶋隆弘 日本大学教授
大久保拓也 日本大学教授
鬼頭俊泰 日本大学教授
金澤大祐 日本大学准教授
中島弘雅 日本大学法学部
法学研究所研究員
慶應義塾大学名誉教授

【政経研究所】

柑本英雄 日本大学教授
福森憲一郎 日本大学専任講師

法学紀要編集専門委員会

加藤雅之 岩崎正洋
松元雅和 窪田悠一
小田司 柑本英雄
西原雄二 杉本竜也
柳瀬 昇

HŌGAKU KIYŌ

Journal of Law, Political Science and Economics

Vol. 67, March 2026

< Law Institute >

ARTICLES

Takahiro Matsushima, *Code of Conduct Required in the Event of Joint Inheritance of Company Shares: Based on Court Precedents Related to Article 106 of the Companies Act*

Franco Serena, *The Applicable Law to Property Rights in Blockchain Systems: European Doctrines and the Protection of Trade Secrets*

MATERIAL

Takahiro Matsushima, Takuya Ohkubo, Daisuke Kanazawa, Toshiyasu Kito, Hiromasa Nakajima, *Survey of Disaster-Stricken Areas in Kumamoto and Discussions with Researchers and Research Institutes: As Part of the Research on “Development of a Cyber-Physical System Aimed at Establishing a Resilient and Resident-Friendly Regional Collaboration Hub for Disaster Preparedness”*

< Political Science and Economics Institute >

ARTICLES

Hideo Kojimoto, *The Implications and Limitations of Euroregions: Institutional Developments in Cross-Border Cooperation in Europe Prior to the Emergence of European Groupings of Territorial Cooperation (EGTCs)*

Kenichiro Fukumori, *Collaborative Governance in Danish Social Housing*

ISSN 0287-0665

法 学 紀 要 (第67卷)

編集 責任者 加 藤 雅 之
発行 松 元 雅 和

発 行 者 日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

発行年月日 2026年 3 月 1 日

—株式会社メディオ—

